

# 裾野市史研究

口絵 普明寺所蔵武田氏発給文書

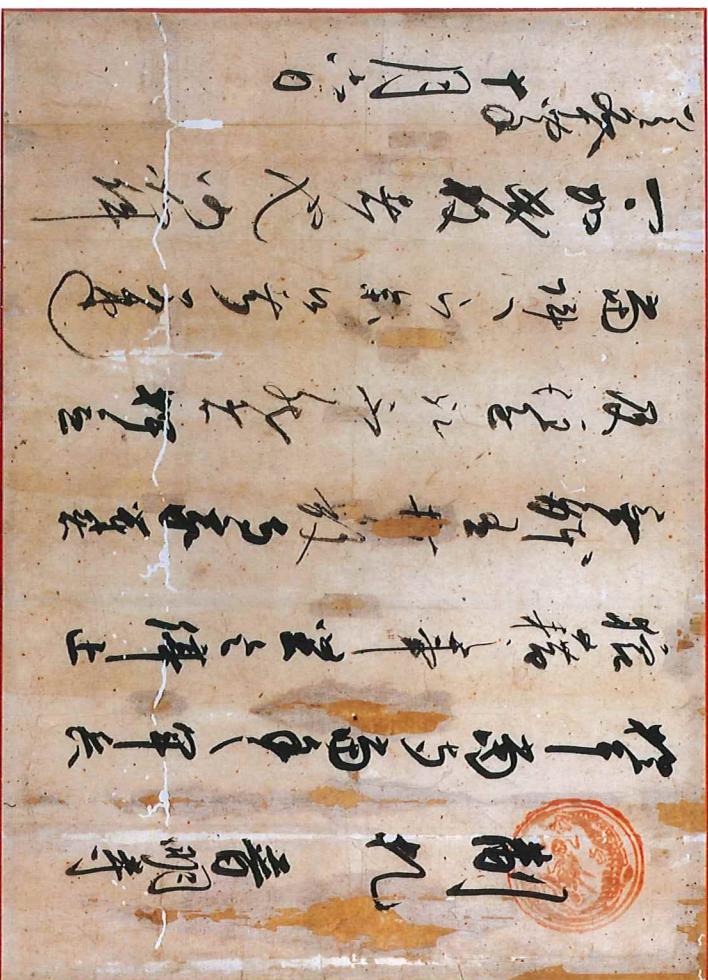
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 発刊のことば               | 久保 文和     |
| 市史編さんと中世の裾野          | 有光 友学(1)  |
| 裾野市内に於ける中世城館跡について(1) | 中野 國雄(27) |
| 東山の歴史(一断面)           | 芹沢 充寛(53) |
| 近世初期徳川検地と東駿河         | 関根 省治(61) |
| 市史編さんと日本民俗学          | 岩田 重則(85) |
| 編さん室日誌               | (99)      |



1989年3月

裾野市史編さん委員会





定

黒年少相寺中止  
之ノ旨相送アム建三燒  
宇モ作寺度儀シ有  
監物西行ノ事ニモ地  
代高ニ係貢送候様は無  
因ひ西地ニシテ附毛豆仍  
件

黒年少

見等  
ル下

四月十一日信玄判物

普明寺所蔵武田氏発給文書

普明寺で武田氏発給文書二通が再発見された。『静岡県史料』では、東大史料編纂所影写本より採録されており、永らくその現存が危ぶまれていたものである。

天文十四年の制札は、いわゆる河東一乱に際してのもので、元亀三年の信玄判物は、今川氏滅亡後の葛山氏の動向を示すもので、共に貴重な史料ということがで  
きる。

## 発刊のことば



裾野市史編さん委員長 久保文和  
裾野市助役

「市史編さん事業」に取り組み、まだ日も浅い当市ではありますが、一昨年からは歴史専門家を委嘱するなど組織体制づくりをし、本格的な作業に入つて参りました。

大方の目安として、平成十二年までに資料編七巻、通史編二巻、図説編一巻の全十巻を刊行し、遂次「資料叢書」を発行する計画でありますので、ご期待をいただきたいと存じます。

更に、事業の一環として日頃の調査研究の成果の一端を論文や史（資）料紹介等の形で公開すると共に、市史編さんの進捗状況等々市民各位に広く報告し、ご理解を深める為、『裾野市史研究』を発刊いたします。今後は年一回の発行を予定しております。充実した内容とする為により多くの方々にご覧いただき、ご意見やご希望を取り入れながら『親しめる市史』を目指して参りますので、『市史研究』へ委員以外の方々も振つてご投稿下さいますようお願いする次第です。

発刊に際し、ご尽力ご協力いただいた先生方、関係各位に対し心からお礼を申し上げますと共に、『市史編さん事業』について今後共ご支援ご鞭撻を賜りたいと存じます。



# 市史編さんと中世の裾野

有光友学

## 一 市史編さんについて

- (一) 市史編さんの体制
- (二) 市史編さんの計画
- (三) 市史編さんの方針
- (四) 市民参加の市史編さん

## 一 市史編さんについて

### (一) 市史編さんの体制

ご紹介いただきました横浜国大の有光です。昨年の秋に私のほうに、裾野の市史を編さんをするので、ついてはその専門委員になっていただけないかというお話を受けて、ご承諾をしたわけです。きょうこの窓からもすばらしい富士山が眺められますが、こんな気候温暖、風光明媚な場所で仕事をさせていただけるということで、非常にありがたく喜んでいます。

私は日本の歴史の中でも戦国時代の研究をしておりまして、特に戦国大名今川氏について、ここ二十年近く勉強しているわけでございます。今川氏を自分の研究のテーマとするようになりましたのは、私が大阪の大学を出ました後、静岡大学の人文学部に四年ほど勤めるようになりました関

係で、やってみようということでやり始めたわけです。

ところが、今回裾野の市史の編さんをお手伝いをすることになりました。これも何かの縁であるなというように思つていいわけです。といいますのは、二十年ほど前に私は、

ある雑誌に短い文章ですが、「箱根用水三百年」というものを書いたことがあります。そのころ、箱根用水が完成して実際に水がトンネルを抜けて用水路を流れた、それ以来ちょうど三百年の節目に当たるということで、おまえ静岡にいるのだから、ちょっとそのことについて書いてはどうかという依頼を受けまして、それを書いたわけです。私も静岡に来て初めて、箱根用水がどういうものであるかといふことを不十分ながら知っていたわけでございますが、実際箱根の外輪山の湖尻（ウミジリ）峠ですか——私などコジリ峠とすぐ言っちゃうわけですが——の上に登って、芦の湖のほうの取入口へ降りていって写真を撮ったり、さらにはこちら側の深良のほうにかけ降りて、どういうように水が流れ出しているのか見たり、とてもトンネルの中には入れなかつたですが、そういうことをやつたことを覚えていました。それが一九七〇年のことです。そのころ、将来、裾野の市史をお手伝いすることになるなど、思つてもいませんでした。

それ以来、この静岡を離れましても、今川氏がテーマで

あるというようなこともありますし、しばしばこちらにやつてきておりました。特に、四年ほど前、県史編さんをお手伝いするようになり、ますます静岡にはご厄介になつてゐるわけであります。

そして、今川氏を研究しておりますと、駿東郡を基盤として戦国時代に活躍していた武将の、葛山氏についても当然勉強しなければいけない、研究しなければいけないと、注目をしていたわけで、その葛山氏の研究を始めたわけであります。その結果、一九八六年ですから一昨年に当たるわけですが、相次いで葛山氏についての三つの論文（後掲）を書いてみました。このときも私は一年後に裾野の仕事を引き受けるというようなことは全然考えもしていませんでした。自分としては今川氏を研究していると、その領国内における有力な武将としての葛山氏、これに興味があり、研究していくわけであります。

これを書き上げまして、わかつたというほどではないんですけど、一つの区切りがついたと思っていたら、この裾野のお仕事の話が持ち込まれたわけであります。これは二十年前に箱根用水を書いて、ついこの間葛山氏について勉強して、これも何かの縁ではないかなというような気がしてゐるわけであります。私はこちらのほうについては、土地勘とか、地理的なこと歴史的なこと余り存じ上げないんで

すが、今後大いに勉強しながらこの仕事を全うしていきた  
いと考えております。

さて、市史編さんの体制ですが、きょう皆さんのことろ  
に配られています、市史編さんの専門委員の名簿のところ  
をお開けいただきたいと思います。私を含めて五名が専門  
委員ということで責任を持って編さん事業を遂行していくこ  
とでございます。若干それぞの方をご紹介いたしま  
すと、まず、きょうもお見えいただいておりますが、  
考古のほうでは中野国雄さんになっていただいております。  
中野さんについては、皆さん方既にご承知のことではない  
かと思いますが、この裾野のお隣の清水町にお住まいで、  
日本考古学協会の会員でおられます。ずっと裾野について  
もこれまで発掘調査の指導を行われておられまして、裾野  
だけでなしに駿東郡全域の考古遺跡について、精通されて  
いるベテランの研究者でいらっしゃいます。

近世のほうは群馬大の高橋敏さんに加わっていただいて  
おります。この方は近世史全般について、第一線で活躍さ  
れてる研究者ですが、特に民衆史、あるいは地域史と言つ  
ていいかと思いますが、近世の村、町、そういう在地に史  
料を求めて、その社会なり歴史の流れを明らかにされよう  
としている、さらにはまた、民間信仰などの面でも非常に見  
識を持つておられる方でございます。またこの裾野につい

ては十数年前より、学生などを引率されて、古文書の調査  
を行われているといったようなことで、裾野についても非  
常に詳しい方でございます。

近代につきましては、國立館大にお勤めの四方一瀬さん  
になつていただいております。沼津のご出身で、今も沼津  
にお住まい、特に近代の教育史について造詣の深い方で  
いらっしゃいます。駿東郡全域の学校教育の歴史について  
もお詳しく述べ、青年会とかあるいは農村改良運動といったよ  
うな、大正から昭和期にかけてのそれぞの地域における  
社会教育の活動についても研究をなされておられる方でござ  
ります。

さらに民俗で、國立歴史民俗博物館、これは十年ほど前  
に千葉県の佐倉にできました立派な博物館でございますが、  
そこに勤めの福田アジオさんに加わっていただいていま  
す。民俗関係全般について研究をなされてるわけであります  
が、中でも用水関係について、そのならわし、用水慣行  
ですね、これについていろんな全国的な事例をお調べにな  
つて一つの体系的な研究をなされている方で、深良用水を  
抱える裾野にとっては欠かすことのできない方でございま  
す。また、近世史にも精通されておられます。

以上、五名で始めているわけでございます。もつとも、  
私が中世を担当するとしても、古代とかあるいは近代の場

合に、教育史の分野では四方さんがいらっしゃるわけあります、それ以外の分野、近代というのは非常に幅広いですが、そういう部分については手薄な状態で、いずれまたどなたかふさわしい方にお入りいただいて、一緒にやつていきたいというように考えております。ただ、私どもは、ほかの市町村史の編さんの場合、往々にしてそれぞれの専門委員がそれぞれの専門分野を分担して、一種の分業のような形で仕事を進め、自分の分野以外のところには全くタッチしないというような状況が、ややもすれば行われているわけでありますが、私どもは五名という少数ではございますが、それをカバーするという意味で、それぞれの分野に責任を持ちながらも、他の分野についても十分意見を言つたり協力をしたりというようなことで、一致してこの事業に当たつていきたいと考えております。

次に、これらの専門委員以外に、そのあとページに調査委員十四名のお名前を載せてございます。どうしても専門委員だけでは、とてもこれだけの仕事はやっていけないということで、専門委員と一緒に、あるいはそれをカバーしていくいただくような形で、日常的に調査なり研究を進めていただくという意味で、調査委員を現在十四名お願いしております。年齢的にも、かなりベテランの方から中堅、新進の研究者、女性も三人加わっていただくことができまし

た。もう既に一緒にいろんな調査とか会合を重ねてきているわけであります。特にその内には、現在裾野の高校の先生、あるいは沼津、三島、長泉等にお住まいであったり、仕事を持つておられる、まさに地元の方と言つてもいい、そういう方にも入つていただいているわけです。以上のようなわけで、とにかく考古から近現代に至るまで、あるいは民俗も含めて、全体を我々専門委員と調査委員で責任を持つてやつていこうという体制がようやくでき上がったわけです。

## (二) 市史編さんの計画

では、どういう市史をつくろうとしているのかということですが、これにつきましては、きょうお配りしましたプリントの中の「市史の基本的構想」という部分をちょっとごらんいただければと思います。先ほどの市長の挨拶にもありましたように、既にかなり以前からこの裾野では歴史を振り返ろうというような活動が、献身的な人々によって進められておりまして、古文書の調査とかその解説、目録づくりといったことが行われてきました。そういう蓄積の上に立って、一昨年にこの編さん事業が開始され、昨年、今申し上げた専門委員とか調査委員の人選が行われ、本年の四月から本格的に新たな活動を始めたというところでござ

ざいます。

今のところ西暦一〇〇〇年、昭和で言いますと七十五年でございますが、その春まで数えて十数年になるわけであります。その間にここに書かれていますように、「資料編」「通史編」「図説編」といった十冊の市史を刊行しようとというように考えております。ことし、来年の二年間は調査期間ということで、すぐに編集・出版にかかるわけではございませんで、実際の刊行は再来年から始めて、今申し上げたように西暦二〇〇〇年というきりのいいところで完成させようということです。その間、ほぼ一年に一冊ずつ本を出していくことになります。これは極めてハードな計画ですが、とにかくみずからそういう計画を立てたわけありますから、計画倒れにならずに進めていきたいとうふうに考えております。

特に十冊のうち「資料編」を七冊ということで、「資料編」を重視しているということを一つ頭にとめていただきたいと思います。「資料編」というと、市民の方々には、とつつきにくい難しい古い時代の資料で、何もそんなものに大層な経費をかける必要はないじゃないかというようなお考えもあるうかと思います。しかし、それは、「通史編」が実際の裾野の歴史を原始からずっとたどって書くわけでございますが、その「通史編」を書くためにはその事実が

どうであったのかという、事実の確認が何より必要なことで、その事実を明らかにするものはやはり、史・資料で、この辺が歴史小説と歴史学の違いでございます。我々は、史実に即してしか歴史は描けないという立場で史・資料を集め、確かめ、その上で歴史を編みたいというように考えておりまして、「資料編」七冊という予定を立てたわけであります。

特に事実を確かめてという意味で「資料編」を重視するわけでありますが、もう一つは、史・資料というのはやはり文化財でございます。どんな小さな紙切れの古文書であつてもこれは唯一無二の存在で、それがなくなればもうそのもの自身はかわりがきかないわけであります。まさに一つ一つが文化財でございます。何か大変古いもの、あるいはだれか有名な人が書いたものだけに、ともすれば目が移りがちですが、私たちは、先祖の日々の歩みを明らかにする史・資料 자체、やはり我々の歴史遺産である、文化財であると、そういう観点でこの際徹底的にそれを調査し、言ってみればその台帳的なものをこしらえたいというようなことで始めているわけで、その成果を「資料編」に載せたいということで、これを重視したわけです。

特に、「資料編」で第七巻に「深良用氷」という編を立てました。第一巻から六巻までは、考古・古代・中世・近

世・近現代、それから民俗というように、ほぼ時代別に大きく刊行していくわけがありますが、第七巻だけは特に「深良用水」ということで、これは近世から近代、あるいは現代に至るまでの深良用水にかかる基本的な資料を一冊にまとめたいと考えております。これはやはり何としても裾野が全国に誇り得る最大の歴史遺産でございますから、これを明らかにすること自身裾野の使命でもあるし、誇り得るものではないか。裾野の市史の一つの特徴として深良用水をまとめたいというように考えております。第七巻ということになつておりますが、これは一応の順序であつて、刊行自体はこれをトップに持つてきております。再来年度の終わりには、「資料編」の一冊目としてこの「深良用水編」を世に問いたいということで、特に今集中的にその編集に心がけているところです。

それから「図説編」を最後に入れておきましたが、「通史編」というのは一応トータルな裾野の歴史を示そうということで、上下二冊を考えたわけですが、「図説編」は同じく原始から近現代に至ることを振り返るわけありますが、どちらかと言えば概説的なわかりやすい通史という意味で考えました。しかもそこにはふんだんに写真とか図表を織り込んで、目で見てわかる歴史といったようなものをつくり上げたいと、これを十冊目の「図説編」

として完成させたいというように考えております。  
以上が市史編さんの一一番中心的な事業でございますが、それ以外にその他刊行物ということで、「市史研究」年一回、年度末に発行いたします。これはいわゆる研究雑誌を目指しております。市史を調査したり、あるいは研究していく中で、新しく得られた成果を、隨時世に問うというような形で、毎年一冊出したいということで、来年の春には創刊号を出す予定にしております。

それから「資料叢書」でございますが、「資料編」を七冊出し、かつまた「資料叢書」というようにお考へかと思いますが、これは日記とか覚書などまとった資料が、幸いなことに裾野には幾つも残されています。「資料編」のほうはいろんな分野とかあるいは時代順とかいうようなことで、まとまつた資料をまとまつた形で収録をしていくと、ということは非常に難しいことですので、せっかく何年にもわたつて書き継がれた日記や覚書といったようなものは、それをそのまま全体として活字にして皆さんに提供してはどうかというようなことで、この「資料叢書」というのを考えたわけでございます。現在候補に上がっておりますのは、御宿の湯山さんのお宅に残された「湯山半七郎日記」とか、あるいは茶畠の柏木家に残されております「覚書」で、これらは幕末から明治にかけての日本の歴史の一つの

変動期に、この地域に生活をしていた人々が日々書きためたものでございますので、非常に地域に密着した資料でござります。こういうようなものを「資料叢書」ということで刊行していきたいというように考えております。

それから「市史だより」、これは編さん室のほうで、現在市史の編さん事業はどの程度進展しているかというようなことを市民の皆さんにお知らせするという意味で、年二回ないし三回の発行ということで、間もなくその第一号が出るかと思います。

以上のようなことで、この計画を計画倒れにならずにやつていきたいというように思っております。

### (3) 市史編さんの方針

次に、市史編さんの方針でございますが、今までお話をしたことと重なる部分があるわけなんですが、既に皆さんご存じかと思いますが、この静岡県東部の中心的な都市である沼津では、一九五〇年代、三冊の立派な『沼津市誌』を出しております。御殿場では、十年ほど前に全十巻ぐらいたいの大変すぐれた大部な『御殿場市史』を完成させました。それから長泉町でも、現在中野先生などを中心として町史編さんが進められておりますし、小山町も、裾野より一年ほど先発しておりますが、裾野と大体似たりよったりの計

画で町史の編さんが進められております。裾野も始まりました。さらに沼津では再び新たな市史編さんの動きが出ているようございます。

また、静岡県全体では、先ほどもちょっとお話ししましたように『静岡県史』の編さん事業が四年ほど前から始まりまして、来年（一九八九年）の春から夏ぐらいにかけて、時代を異にした五冊ぐらいの資料編が刊行される予定になっております。

このように市とか町、あるいは県といった地方自治体がなぜ市史を編さんするのかという問題でございますが、皆さんにとってみれば歴史というのは大体、小学校とか中学校、高校で学んだいわゆる日本史、日本の歴史というものをするすぐ頭に思い浮かべられるかと思います。また、ご年配の方であれば、郷土の歴史というような意味で郷土史を思い浮かべられるかと思います。ただ、この郷土史というのは日本全体の歴史と郷土がどうかかわっているかというようなことで、郷土の英雄とか偉人とか、あるいは郷土を舞台として引き起こった大きな事件とか合戦、そういうようなことについて振り返るというようなことで、日本全体の歴史と郷土の歴史というのは、余り媒介もなく結びつけられており、結局、日本全体の歴史とその一部ということであり変わりのないものと言えるわけです。

もちろん私は、日本全体の歴史を考える、さらにまた郷土がそれとどうかかわってきたかというようなことを考へる、こういうことは必要なことであり、それがまた我々の現在の生活なり将来にかけての指針となり得るわけで、そういう意味で決してそういうことを否定するものではないわけであります。多少それらとは異なるものを考えております。

といいますのは、日本全体の歴史には、その基礎にそれぞれの地域の歴史があるわけで、その地域の歴史と日本全体の歴史とは必ずしも一致しないわけです。日本全体の歴史の展開よりも早く進むような地域もあれば、歩調が合はずにむしろ遅れて後を追うという地域もあれば、それとは違った方向に歩んでいる地域もないことはないわけでございます。そういう意味で日本全体の歴史の基礎に地域はあるんだけれども、地域が日本全体の歴史の言つてみればミニチュアということでは必ずしもないわけでござります。

といいますのは、その地域にはそれぞれの特徴、特色といふものがあるわけで、これは地形・風土の違いといったような問題から、それぞれの人々がはぐくんできた伝統とか由緒、こういうようなものがそれぞれ違うわけで、その違ったなりの地域の歴史というものが考えられるわけです。しかもその地域の歴史には、さらにその基礎に村の歴史があり、あるいは家の歴史があり、そして、個々人の歴史があるわけです。歴史というのはそういう重層的な構造を持ちながら進んでいるわけです。日本全体の歴史がすべてを解き明かすというようなものでは到底あり得ないわけで、むしろそれぞれの地域の歴史こそが我々にとって最も身近な歴史になるわけで、その辺を明らかにしていこうと。簡単に言つてしまえば、外から見た歴史ではなく内から見る歴史というものを考えたい。もちろん外からの力と内からの力というものは相互作用をしながら実際の歴史をつくっていますので、なかなか切り離したりできないわけであります。少なくとも歴史を見る視点、目の置き場所は内にあって、この裾野にあって歴史を眺めるというような形で考えていくたいと思っています。

それも非常に身近な例で言いますと、この裾野にいつガラス戸が使われ始めたのか、いわゆる障子とかふすまとか板戸とか、そういうような伝統的な日本の建具ではなくて、ガラス戸がいつ使われ始めたか、これは、改めて振り返ってみるとはつきりしないわけです。しかし、それを明らかにすることによってその時点における裾野の人々の経済生活の変化、あるいは意識の変化というようなものが、逆にわかってくるわけであります。ガラスが日本にいつ入ってきたかということになると、これはもう大体明らかにされ

ていますが、この裾野にガラス戸がいつ入ってきたのか、

こういうようないうな疑問、観点、視点から歴史を編んでいきた  
いというようく考えております。

もちろん、そういうこまごまとした事実を重ねたら歴史  
ができるというものではありません。そういうこまごまと  
した事実を、全体の流れの中に位置づけ、それぞれの発展  
の段階を明らかにしていきたい、視点の置き方をその辺に  
置いてみたい、考えてみたいと思ってるわけです。

そういうことで、方針としては大きく三つあります。繰  
り返しになりますが、一つは、確かな事実に裏づけられた  
客観的、学問的な歴史を明らかにしたい。そういう意味で

「資料編」を重視したり、あるいは時間や経費をかけて調  
査をすることが必要になりますし、また専門委員を始め調  
査委員、やはり学問的訓練を経た人々に責任を持つてもら  
うような形でやっていきたい。これが一つの方針でござい  
ます。

それから第二点は、先ほども言いましたことと重なるわ  
けであります、地域に根差した歴史、言ってみればそれ  
ぞれの地域の民衆の生きざま、これを明らかにしていきた  
い。もちろん資料の限界がございますから、どこまで迫り  
得るか、まだ始めたばかりでわかりませんが、しかし、少  
なくともそういう個々の民衆の生きざまを明らかにしてい

くということを第二の方針にしていきたい。

それから、第三番目であります、裾野といふのは日本  
の一つの地域でございますから、日本の全体の歴史の中に  
位置づける、あるいは流れとかかわらせて考えていいきたい  
というように思います。これは全体を無視して地域だけに  
目が集中してしまいますと、これはしばしば独善におちい  
つたり、郷土自慢に終わってしまう危険性があるわけで、  
やはり地域に根差しながらも、その地域と日本全体との関  
係を常に問い合わせる形で、日本全体の流れとかかわら  
せて考えていきたい。

以上三点を私どもは、市史編さんの方針としております。

#### 四 市民参加の市史編さん

次に、皆さん方にお願いです。先ほども地区  
協力員の方にお集まりいただきてお願いしたことでもある  
わけであります、以上三つの方針に基づいて、専門委員、  
調査委員、あるいは地区協力委員の方々、あるいは編さん  
室のスタッフが、責任を持って立派な市史をつくりたいと  
念願しているわけであります。いま一つ、市民参加の市  
史づくりということを考えております。その中にはこれから  
我々が地区に入っていってさまざまな調査を行ったり、  
聞き取りを行ったり、あるいはその結果を整理する、編集

をしていくというプロセスがあるわけですが、それぞの段階でお手伝いをいただくということがあろうかと思ひます。また私どものほうから、きょうの講演会のようなこととか、あるいは集めた資料の展示会、古文書の講座とか、「市史だより」とか「市史研究」とか、私どものほうから市民に働きかけるということもやつていただきたいと思います。そういうときにはできるだけご注目、ご参加いただければありがたいと思います。そういう中で裾野の歴史と一緒に考え、その結果として内容の豊かな確かなものをつくり上げていきたいと思うわけであります。

その上でなお皆様方にお願いしたいのは、一つは歴史資料をお寄せいただきたいということでございます。一言で歴史資料と言いましても、これにはさまざまあります。一番先に頭に浮かぶのは古文書でございます。これは量的なことは問いません。一点でも二点でも、こういう古文書が押し入れの中から出てきたとか、あるいは仏壇のひきだしから出てきたとすることがございましたら、どうぞ編さん室のほうに、持ち寄っていただきても結構ですし、電話でも入れていただければありがたいわけであります。その場合に、古文書ということで固苦しくお考えいただく必要はありません。覚書のようなものでも結構です。あるいは神社にお参りしたときにもらってきたお札、あるいは冠婚

葬祭のときにいろんな帳簿がつくられるわけでありますが、そういうようなもの、だれそれからどれだけお祝いをもらつたとか、あるいははどういうものを購入したとか準備したとか、お返しはどういうところへどれだけ出したのかといふような、現在で言うなら一種の家計簿や日記に相当するようなものも、皆さん方の納屋とかつづらの中にあるいは入っているかと思いますが、そういうようなものでも結構なわけです。そういうことからその段階、その時期における人々のつながり、ならわしを読み取ることができるわけです。また、過去帳、あるいは日蓮宗の場合には仏壇の中に曼陀羅、ご本尊ですね、こういうものがかなりボロボロになりながらまつられている場合がございますが、この際一ぺん、いつごろのものなのか、あるいははどういうことでこれが家にあるのだろうかといったようなことを調べてもらうということでも結構でございますから、とにかくありましたら連絡をいただければと思います。

それから民俗史料、これは農具・民具、あるいは家庭用品、こういうようなものでも、多少現在の生活にはなじまないが、何かそれとなく前々から受け継いできただというものがございましたら、これもせひとも、一度は編さん室のほうにご連絡をいただきたいと思います。また、形になつたものでなくとも、民俗のほうではいわゆる慣行ですね、

ならわし、これは非常に重要な資料になるわけで、こういうことがあったよとか、親からこういうことを伝え聞いているよというようなことがございましたら、お知らせいたいだければと思います。

さらに教育資料でございます。ご年配の方などが学校でお使いになつた教科書、こういうものが残つておれば、これはまたその時代の学校教育が裾野ではどういうぐあいに行われていたか、格好の資料になります。あるいは卒業証書とか、場合によればプライベートにかかるかもわかりませんが、成績表、通知表ですね、あるいは試験問題とか、そういうようなものも教育史を明らかにしていくためには非常に重要な資料になるのですから、差し障りがないというように思われましたら、これはぜひともお寄せいただきたく思います。

それから、写真でございます。特に戦前の写真是今日残つている度合は非常に少ないわけでございます。もともとが今日のようにパチパチ写したものではございませんから、初めから写真というのは少ない。その上戦争がありましたがいろいろなことがあって、散逸あるいはなくなつていて、写真というのはそのときのことが、限られたシーンではございましても、それを非常に如実に示してゐるものであります。これはただ単に公の記念写真のようなものでなくとも結構で

す。個人の写真でも、スナップ写真でも景色を撮つたものでも結構なんです。そういうことから当時の人々の服装とか、あるいはいろんな人間関係がうかがえるわけで、古い写真がございましたらぜひともお寄せいただきたい。こんなものは大して役に立たんだろうと判断されずに、ひとつ一ぺん尋ねてみよう。もちろん役に立つことができるかどうかは、これは私どもにお任せいたくより仕方がないわけでありますが、とにかく一度は問い合わせしてみていただきたいと思います。

以上歴史資料です。形になったものであります。それ以外に、歴史にかかる情報ですね。これもお寄せいただきたい。先ほどもちょっとと言いました、言い伝え・慣行・ならわし・民話、あるいは民謡等々といったものから、どこそこに石仏があるとか、塔があるとかいったようなこと。あるいは地名ですね、大字、小字だけでなしに、昔は田地、畠地一枚一枚に名前がついていたわけで、そういうような地名ですね。それから目印、現在のようには土地を呼んでいた時代では、いろんなものを目印に人は土地を呼んでいたわけであります。一本杉であるとか、あの石橋であるとかいったような形で。そういうようなもので伝え聞いておられるようなものがありましたら、これなどもぜひともお知らせいただければというように思います。

以上のようなことを隨時編さん室のほうからも「市史だより」を通じてお願ひいたしますし、それでなくとも皆さん方のお気づきになつた、あるいは目に触れられたというようなことがございましたら、お知らせいただきたいとうようにお願いするわけでございます。

こういう形で進めるいわゆる市民参加と私ども考えていいわけですが、そうすることによって市史というものが裾野の広いものにでき上がるんではないかというふうに思つておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

## 二 中世の裾野について

### (一) 中世の範囲

さて、いよいよ、中世の裾野ということで、具体的なお話に移りたいと思います。

日本の歴史で中世というのはどういう範囲であるのかといたところであります。日本全体で考えれば中世といいうのは、一九二年、源頼朝が鎌倉に幕府を始めて、それから約四百年後、織田信長が室町幕府を滅ぼした一五七三年ごろまでというような形で、日本全体の区切りはあるわけであります。私はこの辺にも地域地域の区切りがあるだろうというように思います。そんなに大きなずれはなくとも、私は裾野の中世の時代の区切りというのは、やはり頼朝が

伊豆で旗揚げをした一一八〇年、治承四年でございますが、これが裾野にとつても大きな出来事であつただろうという意味で、この辺を中世の始まりと考えております。それから終わりであります。これもやはり小田原の北条氏が豊臣秀吉によって滅ぼされる、これは一五九〇年、天正十八年であります。これが裾野だけではなくしてこの地域の中世の終わりというように考えております。信長は余り関係ありません。秀吉は小田原をつぶしに来たという意味では関係あるわけであります。むしろ小田原の北条氏が滅亡した、これが裾野にとってみれば大きな意味を持っている。そこで中世は終わると、こういうように考えております。だから一一八〇年から一五九〇年、約四百年を中世ということでお考えいただければと思います。

次に、地域でありますが、裾野の市史で中世を扱う場合に、今の裾野市ですね、箱根から富士山のかなり頂上あたりまで東西に長い市域であります。これだけを切り離して、中世の裾野はどうであったかということを考えても、こういうようになったのは現代の行政区画としてなったのであつて、歴史の展開が決してそういう形で進んできたわけではありませんで、その範囲だけを見ていたんでは中世はわからない。私は大体駿東郡全体を見ていくたいというように考えております。

といいますのは、この裾野は地理的に駿東郡の中心であり、南北に足柄路が通り交通の要衝であったという意味で、駿東郡全体を見渡して裾野の中世を考えたいと思います。しかも駿東郡といいますのは駿河の国の一番東の端の郡であります。いわゆる国境の郡であります。古代もそうであります。特に中世では国境というのは非常に重要な意味を持つております。現に裾野を中心とした駿東郡というのは、駿河国はもちろんのこと、甲斐国、相模国、それから南の伊豆国、こうした四カ国の動静と緊密に結びついて展開しているわけで、駿東郡だけを見ていても不十分、場合によればそういう周辺の国々にも目をくばって行きたいと思つております。

#### (二) 時代の流れと裾野

次に、これまで裾野なり駿東郡の中世の歴史が、どのように書きあらわされてきたのか、少し振り返つてみたいと思ひます。

私もこの専門委員になって、多少その辺、編さん室の方とかに、いろいろお聞きして調べてみたんですが、二冊の本がございました。

いずれも今からもう二十年余り前になりますが、一九六五年、昭和四十年ごろからつくられ始めて、小学校、中学

校の社会科の副読本として使われております郷土読本『裾野』と同じく『駿東』という二冊であります。『裾野』のほうは今は使われていないようであります。市の教育委員会などで編さんされたようです。それから現在中学校の社会科で使われているのが『駿東』でございますが、これも駿東地区教育協会というところで編さんされて、場合によればあるいはここにおこしの方の中に、それに携わられたという方もいらっしゃるかもわかりません。これらがある意味では中世の裾野を全体として見渡したほとんど唯一の歴史書と言つていいかと思います。非常に私、よくまとまっていると言いますが、いろんなことをそこから改めて教わったわけです。

そこにどういうように中世の裾野に關係することが書かれているかといいますと、鎌倉幕府ができ上がる段階での例の有名な頼朝と義経の黄瀬川の対面の話、さらに幕府ができ上がった後、頼朝が富士の巻狩をやつた話、こういうことがまず書かれております。その後、承久の乱、いわゆる後鳥羽上皇を始めとして幕府打倒の乱が起つたときに、宮方の一翼を担つた藤原光親とか宗行といったようなお公家さんが幕府にとらえられて東下りをした。そして、この車返と籠坂で処罪されたといったような話が登場するわけです。南北朝の時代になりますと、これも天皇方についた

二条為冬が竹之下でしたか、討ち死にをして、佐野原神社に祭られているといったような話。室町時代になりますと、連歌師宗祇が諸国を歩いたときにこの裾野の地にもたびたびやってき、箱根で亡くなつて定輪寺に葬られているといったような話。それから大森氏の活躍、この裾野の大森城を拠点として、鎌倉期からぼちぼち活躍し始めて、特に室町時代勢力を張っていた。あと小田原に入つて北条氏にやらされたといったようなこと。それからさらに戦国期に移りますと、後北条氏とか今川氏とか武田氏というような戦国大名の雄が、この駿東に入つてきては相争い攻防を繰り返したと。そういう中で葛山氏が今川氏についてよく奮戦をしたといったようなことが書かれているわけであります。大体日本の歴史から見た中世の裾野については、全くされていると言つてもいいかと思います。

が、これは一番最初にお話ししましたように、日本全体

のかという、まさに地域に根差した民衆の歴史という意味では、ほとんど明らかにされていないと言つてもいいかと思います。もちろんそれは史料的に限界がございますが、今挙げましたようなものは学校の副読本でありますから、教育的制約といったようなものもあるうかと思います。そういう意味で、別段この二冊の本についてとやかく私が申し上げるのではなく、むしろそういう一応のことが書かれていて勉強になつたというようになつて思つてゐるのですが、しかし内容的に言つた場合に、これじゃ不十分である。もつと地域に根差した民衆の歴史というものを明らかにしていく必要があるだらうと考えています。

なお、日本の中世の研究者の中で、この裾野とか駿東郡についてどういう研究がなされているかということになりますと、一人のすぐれた先駆がいらっしゃいます。先ほど言いました『沼津市誌』あるいは『御殿場市史』などの編さんによると、現在は愛知大学にお勤めの福田以久さんとかかわられて、現在は愛知大学にお勤めの福田以久さんという方ですが、この方が『駿河・相模の武家社会』（創文社刊）という研究書を出されております。この中にはいろんなこの地域にかかわる研究が収録されておりますので、もし関心がおありでしたらそれをお読みいただきたく思います。それ以外には、私が多少戦国期の葛山について発表していると、こういう状況でございます。

「戦国期領主権力の態様と位置—今川領国葛山氏の場合」

拙編『戦国期権力と地域社会』所収 吉川弘文館刊

「戦国期葛山氏の系譜と『氏時』」『戦国史研究』十一号  
「戦国期葛山氏の軍事的位置—その今川氏家臣説の検討を  
通じて—」『地方史静岡』十四号

(三) 円覚寺領佐野郷について

次に、いよいよ具体的な話に入りたいと思いますが、これまで余り知られていない中世の裾野について、幾つかの問題に絞ってお話をしたいと思います。

その一つは、円覚寺領佐野郷についてという問題です。

円覚寺は言うまでもなく鎌倉の円覚寺で、弘安五年、一二八二年に、時の執権北条時宗が、中国からよびよせた僧無学祖元という立派な禅宗のお坊さんを招いてつくったお寺で、鎌倉時代ではいわゆる鎌倉五山の建長寺に次ぐ第二位のお寺として、現在も立派な伽藍を持ったお寺でございます。臨済宗円覚寺派の大本山でございますが、そこに「円覚寺文書」という、これは五百点から六百点ぐらいの大体鎌倉時代以来の文書が現在も残されております。その多くは『鎌倉市史』という市史に収録されております。その中に、中世の円覚寺の寺領の一つとして、この裾野市の佐野が登場するわけであります。その最初のものが、次の文書

です。

關東管領上杉能憲奉書

駿河國佐野郷事、注進狀披見訖、大高伊豫入道法智家人

（重成）

等支申云々、何様事哉、法智爲罪科人之條先立令存知歟、  
仍不及是非、不日重土肥兵衛入道相共莅當郷、追出法智、

沙汰付下地於圓覺寺雜掌、可被執進請取狀、次與力人事、  
若有合力法智輩者、准凶徒、可處罪科之間、可注申交名、  
將又使節緩急者、可有其咎之狀、依仰執達如件、

應安八年三月廿二日

（道主、上杉能憲）  
沙彌

狩野介入道殿

（花押）

「円覚寺文書」『鎌倉市史・史料編』二

要約しますと、大高伊豫入道法智の家人らが、佐野郷で非法、押領を働いているということであるから、早く彼らを追出して、佐野郷の土地を円覚寺の雜掌（寺務僧）へ渡すように、また、彼らの与力人（味方する者）がいたら、交名（リスト）を知らせるようにして、関東管領の使者ですが、宛名の狩野介入道と文中の土肥兵衛入道の使節一人に命じた沙汰書ということができます。

こういう文書が狩野介入道にてに出されているわけであります。この関東管領というのは言うまでもなく、室町時代に鎌倉に置かれた鎌倉公方、これは足利氏一族がなったわけでありますが、それを補佐する管領で、上杉氏が代々

なつて いたわけ であります。

円覚寺はこの前年応安七年に全山焼失しております。そこで、再建をするということであちこちの莊園とか、こういう佐野郷といったような郷が寄進された。そして、佐野郷はこれ以降円覚寺の造営領所、すなわち円覚寺の建物を造営するための費用を負担する領地として、少なくとも、応永年間一四一六年に至るまで文書に登場します。その一つが、次の文書、「大高成氏押書」（『同右』）です。

圓覺寺造營料所駿河國佐野郷事、預申候上者、有限年貢於貳百貫文者、毎年可運送寺家候、若未進之儀候者、可

有改御沙汰候、更不可有異儀候、仍押書如件、

永徳二年一月十六日

大高成氏  
花押

先ほどの文書では、大高氏は、佐野郷から追出されたわけですが、なかなかそうはいかなかつたようで、この大高成氏というのは、逆に円覚寺に年貢二百貫文を負担をするという形で実質的支配権を獲得したわけであります。

この二百貫文というのはどの程度の規模なのか、なかなかつきりしません。いろんな推測に推測を重ねるわけであります。

大体戦国時代には一貫文が一石と考えられておりました。だから二百貫文だと二百石。二百石の年貢米を出す土地ということになると、推測なんですが、四十町

規模であります。中世の田畠というのは決して今日のよう

に隅々まで耕作されていたということではなくて、荒れ地になつて いたり、不作であつたり、その年たまたま植えなかつたりといったような形で、田畠は、つくられていないと、つくっている田地というのが入りまじって存在していたわけで、四十町というとその倍ぐらいの耕地が存在していたというようなことがうかがえるわけです。これはあくまでも推測であります。恐らくこの佐野郷というのは現在の佐野と呼ばれる地区だけでなしに、もう少し広い範囲を意味していたんではないかというように考えられます。

応永十一年には次の史料「駿河國守護今川泰範書下」（『同右』）が見られます。

駿河國圓覺寺領佐野郷半濟之事、雖新野出羽入道ニ宛行、自寺家被歎申之間、閣所也、寺家雜草<sup>モモ</sup>被付沙汰所也、仍執達如件、

應永十一年九月廿六日

義直（花押）

朝忠（花押）

義直  
花押

御目代殿

宛名が御目代範光となつておりますが、目代といふのは、守護の代官であります。守護はこの段階では今川氏で、今川氏がその管国内の佐野郷について、円覚寺の寺領のうち

の半分を新野出入道に与えていた。この半済ですね、これは最近の教科書には必ず載ってるわけであります、室町幕府がだんだん莊園を自分の支配下に置こうとすること、庄園の年貢のうち半分だけを兵糧米というような名目で押さえる、そういうことが一般的に行われた。その支配下の今川氏もそれをやった。ところが寺家はそれじゃ困る、この佐野郷というのは円覚寺の造営領所であるから年貢を半分取られたら困ると歎願したことにより、結果的にはどうもそれをとりやめて円覚寺のほうに渡すようにと、目代に命じた経緯がここからうかがえるわけです。

このように、南北朝から室町時代にかけて、「円覚寺文書」の中には、これ以外に、在地の勢力者として、大森彦六とか、あるいは矢部伊勢入道といったような名前も出ています。

先の大高というのはどういう人物かということになりますと、これはまた非常にびっくりするのですが、全然この駿東郡と関係のない若狭の国、現在の福井県です。あそこを守護をしていました。十四世紀の初め若狭の国の守護を何回かやって、その後出家をして入道になり、どうやら駿東郡の佐野郷に住みついで、どうも円覚寺領を荒らしていたというような経緯を持つわけです。これはこれからいろいろさらに調べていきたいというように思つておりますが、必ずしもその系図というのは、皆様も既にご承知

すが、この大高氏というのは足利義直の家臣で、そういうことから室町幕府ができたときに若狭の国の守護に補任されていました。その尊氏と弟の直義の争いが南北朝に起つたわけです。で、直義に嫌われて尊氏側に回ったというような経過を持つ者で、そういう意味で足利氏の新しく登場してきた御家人ということが言えるわけで、まさに室町幕府が確立していく過程で、この駿東郡あたりにも足利氏の力が及んできた、そういうことを示す史料ではないかというように思つております。

このように、「円覚寺文書」に見える佐野郷の史料は、裾野の中世の歴史を考える際に、欠かすことのできないものであり、さまざまな情報を与えてくれるものです。

#### (四) 戦国期の葛山氏

次に、戦国期の葛山氏についてであります。葛山氏を考える場合には、大森氏をぜひとも明らかにする必要があります。大森氏と葛山氏の関係、あるいはそれ以外にこの駿東郡では藍沢氏とか竹之下氏とか、御宿氏とか、さまざまな地侍と言いますか、在地土豪が存在していたわけであります。そういうものが恐らく一族の関係にあつたと考えられます。それを記した系図なども残されているわけであります、が、必ずしもその系図というのは、皆様も既にご承知

だらうと思いますが、事実をそのまま示してると、いうわけではありませんで、確め確めしながら考えていかなければいけないわけです。大森氏その他についてはまだわからなすことだらけでございます。葛山氏についても鎌倉時代「吾妻鏡」に登場しますし、先ほどの円覚寺の文書の中でも、佐野郷とは関係ありませんが、北条時宗の年忌供養の際にその名前が上ります。そういう形で鎌倉時代以来この地にいたということはわかりますし、それはどうやら鎌倉幕府の御家人であったようですし、鎌倉幕府が北条氏のいわゆる専制支配がしかれていきますと北条氏と結びついて、それなりに勢力を温存していたというようなことがうかがえるわけであります。まだそれらは一本の糸をたぐるような非常にはそぼそとした関係で、まだよくわからないということがいっぱいあります。戦国期について比較的史料が残っている関係上いろんなことを見ることができるわけです。

私が先ほど紹介したような論文で問題といったましたのは、葛山氏についてもう既にご承知だらうと思いますが、後北条氏と姻戚関係にある、あるいは後北条氏から養子に入りというようなことが、いろんな形で伝えられているが、一方葛山氏は今川氏の臣下なんだというようにも言われてきたわけです。後北条氏と姻戚関係を持ちながら今川氏の

家臣であると、そういう立場で駿東郡を治めていたと、こ<sup>う</sup>いう理解が従来一般的な、研究者の間でもそういう理解であったわけであります。もちろん今川氏と北条氏というのは、それ自体大名間の姻戚関係というのがござりますから、必ずしも葛山氏の立場というのはおかしくはないわけで、それはそれで納得できないことはないんですが、しかし、実際に葛山の史料を見てていきますと、どうも今川氏の家臣というのには問題がありそうだと、むしろもう少し独立していた、自立していた。どちらかといえば後北条氏の影響を受けていた。今川氏の家臣でない、かといって後北条氏の家臣でもなかった。むしろ相対的に独立していた。そういう中で後北条氏の影響を受けていた、私はこういうように考へておるわけであります。

その一つの事例が次の「佐野郷検地割付」という文書です。これは「柏木文書」(『静岡県史料』第一輯所収)に残されていまして、佐野の浅間神社の社領を葛山氏が検地を行った結果が記されているものです。

佐野郷御檢地之割付

田上壹丁

此分錢

六貫文

中壹丁四段小

同

七貫百六拾六文

下六丁七反

同

廿六貫八百文

田數合九町壹反小

畠上四反

中四反大

下大廿歩

畠數合九反小廿歩

此分錢 八百文  
七百文 同 六拾九文

田畠分錢合四拾壹貫五百卅五文

此内貳拾九貫五百文

増半分引殘六貫拾七文

本增合卅五貫五百十七文

定納 本斗

天文廿一年壬子

植松長門守

霜月十五日

盛信（花押）

小見主計助

盛吉（花押）

植松兵庫助

元俊（花押）

宮内丞殿參

まず、田地も畠地も、上・中・下と三ランクに品等分けされています。そして、それぞれの面積が記され、分銭といふのは、年貢を意味していますが、それぞれの年貢高が何貫何百文というように算定されているわけです。その上で、分銭の合計が計算され、ふえた分の半分が差し引かれ、結局、三十五貫五百五十七文が定納されるということになります。

次に、この検地割付状で重要なことは、いわゆる「貫高

ったわけです。宛名の宮内丞、すなわち浅間神社の神主、柏木家の先祖ですが、それがこれを受け取っていたことになります。

先ほど「円覚寺文書」で二百貫文の年貢というのが出ていましたが、この段階では四十一貫文余、五分の一になっています。これは天文二十二年ですから、二百年ぐらいって五分の一に減るというようなことは到底考えられないわけで、先ほど言つた「円覚寺文書」に出てくる佐野郷といふのは、もっと広い範囲であり、こちらの方はむしろ現在の佐野地区ですね、それに近い範囲と考えられるわけであります。

次に、これはちょっと後で皆さんも計算していただいたらしいと思うんですが、上田一丁（町）で六貫文の年貢といふのは、一町は十反でありますから、一反は六百文といふことになります。中田は計算をいたしますと一反五百文、下田は四百文というように、上・中・下で六百文、五百文、四百文。畠のほうは二百文と百五十文と百文になるかと思ひますけれども、そういうように整然と割り付けられて、それで計算をされた結果がこれでございます。このことは、次に述べますが、この検地の一つの重要な特徴を示しているわけです。

制」をとっている点です。江戸時代になりますと貫文といふのがなくなりまして石高制になるわけですが、戦国時代には貫高制、いわゆる年貢高を貫高で示すということがかなり広く見られるわけで、戦国時代の年貢収取の特徴とも言われていることあります。それから戦国大名の検地では、一反五百文とか六百文とか、極めて整然とした反当たりの年貢量というのが決められているわけです。

一方、同じ時期の今川氏の史料を見ますと、これは必ずしもそのような貫高制とは言い切れない。また一反五百文とかいった整然とした反当たり貫文高というのには決められていないわけであります。これはどうも今川氏の検地とは様式が違う、ということがわかるわけであります。

後北条氏はどうかといいますと、後北条氏は徹頭徹尾貫高制であります。と同時に、田地はすべて一反五百文、畠地はすべて百六十五文というように、これは一律に、画一的に決まっています。そういう意味では後北条氏の検地と葛山氏が行つたこの佐野郷の検地というのは、検地の方式が極めて似通つてゐる、ということがわかるわけです。

それじゃすべて同じかというとそうではなしに、葛山氏はむしろ上・中・下というような品等別、ランクづけをやつてゐる、こういうところが私は葛山氏の進んだところであるし、独自な側面であろう。だから決して、今川氏の家

臣であった、後北条氏の家臣であつたというような形で割り切ることのできない、独自性を持った存在であろうとうように思うわけです。

そのことは政治的に考へてもそうじゃないかということで、次の史料「葛山氏元感状」に注目したいと思います。去十九日、於長久保城高橋仁、馬前ニ馳合、鎧疵ニヶ所蒙之走廻之旨、甚以神妙感悅之至也、彌可抽軍忠也、如件、  
〔葛山〕氏元（花押）

九月廿二日

吉野郷三郎殿

「吉野文書」『静岡県史料』第二卷

宛名の吉野郷三郎といふのは現在の富士宮近辺にいた武将で、なぜ富士宮近辺の吉野といふのが葛山の家臣であったのかちょっとわからないわけであります。が、ともかく槍傷を受けても頑張つたということで、葛山氏が吉野に感謝状を送つています。

このときの合戦は、今川氏と後北条氏とが富士川の東の領土争いということで「河東一乱」とも呼ばれているものです。その結果が最終的には例の善得寺の三国同盟になるわけであります。従来の見方では、そのときに葛山氏が今川氏側について長久保城を攻撃したと、こういうようになっていたわけであります。ところが私はそれは逆ではないか。葛山氏はこの長久保城の合戦では後北条氏の側に

ついて働いた。その家臣の吉野も当然後北条氏の側について

て槍傷を負ったととらえるべきではないかというように考

えてるわけでございます。それは「関八州古戦録」（『改定

史籍集覽』第五冊所収）といふ、いわゆる軍記物で有名な

ものであります。これは皆さんもご承知の史料であろう

かと思いますが、その中に、次のような記述があります。

駿州長窪ノ城ハ、元今川家抱へノ要害ナリシヲ、先年北

条氏綱侵シ取テ、舍弟葛山三郎長綱、後号幻庵、伊豆国

竹ノ下ニ有リシニ附属シテ相守シメラル、故ニ今川治部

太夫義元、是ヲ奪ヒ返サント欲シ、平井ヘ使者ヲ送り、

上杉憲政ト合体シテ加勢ノ事ヲ約シ、義元ハ駿河、遠江

両国ノ人数ヲ率シテ、天文十四年乙巳ノ秋一本天文十二

年九月長窪ノ城へ押寄・・・・・

こういう記述があるわけです。

この記述を素直にそのまま読めば、この長窪城は北条氏綱が奪い取って、自分の舍弟である葛山三郎長綱という者に守らせていたということがわかるわけです。氏綱は言うまでもなく北条早雲の長男であります。氏綱の弟に氏時と、今ここに出てくる長綱、二人の弟がいた。その長綱が「関

八州古戦録」では葛山三郎と呼ばれているわけであります。また、一方、後北条氏による鎌倉の鶴岡八幡宮の造営記録ともいふべき「快元僧都記」（『群書類從』第十六輯所収）

にも、次のような記述があります。

（天文七年）九月十九日、葛山殿為祈願両寺僧達、於透廊

大般若讀、葛山氏綱舍弟也

これは、葛山殿が病気になつたのでその祈願のために鶴岡八幡宮の僧たちが大般若經を読んだと、その葛山殿といふのは氏綱の舍弟である、こう書いてあるわけです。すな

わちさきの「関八州古戦録」という軍記物はしばしば潤色、粉飾が施されておりますから信頼できないという考えが出てくるわけであります。一方鶴岡八幡宮に残されている

この日記、これは確かな記録です。そこにも葛山というの

が氏綱の舍弟であるというように書かれているとするなら

ば、この「関八州古戦録」の記載というのは信頼できるん

ではないか。すなわち前々から葛山と北条氏とは姻戚関係

にあつたということは言われているし、現にそれは確かめ

られるわけで、同じように、北条氏綱の弟の長綱が一時葛

山氏を名乗つて長窪城を守っていたということが考えられ

るわけです。

さらに次の史料、これは沼津の光長寺に残っている文書であります。

龍光院之時合力被申分、於上石田五貫文、長久保之内寺家地子錢之外千疋進之内、於小田原家中積之時、有半濟五貫文ニ定之、然而於一所有御所務度之由承條、於長久

保千疋進置之畢、（中略）仍如件

天文十一壬寅七月十日

氏元（花押）

天文十五丙午年四月七日

藤原氏元（花押）

進上 小野將監殿

光長寺參

これは葛山氏元が光長寺に対し、小田原家中での決定によって、光長寺の寺領であった上石田・長久保の年貢が半分（半済）にされた。ところが光長寺は二ヶ所に分かれているは困るので、一ヶ所にしてほしいというので、長久保で千疋、十貫文ということにするという、そのことを伝えた文書であります。問題は半済のことが小田原において決定されているということです。決して駿府の今川氏においてそのことを議したのではなく、小田原の後北条氏のもとでこのことが議されている。

以上四つの史料から考へると、どうも葛山氏というのはこの段階では、後北条氏の立場に立つて軍事的に働いていたというように考えていいのではないかと思います。そういうようなことから、今川氏の家臣であつたということはどうも納得しがたい、こういうことでございます。

戦国期の葛山氏でもう一つ興味をひくのは、次の文書です。

從今日、爲歌道御門弟子上者、諸〔葛山〕不可存如在候、自然於背此旨申者、可蒙、住吉大明神・玉津嶋大明神・特八幡大菩薩・春日大明神御罰者也、仍如件

この署名は藤原氏元となつております。しかし花押は、葛山氏元の花押と考えてよいわけです。これは東京の内閣文庫に所蔵されている写本「古今消息集」の中に出ているのを私がたまたま発見したわけであります。

何が書いてあるかというと、葛山氏元が、歌の道に弟子入りして、教えに従わなかつたらこれこれの神の罰を被ると、いわゆる起請文というものです。これから見て、葛山氏というのは決して単なる粗野な武将であつたということではないに、今川氏がそうであつたように、あるいはこの当時の戦国大名は往々にして京都の公家とか歌人とかを招いて、歌の道その他もろもろのことを、いわゆる文化を吸収していたわけであります。葛山氏も人後に落ちずこういう歌道に弟子入りをしてみようという文化的側面が強かつたことがうかがえるわけです。これ以外にも、歌の道では有名な京都の冷泉家ですね、あそこに今川氏が弟子入りしていたというのだが、最近の冷泉家文書の公開で明らかになつたわけでありますが、それ以前から冷泉為和という人が、今川氏の駿府に来て歌の会を催し、そこに葛山氏が出入りをしていたということが前々から知られているわけであります。が、氏元自身が弟子入りをしている、そういう文

書はまさに新発見でございます。こういうことで私は葛山氏元は決してそんじよそこらの一介の大名の家臣であるといふような存在ではなく、それ自身言ってみれば小戦国大名と言つてもいいほどの存在ではなかつたかというよう考へております。

四屋ニ有之

とね

甚房

藤澤ニ有之

彌六

鎌倉ニ有之

くら

川村ニ有之

善三郎

吉澤ニ有之

房

小田原ニ有之

ほうたい

伊豆田中ニ有之

いぬ親子二人

以上廿壹人

右、爲國法間、領主代官ニ相斷、急度可召返、若致難澁

者有之者、注交名可遂披露者也、仍如件、

癸酉(天正元年)  
(虎朱印)

三月六日

安藤源左衛門尉殿

何が書かれているかといえば、甚四郎親子とか、小三郎

河越ニ有之  
鳥若

從八幡神闕落之者可召返事、  
伊東之鎌田ニ有之

甚四郎親子共三人

小鍋鳩ニ有之

小三郎妻子共ニ五人

江戸ニ有之

二郎三郎親子共五人

次に、戦国期の民衆についてであります、時間がありませんのでちよつとはしよりまして、一つだけ面白い重要な史料を紹介したいと思います。それは、「清水八幡神社文書」(『静岡県史料』第一輯所収)で、これは今の中の清水町の八幡神社に残されている史料であります。北条氏から出された天正元年のものです。

妻子とか、たねとか、彌六とか、くらとか善三郎とかいつたさまざまな者が、欠落をしているわけです。それを後北条氏は国法であるから、必ず探索をして連れ戻すべきであるということを、この八幡郷の奉行人である安藤源左衛門に命じているわけです。

この欠落の者というのはどういう人々であったのか。欠落という言葉で言えば、今日では大体男女の道行きをすぐ思い浮かべますが、決してそんなもんじゃない。そんな色っぽい、艶っぽい話ではなくて、親子とか、妻子とか、あらいは一人、二人が在地を離れ、いわゆる逃亡しているわけですね。そのことは次の史料（『判物證文写』『神奈川県史』第二卷下所収）でも全く同じです。

泉郷百姓窪田十郎左衛門者欠落之事

（元龜二年）

卯歳欠落、豆州みろく寺ニ有之、

壹人女梅同子壹人  
午八月欠落 同所有之、

壹人女乙  
午六月欠落 武州府中ニ有之、

壹人丹  
巳九月欠落 豆州狩野内立野ニ有之、

壹人善三郎親子三人  
以上七人

右、欠落之百姓、縱雖爲不入之地、他人之者拘置儀爲曲事間、任國法、領主代官ニ申斷、急度可召返者也、仍如件、

辛未

卯月廿日

（虎朱印）

庄新四殿

江雪  
春之  
（板部閑齋跋）

泉郷でも同じようなことが、ほとんど同じ時期に起つてゐるわけです。これはこれだけじゃなしに関東でもこういふ史料が出てきます。当時の東国における一般的の現象であります。

欠落の者、あるいは百姓だれそれの者というように、他人に抱えられている者、これを我々は下人と呼んでおります。下人というものは百姓に抱えられて、現実には農業生産に使役されていたわけですね。しかし、耐え切れなくなつて主人のもとから逃げ出し、それを大名が追つかけるといふことが、この戦国期にしばしば行われていた。

すなわち、こうしたまさに当時の社会の一番末端につながる人々、独立の百姓じゃないです、さらにその百姓に抱えられるようないすな存在、こういう人々がかなりたくさんいたわけです。欠落した者だけでも、八幡郷では二十一人、泉郷では窪田十郎左衛門という百姓一人に七人の者がいたわけです。百姓窪田は、欠落したのが七人であって、もつとたくさん抱えているということが考えられるわけです。す

なわち、当時の百姓というの江戸時代の百姓とは違つて、

もう少し優勢な農民で、研究上では、家父長の大経営主と

規定しているわけですが、むしろ現実の耕作に従事してい

たのはこういうように下人と呼ばれるような階層で、これ

は主人に召し抱えられて、逃亡しても大名から追っかけ回

されるというような非常に厳しい、苦しい生活を強いられ

ていた。ところが彼らも決してそれに甘んじていたわけで

はなく、江戸とか川越とか、藤沢とか鎌倉とか、小田原

とか、当時ぼちぼち盛えつつあった都市にでかけていて、

新しい仕事、新しい生活を見つけ出そうとして、さまざま

な、今日流に言うならば自己解放を企てているというよう  
なことがうかがえるわけです。

もう時間がありませんので、結論だけ述べますが、私は  
市史では、こういうような民衆の姿を土台として、一方、

先ほど出てきた大高とか、大森とか葛山というような在地  
の領主層、権力層、こういうものの動静をつかみ、さらに、

円覚寺とか、今川氏とか、後北条氏といつた、その時代の  
最高の領主階級との関係を明らかにし、その時代・その社

会の全体をトータルにとらえていきたいというように考え  
ておる次第でござります。

話が、部分的、断片的になり、お聞き苦しかったと思いま  
すが、ご静聴ありがとうございました。市史編さんには

重ねてご協力を願います。（拍手）

（ありみつ ゆうがく・専門委員・横浜国立大学教授）



# 裾野市内に於ける中世城館跡について（一）

中野國雄

## はじめに

- 一 城館跡の分布
- 二 裾野市内の城館跡分布
- 三 各論
  - (1) 葛山城館跡
  - (2) 大畠城館跡

## はじめに

中世城館跡というのは、中世つまり十二世紀後半から十六世紀末までの間に、主としてその地域の在地領主によって築かれた、城郭と居館跡をいう。

当地域の場合、城郭跡は山地、丘陵、台地の先端など、要害となる自然地形を利用して構築され、その遺構は、頂部稜部を削平した平場や尾根の鞍部を断ち切つたり、斜面に

掘られた空堀、あるいは土塁などで、近世城郭に比べて人為的な作為はすくない。遺構も小規模で、注意深くみないと見落してしまうことが多い。大抵は深い山林に覆われていて、それと指摘されなければ、城郭跡があるとは思われない。このためか、つい最近になって城郭の存在を確認されたという例もある。外見上簡素な形態をしているのが、この地域の中世城郭跡の特徴ともなっているが、細部に於いては造作の巧みなところもある。

居館跡は空堀または水濠と、それに沿った土塁で囲まれた方一町歩（約一・二ヘクタール）前後の形態をなしたものが多い、概ね平地にあって、半田屋敷とか柏木屋敷といふように屋敷名で呼ばれている例が多い。かつて居館であったが、遺構が消滅してしまい、ただ伝承地名として残る「堀之内」というのも一応居館跡として取扱う。单独で存

在するものもあるし、大畠城跡殿屋敷のように、城郭跡と一体となつたものもある。

半田屋敷のように、葛山氏の居館として、かなり以前からよく知られていたものもあるが、城郭跡と同様に無名であつたものもあり、最近になつて居館跡と確認された長泉町竹原の高橋屋敷のような例もあって、城郭跡ほどは注目されていなかつた。

ところで、これら中世城館跡の研究は、城郭の形態とか形式などを主眼とするものが多く、それによって年代の推定や背景を追究してきている。裾野市内の城館跡についても、既にこうした著名な城郭研究専門の先駆による研究業績や報告があつて、いまさらに重ねて述べることはないのだが、本編では、城館跡は、その地域の中世を物語る総合的な遺跡であるという観点に立つて、みていいと思う。例をあげてみたいのだが、長くなるので後述するなかで取り上げたい。

### 一 城館跡の分布

図(1)と表(1)は、駿東地方の中世城館跡の分布と、その一覽表である。これは裾野市内にある城館跡が、分布上どんな位置にあるかを見るために作製したものである。図と表は、昭和五十三年から同五十六年にかけて調査確認したも

のに、その後の調査した資料を加えてある。図中の凸印は城郭跡、■印は居館跡、○印は大森葛山系図に記載された姓氏地名の現存地を示した。図中の城館跡番号と表の番号は同じで、表の内容はわかり易くするため簡略にした。

裾野市内の城館跡は、分布の上からみると中駿の城館跡群の中に位置する。中駿から南駿にかけては、城館跡は連続して分布し、南駿の平野部へいくほど分布は濃密となる。分布論が本旨ではないので、沼津と三島地区の一部分のものは省略してある。中南駿の城館跡の時期をみると、圧倒的に十六世紀代のものが多い。城郭群は、この時期に攻防がくり返しあつたことを示し、居館跡は、すべてではないが小土豪の台頭を意味しているものもある。

北駿の城館跡は、鮎沢川とその支流域に集中しており、深沢城、足柄城のほか二、三を除いては大森氏系のものが多い。

分布の上で、図を見てすぐ判るように、北駿と中駿との間に、特に顕著な空白域がある。この理由については、まだよくわからない。

城館跡の存在は、はじめに述べたように、その地域の支配層つまり中世領主や、土豪層の存在の有無に係ることが多いから、結局はこの地域に、領主的なものの成立する生産的な基盤や条件が、ととのつていなかつたともいえる。

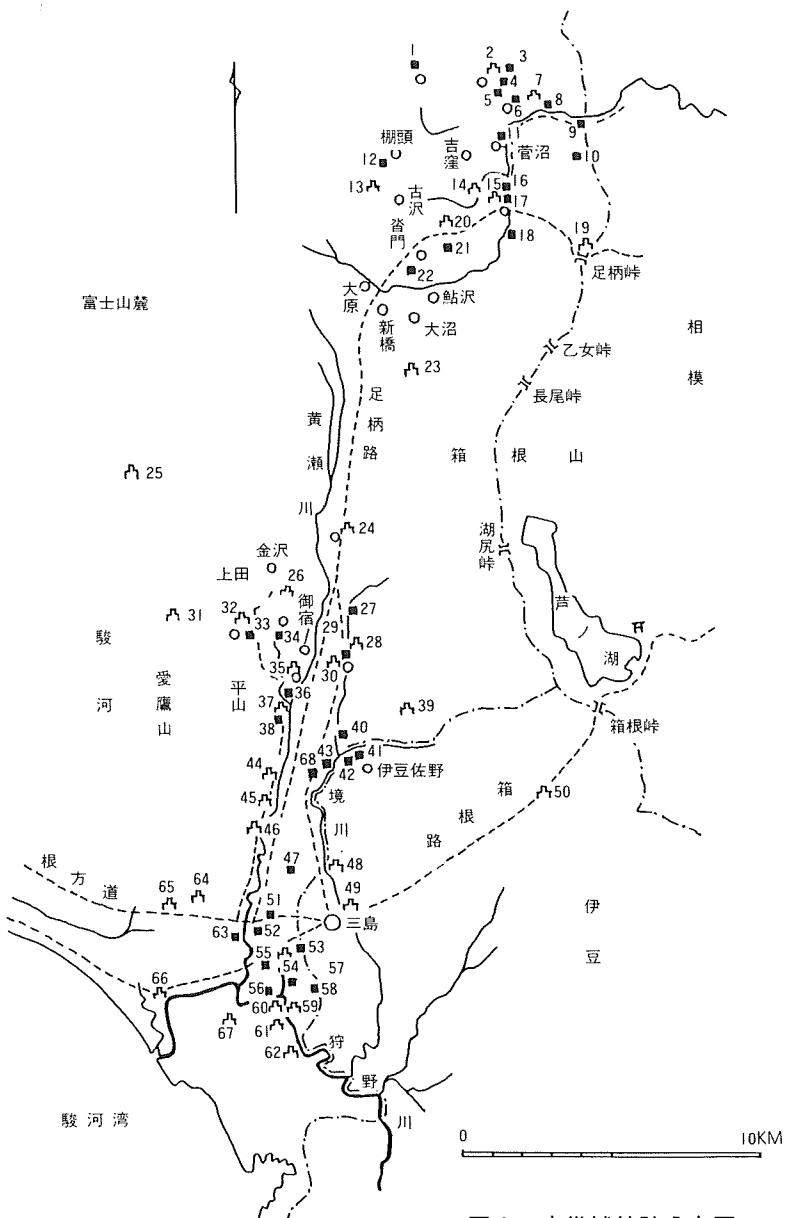


図1 中世城館跡分布図

表(1) 中世城館跡一覧

番	城	館	名	所	在	地	種	別	年	代	姓	氏	関	係	備	考	
23	野 中 告	上 野 堀 之内	小 山 町 上 野 堀 之 内	居	居	地	居	館	不	明	上野領主	上野次郎忠康	・	池谷但後守	空堀・土塁		
22	宝 持 院 土 居	湯 船 堀 之内	湯 船 附 野	居	居	地	居	館	不	明	湯船領主	小河祐能	・		遺構不明		
21	大 雲 院 土 居	湯 船 殿 屋 敷	湯 船 殿 屋 敷	居	居	地	居	館	不	明	湯船領主	小河祐能	・				
20	深 沢 城	湯 船 殿 屋 敷	湯 船 殿 屋 敷	居	居	地	居	館	不	明	湯船領主	小河祐能	・				
19	足 柄 城	藤 曲 屋 敷	藤 曲 宮 原 久 保	居	居	地	居	館	不	明	藤曲氏	・	坂田氏?				
18	新 紫 堀 之 内	生 土 上 屋 敷	生 土 城 山	城	城	地	城	郭	十五	世紀	藤曲氏?	足利持氏・藤曲氏?	・				
17	竹 之 下 堀 之 内	竹 之 下 堀 之 内	竹 之 下 高 烟	居	居	地	居	館	不	明	岩田氏・菅沼忠茂?	岩田氏・菅沼忠茂?	・				
16	高 烟 城	竹 之 下 堀 之 内	竹 之 下 高 烟	城	城	地	居	館	不	明	棚頭領主	大原親茂?	・				
15	新 紫 堀 之 内	新 紫 堀 之 内	新 紫 堀 之 内	居	居	地	居	館	不	明	込山伯耆守・尾崎氏?	込山伯耆守・尾崎氏?	・				
14	下 古 城	下 古 城 永 塚	下 古 城 永 塚	城	城	地	居	館	不	明	黒石玄蕃頭	黒石玄蕃頭	・				
13	一 色 堀 之 内	一 色 島 土 堀 之 内	一 色 島 土 堀 之 内	居	居	地	居	館	不	明	岩田氏・菅沼忠茂?	岩田氏・菅沼忠茂?	・				
12	用 沢 堀 之 内	用 沢 坂 本 堀 之 内	用 沢 坂 本 堀 之 内	居	居	地	居	館	不	明	棚頭領主	大原親茂?	・				
11	岩 田 館	菅 沼 字 菅 沼	菅 沼 字 菅 沼	城	城	地	居	館	不	明	込山伯耆守・尾崎氏?	込山伯耆守・尾崎氏?	・				
10	小 山 殿 屋 敷	小 山 殿 屋 敷	小 山 殿 屋 敷	居	居	地	居	館	不	明	足利持氏・藤曲氏?	足利持氏・藤曲氏?	・				
9	八 重 山 屋 敷	八 重 山 屋 敷	八 重 山 屋 敷	居	居	地	居	館	不	明	藤曲氏?	藤曲氏?	・				
8	生 土 上 屋 敷	生 土 上 屋 敷	生 土 上 屋 敷	居	居	地	居	館	不	明	足利持氏・藤曲氏?	足利持氏・藤曲氏?	・				
7	生 土 城	生 土 城 山	生 土 城 山	城	城	地	居	館	不	明	藤曲氏?	足利持氏・藤曲氏?	・				
6	藤 曲 屋 敷	藤 曲 宮 原 久 保	藤 曲 宮 原 久 保	居	居	地	居	館	不	明	藤曲氏?	足利持氏・藤曲氏?	・				
5	湯 船 堀 之 内	湯 船 下 耕 地	湯 船 下 耕 地	居	居	地	居	館	不	明	藤曲氏?	足利持氏・藤曲氏?	・				
4	湯 船 え も じ ろ	湯 船 え も じ ろ	湯 船 え も じ ろ	居	居	地	居	館	不	明	藤曲氏?	足利持氏・藤曲氏?	・				
3	湯 船 殿 屋 敷	湯 船 殿 屋 敷	湯 船 殿 屋 敷	居	居	地	居	館	不	明	藤曲氏?	足利持氏・藤曲氏?	・				
2	湯 船 城	湯 船 附 野	湯 船 附 野	居	居	地	居	館	不	明	藤船領主	小河祐能	・				
1	上 野 堀 之 内	上 野 堀 之 内	上 野 堀 之 内	居	居	地	居	館	不	明	上野領主	上野次郎忠康	・				
23	野 中 告	"	野 中 城 山	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	城	城	郭	郭	郭	郭	郭	郭	不	明	岩田氏・菅沼忠茂?	岩田氏・菅沼忠茂?	・				
	郭	郭	郭	郭	郭	郭	郭	郭	十六	世紀	棚頭領主	大原親茂?	・				
	不	十五	世紀	十六	世紀	十六	世紀	十六	"	"	込山伯耆守・尾崎氏?	込山伯耆守・尾崎氏?	・				
	明	明	明	明	明	明	明	明	黑	石	玄	蕃	頭	遺構不明	遺構不明		
	不	明	明	北条氏ほか大庭・足利氏等	北条氏ほか大庭・足利氏等	北条氏ほか大庭・足利氏等	北条氏ほか大庭・足利氏等	北条氏ほか大庭・足利氏等	不	明	黒石玄蕃頭	黒石玄蕃頭	・				
	明	明	明	今川・北条・武田・徳川氏	今川・北条・武田・徳川氏	今川・北条・武田・徳川氏	今川・北条・武田・徳川氏	今川・北条・武田・徳川氏	不	明	今川・北条・武田・徳川氏	今川・北条・武田・徳川氏	・				
	不	明	明	大森氏頼	大森氏頼	大森氏頼	大森氏頼	大森氏頼	不	明	大森氏頼	大森氏頼	・				
	明	明	明	櫓台・土塁・門址	櫓台・土塁・門址	櫓台・土塁・門址	櫓台・土塁・門址	櫓台・土塁・門址	不	明	櫓台・土塁・門址	櫓台・土塁・門址	・				
	遺構	不明	遺構	不明	遺構	不明	遺構	不明	遺構	不明	遺構	不明	遺構	不明	遺構	不明	



番	城	館	名	所	在	地	種	別	年	代	姓	氏	関	係	備	考
68	勝	侯	屋	伊豆德倉城	三島市伊豆德倉中村	城	郭	十六世紀	北条氏・津田民部	平場・空堀・土塁						
67	手	枚	橋	東熊堂砦	河原ヶ谷砦	河原ヶ谷賀茂	城	郭	十六世紀	伝高橋權守兼遠	平場					
66	城	城	城	高田屋敷	山中城	山中新田	居	館	十六世紀	北条氏	平場・空堀・土塁・門址・土橋					
65	勝	侯	屋	玉川高田屋敷	長泉町竹原西海道	居	館	不	明	高橋氏	土塁					
64	手	枚	橋	岩崎屋敷	"本宿下	居	館	不	明	高田氏	土塁					
63	城	城	城	玉川清水	清水町玉川清水	居	館	十六世紀	伝多耳周防守・高田氏	平場						
62	土	手	城	泉頭城	伏見泉頭	居	郭	十六世紀	伝北条氏	土塁						
61	普	光	寺	高田敷	八幡内屋敷	居	館	十六世紀	伝北条氏	平場・土塁・空堀						
60	戸	湯	川	杉山屋敷	柿田海戸	居	館	十六世紀	岩崎氏	土塁						
59	藤	泉	院	山屋敷	堂庭札ノ辻	居	館	十六世紀	伝笠原新六	土塁						
58	川	山	居	山屋敷	戸田寺内	居	館	十六世紀	杉山氏	土塁						
57	丸	丸	丸	山城	高田入	居	館	十六世紀	伝今川氏	土塁						
56	勝	侯	屋	山城	徳倉和田入	居	館	十六世紀	伝北条氏	平場						
55	手	枚	橋	山城	徳倉西町	居	館	十六世紀	北条氏・武田氏	空堀						
54	東	熊	堂	居	沼津市大岡中石田新小路	居	館	十六世紀	北条氏	空堀						
53	円	円	円	居	徳倉手城山	居	館	十六世紀	北条氏	空堀・平場						
52	勝	侯	屋	居	徳倉手城山	居	館	十六世紀	北条氏	空堀・平場						
51	手	枚	橋	居	徳倉手城山	居	館	十六世紀	北条氏	空堀・平場						
50	勝	侯	屋	居	徳倉手城山	居	館	十六世紀	北条氏	空堀・平場						
49	河	原	ケ	居	徳倉手城山	居	館	十六世紀	北条氏	空堀・平場						
48	伊	豆	徳	居	徳倉手城山	居	館	十六世紀	北条氏	空堀・平場						
47	城	館	名	所	在	地	種	別	年	代	姓	氏	関	係	備	考
46	梶野市妻塚観音	上香貫手城	梶野市妻塚観音	平場	平場	空堀・土塁・門址										

しかし北駿の城館跡の分布がとぎれる御殿場市の新橋あたりから、東側の箱根山麓に沿って黄瀬川が南下し、中駿の神山あたりまで、黄瀬川の両岸に河岸段丘状の平坦面が、約四キロメートル以上に亘って続くから、黄瀬川の水流と箱根山からの沢水に、多少の手を加えれば、中世でも開発は可能であるし、同じような状況が西側の黄瀬川支流、久保川の流域についてもいえる。したがって、何々屋敷といわれる居館をつくるくらいの、小領主が成立する生産的な基盤は十分成立し得るから、第一の理由は、あまり説得力がない。

従来、この地域は城館跡はないということで研究者の関心がうすく、実は調査不足の感も多分にある。公図による地籍や小字名、また伝承されている通称や孫字名など、綿密な調査を進めれば、あるいは将来、城館跡発見の可能性もあるかも知れないところである。

また以上のことは別に、この地域に城館跡がないという前提の上に立ってみた場合を考えてみよう。

大森葛山氏系図をみると、たぶん十三世紀の頃、親家（大森氏祖）の系統は北駿に多く分派し、惟忠（葛山氏祖）の系統は中駿に分派していく。大森氏の領域は甲斐・相模、駿河三路の交叉する、交通上の要地を押える形となり、葛山氏は次第に中駿から南駿へ指向していくから、結局のと

ころ、この中間は空白地域となる。また大森氏なり葛山氏が、相互に離反して攻防をくりかえしたという記録もないで、あるいは同族として不可侵的な立場をとったとも考えられる。十五世の段階に入つて、大森氏が相模に入国しても、北中駿の大森氏支配領域には葛山氏は入部していない。この空白域は葛山大森西氏の緩衝地域であったろうか。東駿地域の分布については、またあらためて論ずるとして、次に裾野市内の城館跡の分布についてみるとよい。

## 二 裾野市内の城館跡分布

図(2)は、裾野市（中駿）を中心とした城館跡の分布を示したもので、図(1)の拡大したものである。黒印が城館跡で、関連のあると思われる地名を記入してある。図の大きさの関係上、須山の深山城は記入できなかつた。これ以外に佐野上屋敷、伊豆島田竹ノ花、水窪竹ノ下、深良竹ノ後、同常孝屋敷、同別当山、御宿竹ノ花、下和田竹ノ上、同トノカイト、須山竹ノ後、公文名林屋敷、屋戸屋敷、久根竹ノ鼻、同入屋敷等の居館の存在を示すような地名もあるが、遺構が確認できなかつたので記載しなかつた。

図に載せた城館跡のうち、上ヶ田手城山、葛山宮原居館跡、富沢及び長泉町南一色にまたがる天神山砦、深良城ヶ

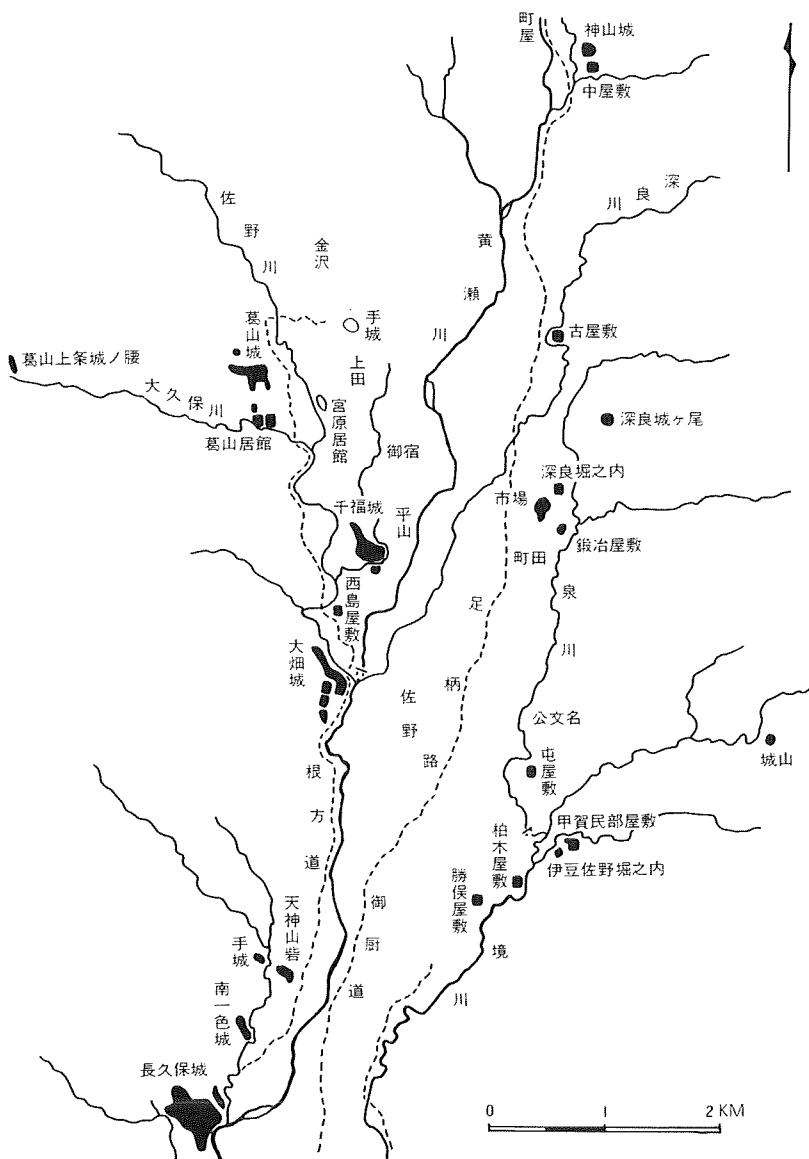


図2 捍野市及び周辺の中世城館跡分布図

尾、公文名屯屋敷<sup>どんやしき</sup>は、開発等の工事によつて完全に消滅している。また茶畠城山は、地元の人の話では、その位置が二転、三転して判然とせず、公図の位置では、やはり消滅したのではないかと思われる。また深良古屋敷、同堀之内、同鍛冶屋敷、三島市伊豆佐野堀之内、及び須山深山城跡も、遺構が判然としない。

市内及びその周辺の城館跡は、箱根山麓側と愛鷹山麓側に、それぞれかたよつて分布し、愛鷹山麓には城郭跡が多い。両山麓側に城館跡の分布する理由は、比較的水利のよい小平地が点在し、かつ土師器遺跡も分布することから、開発が古代からおこなわれ、古代末あたりには小領主の発生する生産的基盤があつたことと、両山麓から派出した、要害とするに足る尾根や舌状丘陵地形があつたことに拠ると考えられる。

図中に点線で示したものは、古代から中世にかけての交通路であるが、これは伝承によるものであるから、必ずしも正しい通路であったかどうかは、後の考証にまちたい。

### 三 各 論

#### (1) 葛山城館跡

どこから始めてよいのだが、もっとも著名な葛山城館跡からとり上げてみよう。

図(3)は、二五〇〇分ノ一の裾野市葛山図幅に残存する城館跡の遺構を記入し、明治の十年代に作られた公図と、明治二十二年の陸地測量部の地図から、旧態を復原したものである。小地名は、明治初年の葛山村一筆耕地図(葛山区有文書)から城館跡と葛山氏菩提寺仙年寺関係のものを抽出して記入したものである。遺構図は見取図であつて実測図ではないので、遺構の位置に若干の誤差があると思うが、御許し戴きたい。

葛山へ入るには、北の田場沢口と東の富沢入谷口、及び宮原口、南の千福細野口の四ヶ所があるが、いずれも佐野川、大久保川の深い溪流を渡らねばならず、また南北は愛鷹山から東方へ派出した尾根に画されていて、葛山地区全体が自然の要害となつてゐる。つまり外界から遮断された一つの別世界を形づくっている。

葛山の中心部は、中央六〇〇メートル、東西一七〇〇メートルの長三角形をした入谷状の平坦地で、かつてはここを流れる大久保川の形成した扇状沖積地であるが、大久保川は埋めたてたところを再び浸蝕して溪流となり、佐野川に合流している。平坦地には耕地と人家がいりまじり、生産の基盤となつてゐる。富沢入谷口から佐野川を渡つた左手、通称馬場<sup>ばば</sup>といわれる一帯からは、土師器が出土しているから、この開発は古代からとみてよからう。

遠見塚 伯母子

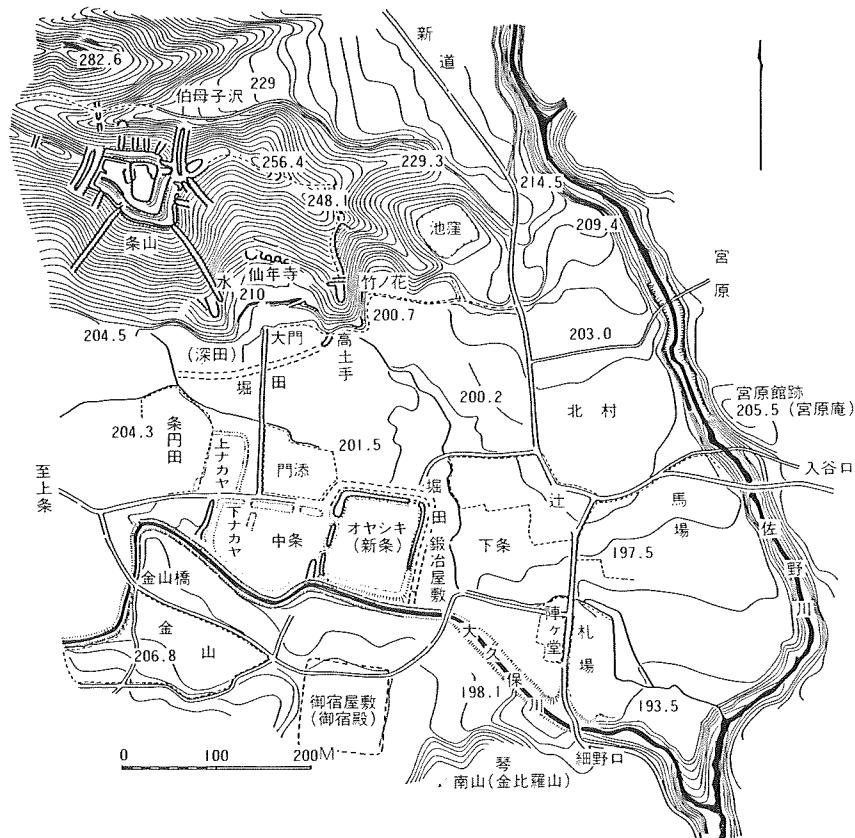


図3 葛山城館跡見取図

城館跡は仙年寺背後に築かれた葛山城跡、半田、荻田、岡村屋敷及び上条城ノ腰（葛山かくれ岩）と馬場、陣ヶ堂、札場、辻、竹ノ花、金山、御宿屋敷、鍛冶屋敷、さらに上条、下条など一連の地名のあるところを城館跡としてとらえたい。

世にいう葛山城跡は、愛鷹山から東方へ派出した葛山北側の尾根の末端、通称は愛宕山、前記の一筆耕地図では条山（城山であろう）という、海拔二六五メートルの頂部を利用して構築された、いわゆる典型的な山城跡であって主体部は細部に涉り巧妙かつ複雑につくられている。

本城跡については、先にふれたように多くの先学が調査し、その成果を刊本、報告書等に紹介しているので、ここではわざわざ重複をさけるため市史編纂室の調査結果の要点だけ述べておこう。図を見て戴ければわかるように、頂部に主曲輪を構え、その一段下に西と南側をとりまして、二ノ曲輪がある。主曲輪と二ノ曲輪の出入口は明らかでないが、主曲輪の北東端にあつたらしい。ここは土塁が切れているといおうか、凹んでいる。二ノ曲輪のさらに下段に、南西からぐるっと南・東・北側の斜面をとりまして、帯状の三ノ曲輪がつくられている。この曲輪の西端に登り口はあって、二ノ曲輪に通じ門址状の遺構が残る。また二ノ曲輪西側平場の北東隅に、土塁の凹んだところがあり、そこ

から北側斜面の三ノ曲輪へ降りられる。東西は尾根稜部を二本の大きな空堀で画し、かつ三ノ曲輪からは、北側の沢に向って四ヶ所、南及び東側の斜面には同じく四本の縦堀がある。このうち南側の一本は、稜部上を一〇〇メートル下って、仙年寺水場上まで達している。有光氏（裾野市史専門委員）は、この空堀は通路ではないかと指摘されている。細部の遺構については、資料編に於いて解説するとして、葛山城跡の主体部は以上の通りであるが、城跡主体部の脚下にある仙年寺の占める位置について注目したい。

仙年寺のある平場は、東西約八〇メートル、奥行き約四〇メートルあつて、ほぼ半円形をなし、門前からの比高は約六メートルほどある。また門前は深田湿田であり、かつては沼地であつて、東側の小地名高土手端から古池（湧水地）に連続していたという。門前を開んで堀田が東西に走る。堀田は水濠であつたと考えられる。また仙年寺の平場の東西両サイド尾根末端上にも平場があつて小郭をつくる。同じく仙年寺裏側の崖にも異状遺構があり、その左手平場は葛山氏累代の墓地となつてている。東側小郭平場の北上方は、東側が急崖で壁となつて稜部へ連続している。細部の説明はこのくらいにしておくが、之を要するに、仙年寺は防禦の堅固な場所であつて、葛山城の一曲輪であり、仙年寺曲輪としてもよいし、地形からみて谷戸形式の居館のあ

つたところと考えてよい。そうすると、この場所の左手水場上まで延びている空堀は、その上方にある城郭主体部へ通ずる通路であつてよく、有光氏の指摘は正しいといえるのである。

いま一つ城郭北側の伯母子沢に、沢を直角に区切つて土壘状の遺構があり、その中央は水門状となつてゐる。土地の方の話では沢の水を溜めたところであるともいはし、また、すぐ北直上の遠見塹へ通ずる通路であつたともいう。この遺構に接して沢にのぞみ、小さな平場もある。

ところで、以上を葛山城跡の主要部とすると、本城の大手口つまり正面玄関は、仙年寺曲輪南前面であると考えてよく、従来から東方へ延びる尾根筋を大手筋としているが、遺構の不明瞭なところもあつて、現在のところ難点がある。

居館跡は、葛山に入つて通称辻という十字路から西へ新道を行くと、約一四〇メートルで左側に大土壘があり、現在はその角に入口と、その説明板が建ててある。説明板の内容によれば、この入口は居館の北東隅つまり鬼門に当るから正しくないとし、西側土壘に二ヶ所ほど土壘の切れたところがあり、喰違いとなつてゐるので、ここが門址であろうとする。

規模は方一〇〇メートルほどあり四方に土壘が廻らされ、かつては北と東側に濠があつた。但し前記の一筆耕地図に

よると、既に明治初めには、堀田という小地名となつてゐるから、濠が田にされたのは、江戸時代であつたろう。

居館跡は、なお西側に接する半田、荻田家の屋敷へ連続している。半田家北側の道路に面しては、土壘址が約八〇

メートルほど残存し、また半田家と荻田家の間にも土壘があつたし、荻田家の西側から久保田川に沿つて土壘が廻つていたという。荻田家の道路をへだてた北側の岡村屋敷にも一部土壘があつたとする。図(4)は、既に「静岡県の中世城館跡」に載せたものであるが、公図を整理して分筆部分を一筆地番に復原したものである。これに土壘部分をロットにして示した。要するに、葛山居館跡は、一見単独の居館跡のように理解されているが、残存の遺構や公図にあらわれたものから推して考えると、連郭式居館であつたことはほぼ間違ひなかろう。また小地名(家号ともいつてゐる)は、岡村屋敷が上ナカヤ、荻田家屋敷が下ナカヤ、半田家屋敷が中条(ナカンジヨウ又はナカンジョ)、葛山居館跡がオヤシキまたは新条(シンジヨウ)というから、ほぼその裏付けともなる。この連郭式居館跡は、時期的に同時に成立したか、新旧があつたのかは、まだ明らかでないが、小地名からいうとオヤシキを新条(新城であろう)というから最後に構築された可能性が強い。

次に小地名について若干の考察をなし、葛山の城館跡の

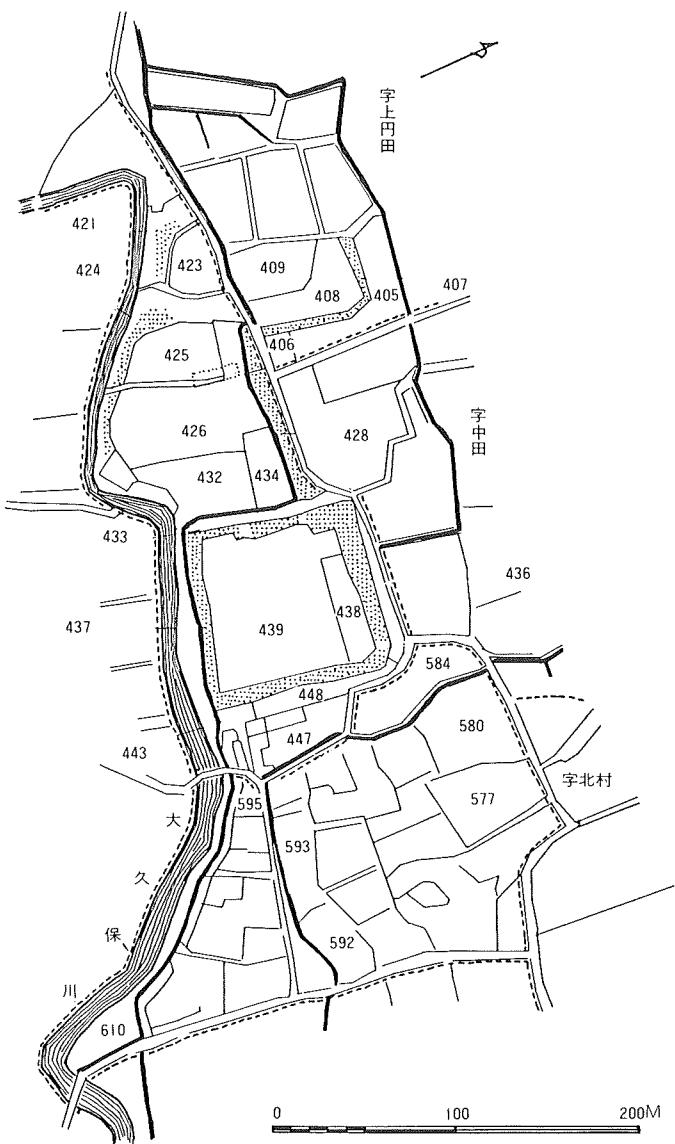


図4 葛山中村地区一筆整理図

全体像を捉えてみたい。陣ヶ堂（ジンガドウ）は南の千福細野口から大久保川の溪流を渡つて、それを登つた右側の地名で、裾野市大畑にも陣ヶ道という同じ地名がある。堂も道も宛字であるから、宛字違いは気にしなくてよいだろう。大畑の陣ヶ道も、大畑から黄瀬川におりるところの地名で、両者とも地形的場所的状況がよく類似している。

陣ヶ堂（道）というのは、陣垣戸（ジンカイト或いはジンガト）のなまつた言葉で、入口を守る陣屋的な施設のあつたところと考えたい。いまは屋号となつてゐるが、屋号を名乗る家に、その役割がかつてあつたのかは明らかでない。

陣ヶ堂の道をへだてた東側の一角が札場である。一笔耕地図では陣ヶ堂を東から北に囲んでゐる。清水町堂庭の杉山屋敷が札ノ辻の地名をもち、同徳倉戸倉城跡の町屋に隣接するところも札ノ辻という。札という地名は税を納めるところとも、高札あるいは領主の布告公示の場ともいう。陣ヶ堂と札場が両立しているのは、ここに何等かの管理的な場があつたとも受けとれる。

陣ヶ堂、札場から約八〇メートル北へ行つたところが辻である。ここは東の富沢入谷口から來た道と、北の田場沢からの道及び細野口からの道と、旧公図では互い違いに交叉するところであった。現在では区画整理して十字路となつてゐる。辻は辻所であつて、交通上の要所である。ここ

を人の行きかうただの交叉点としてもよいのだが、細野口から北の田場沢へ抜ける道は、根方道ともいわれ、南の富沢、桃園、大畑、千福から、この葛山を抜けて金沢へ出る古道であつたというから、あるいは葛山の経済的交易の場であつた可能性もある。そうすると前述の陣ヶ堂、札場は、一種の関所的な役割を持つていたとしてもよい。

馬場<sup>ばば</sup>は、入谷口から佐野川を渡つた南側の広い場所をいう。宛字の通りの意味で、葛山氏の騎馬調教の場所であつたとみた。吾妻鑑によれば、承久三年（一二三二）五月二十二日、北条泰時従軍十八騎のなかに葛山小次郎の名があるから、この地名は案外古いのかも知れない。

葛山居館跡の東南隅外側のところを、鍛冶屋敷といふが、これは昭和十年代に葛山城館跡を調査された沼館愛三氏が、ここを居館に付属する鍛冶がいたところだとしきものである。鍛冶屋敷という地名は、同じく裾野市内にある深良の大森居館跡、千福城跡等にもあつて、鍛冶工人の集団が主として居館主の要求に応じて、鉄製品を作り供給したところであると解釈されている。しかし前記の一笔耕地図には、この地名はなく、この近くにかつて鍛冶を業とした家があつて、屋号として残つてゐることを付け加えておこう。

中条、下ナカヤの居館跡の南、大久保川をへだてて、金

山（カナヤマ）という地名がある。金山は、採鉱、冶金の

神である金山神を祀ったところにある地名が多いが、金属に係わる工人集団のいたところの地名と解釈されてもいる。古くは鉱山という意味である。ここに隣接するところに、御宿どの、御宿屋敷と伝承される居館状の平坦地があつて、現に御宿氏が住まわれ、千福城主御宿氏の子孫であるといふ。御宿より金山衆と共に移住し、この金山衆の土着したところなので金山というとする。一考を要するところである。

葛山城跡の丘陵東端南側にイケクボというところがあり、底敷方五〇メートルの凹地で、南西隅に切通し状の出入口が一ヶ所ある。図上では居館跡状の形態をしているが、水氣が多くて居住性は極めて悪い。伝承によると、葛山居館を築くときの土取場であったという。その葛山居館跡は東へ向つた緩い傾斜地に構築されているから、居館内を平坦地にするため土盛りをした可能性はある。居館跡が後世の破壊行為がなく、原形のままであるとすれば、東側の土壁は約三分ノ二のところで切れしており、大久保川に面する南側は、土壁を盛つたという形跡がない。しかし外側からみた場合にはかなりの高さがあつて雄大にみえる。そうすると堀（濠）のかき揚げ土量だけでは足りないことは明らかであるので、盛土をした可能性を考えてもよいのではなか

らうか。

金山衆というのは、鉱山の開発、掘削、採鉱施設、その他の土木技術者の集団でもあって、近辺では富士郡の竹川氏が著名であり、中世末の今川義元時代から金山開発をしている。葛山に金山衆がいたという伝承は、時点は不明であるが、居館の構築に、あるいは係わったことを意味するものであろうか。

イケクボの南側を竹ノ花という。竹というのは館（タテ、タチ）のこと、居館を意味し、ハナは先端のところという意味であるとする。前に記したように、裾野市にはこの地名が多い。但しこの地名のところに居館跡のような遺構がないので、タケは別な意味を持つのかも知れないが、葛山の場合は仙年寺境内東側にあって、ここが居館の端に当る場所ということで地名に残つたと考えてもおかしくはない。この付近に葛山氏重臣古池氏の屋敷があつたという。

葛山居館跡の北西側、半田家屋敷北側を門添という。そのひと耕地北が大門というから、仙年寺関係の地名と考えたが、少々距離的に間があつて疑問が残る。この門添は、居館跡北側土壁と半田家北側土壁が、この場所で大きく食違ひ、門址状に切れているので、ここに正門があつたと考えると、門添の地名は生きてくる。

葛山は入谷の奥の地区が上条（城）、下の地区が下条、

半田家屋敷が中条、岡村屋敷の西側が条円田、葛山城跡のある愛宕山が条山といい、条のつく地名がたいへん多い。条は城郭の城（ジョウ）を条と宛字したものであると考えてよからう。中世城郭を城（シロ）、城山（シロヤマ）というようになつたのは、戦国時代も末期からで、それ以前からの城郭は「ジョウ」と呼んでいたとするから、上条、下条は、半田家屋敷の中条を中心として、上下に分けた呼称だとすると、中条は時期的にも古いということになる。

そしてこの時期がしばらく続いたのち、現在の居館跡が構築され、オヤシキとも新条（城）ともいうようになったのではないか。中条は仙年寺南正面に位置することも無視できない。いまの公図での小字は、ここは中村という。そして古い人家は西の上条と、東側の下条、北村地区に散在するから、かつて葛山と称する豪族を中心にして成立した豪族集落のようにも考えられる。全体に自給的要素は高いが、外からの経済交流は辻所が、その役割をはたしていきたところであろうというのは、先述の通りである。

城郭跡は、海拔四七八メートル前後の尾根頂部を中心いて、南北へ分派した尾根稜部に空堀が二ヶ所あり、それを下ると元屋敷に出る。一方南西へ向う急な尾根を下ると、同じく稜部を大きくたち切った空堀があつて、その空堀は北側のやや傾斜のゆるい斜面を、曲線を描いて複雑にめぐり、尾根の主稜部分に上下二段の曲輪を構成する。曲線状の空堀は通路状ともなつてゐる。下段の曲輪の先端に大きな空堀があつて、さらにその先は稜部が狭小となり、左右に空堀のくい込んだ土橋状の遺構をつくる。これより尾根筋を下ると、前記の仙年寺の故地山居へ出るし尾根を左にとれば

水路を整備しつつ下へ向つて開拓していくのが順序であるから、案外そうであつたのかも知れない。仙年寺も至徳年間（一三八四～八七）ないし文明の頃（一四五九～八七）、浄土宗に改宗する以前は真言宗で、上条の奥の山居にあつたとし、現にその跡地があるから、伝承の裏付けともなるう。

さらに、この山居から一・五キロメートルさかのぼると、山ノ神神社があつて、この背後の海拔四七〇メートル付近一帯を「城ノ腰」といい、城ノ腰七十町歩ともいう。ここに図(5)に示したような山城跡がある。また山ノ神神社周辺には、高土手をめぐらしたような区画がいくつかあつて、元屋敷といつてゐる。

城郭跡は、海拔四七八メートル前後の尾根頂部を中心いて、南北へ分派した尾根稜部に空堀が二ヶ所あり、それを下ると元屋敷に出る。一方南西へ向う急な尾根を下ると、同じく稜部を大きくたち切った空堀があつて、その空堀は北側のやや傾斜のゆるい斜面を、曲線を描いて複雑にめぐり、尾根の主稜部分に上下二段の曲輪を構成する。曲線状の空堀は通路状ともなつてゐる。下段の曲輪の先端に大きな空堀があつて、さらにその先は稜部が狭小となり、左右に空堀のくい込んだ土橋状の遺構をつくる。これより尾根筋を下ると、前記の仙年寺の故地山居へ出るし尾根を左にとれば

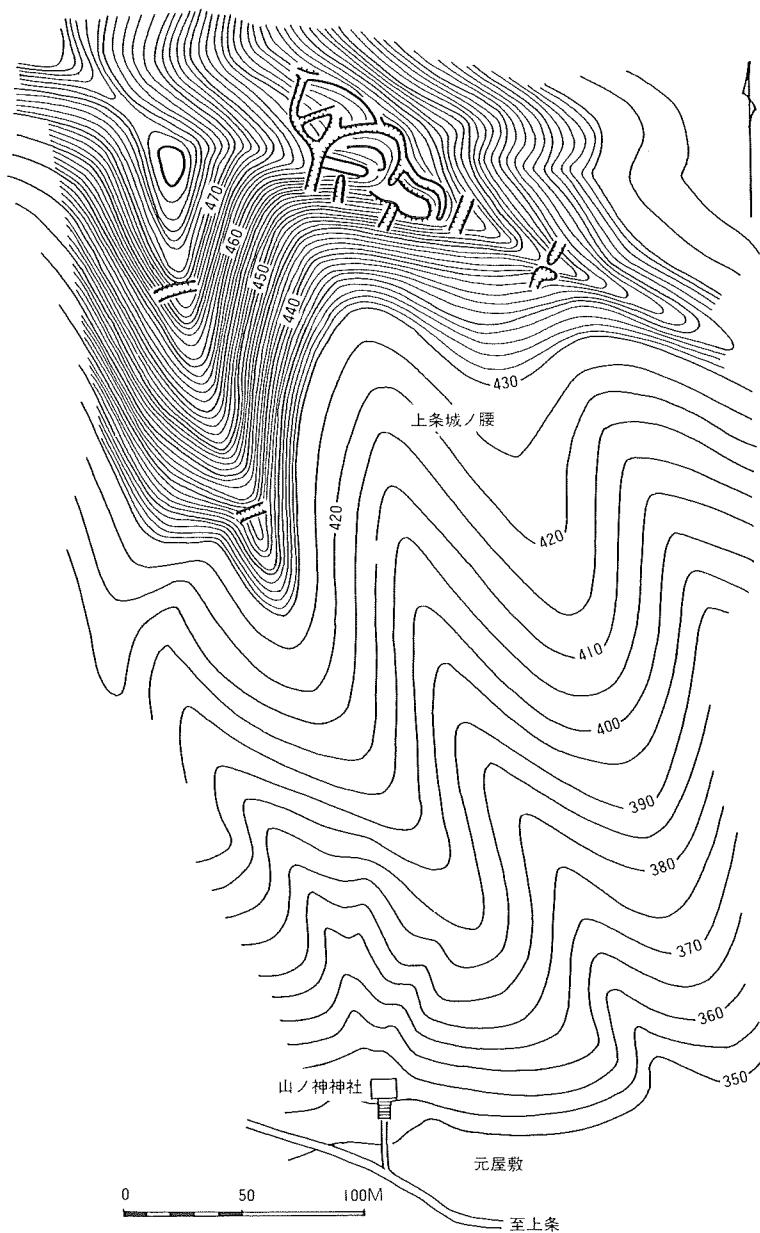


図5 葛山上条城ノ腰

葛山城跡へ続いている。

この城郭跡を初めて紹介したのは、伊禮正雄氏であるが、これと相前後して関口宏行氏が、葛山城保存会の方々と調査され、城郭図を作製されて、「葛山氏を語る」という冊子に全容を発表されておられる。

城ノ腰は城郭遺構の比較的よく残る千福城跡や大畠城跡

また葛山城跡の見取図と比べてみると、城郭構成の上で共通点が少ない。本格的な城郭ではなく、いわゆる砦とみても葛山城跡を構築した手法とは、形態的に異なってみえる。そうと言つてもこの城ノ腰を、土地の伝承に「葛山のかくれ城」とか「かくれ砦」とあるので、葛山氏系の者の手によつて築かれた城跡とせざるを得ないであろう。そしてこの南側の脚下に元屋敷という地名のあることから、いつの時代か判然としないが、根小屋の小集落が営まれたことがあつたと考へよかろう。以上のようなことからみると、大久保川の奥から下ってきたという葛山の伝承は、案外信憑性をもつたものかも知れない。

以上、葛山城館跡の概要を紹介してきたが、城館跡の発掘調査が行われていないので、年代の確定はできていないというのが現状である。葛山氏は十三世紀の鎌倉時代から十五世紀末までの間に、断片的に文献に現われ、十六世紀に入り、その発給文書によつて存在活動が明らかとなつて

くる。城館跡はそれに対応するものと思われるが、現在までに諸書に述べられている葛山城館跡の年代は、葛山城跡が室町中期とされ、居館跡は鎌倉時代となつてゐる。この時期的なおさえからみると、当地域の城館跡のなかでは、最も古い時期のものに属する。

## (2) 大畠城館跡

図(6)は、大畠城館跡の見取図である。葛山城館跡見取図(3)と作製手順は同じである。但し東名高速道路建設の時に作られた実測図(日本道路公団御殿場事務局)を基にして、空白部分を復原してある。

大畠城館跡は、佐野川(図2参照)と黄瀬川の合流する西岸にあって、城郭跡と居館跡が一体となつた典型的な城館跡である。

大畠も葛山と同じように、かつては北の千福口と、南の桃園口しかなく、外界から画されており、江戸時代の石高は約四十六石余で、戸数五、六戸前後の小集落を形成していた。この大畠には加藤姓と市川姓だけしかなく、そのうち市川家(大屋)には、市川梅林宛の武田氏知行宛行文書を所蔵しているが、大畠城館跡との係わりは不明である。本城館跡も先学による調査や研究の結果が、諸書に報告されているので、簡単に紹介して置こう。大畠城跡は、愛

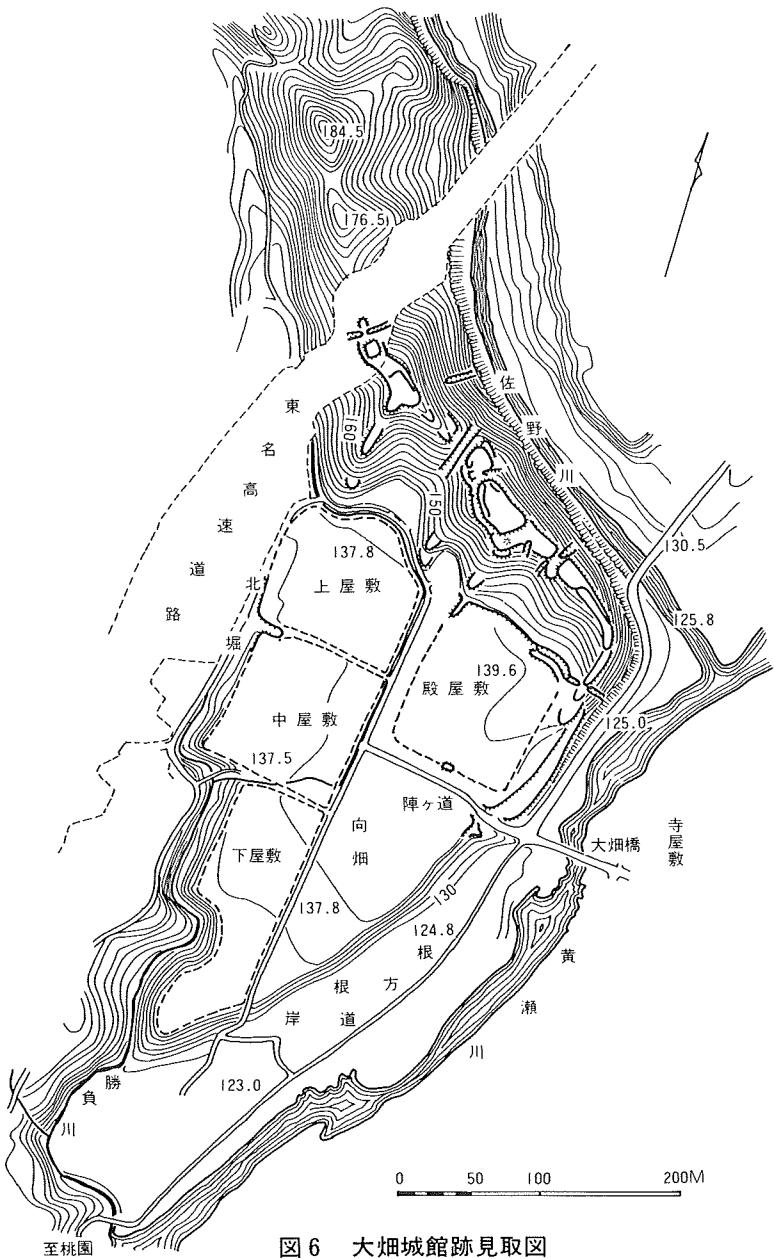


図6 大畠城館跡見取図

鷹山から佐野川右岸に沿って、東南方向に派出した尾根末端に築かれた山城跡で、海拔一七二・六メートルの頂部を中心にして主曲輪を置き、その一段下の北西側と南東側に袖郭を構成する。対となる袖郭は帯状の郭で連絡している。細かくみると南西側の郭は二段に分かれ、その南側に通路状の空堀がある。この主曲輪の東西は大きな空堀で仕切られている。

主曲輪の東南は、尾根稜部に三段の狭長な郭があり、二段目の郭からは南へ字曲して下降し、その末端は東西の空堀で画される。これを東曲輪とする。この東側の空堀は黄瀬川へ落ち込み、西側の空堀は山脚に沿って掘られ、途中に段差がある。この空堀の南縁には土壘が築かれているが、空堀と共に終る。空堀の山脚部の壁は、そのまま西端にある土壘残存部の基部まで連続している。

主曲輪東南と東曲輪の脚下に展開する、方約一〇〇メートルの平坦地を殿屋敷といい、かつては濠と土壘に囲まれていたという。現在は南側の一部と、前述の北西端に土壘が残存するだけである。

主曲輪北西側にある大きな空堀をへだてて、海拔一七四・二メートルの頂部を中心としたところを、西曲輪とする。この曲輪は東名高速道路と、つい最近完成した国道二四六号バイパスによつてカットされ、大部分が消滅してしまつ

た。葛山城館跡と相前後して、この大畠城館跡の調査をされた沼館氏は、西曲輪の存在を確認し、また東名高速道路の建設着工前に調査された佐藤隆氏と市川高雄氏は、西曲輪を認め略図を描かれておられる。その後に本城館跡を調査された伊禮氏及び関口氏は、既に東名高速道路が完成した後であつたため、遺構の確認ができず、西曲輪の存在には否定的な意見を述べられている。

この西曲輪を東名高速道路建設の際に作られた実測図によると、図(6)に示したように長さ約一〇〇メートルあり、主体部は方一〇メートルの主郭が北西端にあつて、それをテラス状の平場が囲み、その南東側に幅一五メートル、長さ三〇メートルの平場が続いていて、一つの郭をつくる。南側には一段下に狭長な平場があり、その先端下にも小さな平場がある。東側は尾根稜部に郭状の遺構が続き、主曲輪との境の空堀に接して、小さな平場が二ヶ所ある。また北側の佐野川に落ち込む斜面には、縦堀が一つ掘られてゐる。北西端台状郭の直下の稜部には空堀があり、その先に小さな郭が接続している。この部分は沼館氏が指摘した「この大堀（主曲輪北西端の空堀）を越えて北側に長さ八〇メートル、幅二〇メートル内外の細長き外郭があり、其末端に幅八メートルの濠があり、城の限界となつてゐる」とされた個所であろう。土地の人の話によると、大畠城跡

でこの西曲輪がいちばん城らしい姿をしていたという。

西曲輪から北西には、海拔一七六・五メートルと一八四・五メートルの尾根頂部があつて、それから北の佐野川へ向つて張り出した台状の稜部があるが、いずれも城郭遺構は現在のところ認められない。これより先は、二〇メートルほど下降して鞍部となり、愛鷹山塊とはこの鞍部で一応画される。

以上、さきの殿屋敷から東曲輪、主体部の主曲輪、西曲輪を含めて、この鞍部までを公園の上では古城跡といい、したがつて殿屋敷というのは通称である。ともかくも、こでは城と居館が一体であったことをよく示している。

殿屋敷の西側道路をへだてて、西曲輪南脚下から方約一〇〇メートルの小字区画が連続し、これを上屋敷、中屋敷という。両屋敷は東西の通路で区分されている。中屋敷の南側は小字名下屋敷となつていて、やはり細い通路で画される。この下屋敷の先端部分を牢屋敷ともいいうが、別に殿屋敷の道路をへだてた南側部分を指していう人もある。これらの屋敷群の西側は勝負川が深くえぐつて溪流となり、愛鷹山塊とは画されている。勝負川は中屋敷西側で枝分れして、本流は愛鷹山中に入るが、支枝は上屋敷西側まで延びていて、この部分を北堀といふ。

殿屋敷の南側の通路は、いまは直線で黄瀬川に架かる大

畠橋に直結しているが、かつてはジグザグに折れて、下の根方道につながつていた。この部分は先に述べた葛山城館跡のところでふれたが、陣ヶ道という。この南側に一段の平場があり、北側には殿屋敷より一段下つた狭長な平場が約一〇〇メートル延びている。この先端から一段上つたところ、つまり殿屋敷の東側部分を指して、通称寺屋敷ともいう。

この寺屋敷には日光山大幡寺という寺院があつたという。この本尊大日如来像は、いま上屋敷北側の大日堂に安置されている。

以上が大畠城館跡の概要であるが、本城館跡の歴史的背景について、これを最初に調査された沼館氏は、城主、構築年代は共に不明であるが、葛山城跡とまったく同一の型式にあるのからみて、葛山氏関係のものと築いた城郭であり、時代は鎌倉時代のものであろうとしている。ついで東名高速道路建設の着工寸前に調査された、前記の佐藤・市川兩氏は沼館氏の見解を引用しながらも、城跡下に大幡寺及び武家屋敷をもつこと、城郭の位置、規模、型式等からみて、葛山氏関係の城跡で築城の時期は中世室町末期あたりではないかとしている。

伊禮正雄氏は、城主その他は不明であるが、その占地や構造からみて、葛山城を小型にした感があり、同氏関係の

ものに間違いなく、成立は十五世紀末から十六世紀初めにかけてと思われ、現在の葛山本城と殆ど同時期であろうとしている。さらにつけ加えて、恐らく葛山氏の版図が、その頃不安な状態になつた為、それを守るために同氏によって前哨基地として築かれたもので、このような城は一定時期を過ぎると一応その使命が終るので、在地小土豪の小城郭と比べて、却つてその土地に口碑を殆ど残さない場合が多いのであるとする。関口宏行氏も伊禮氏の見解とほぼ同じで、本城跡の縄張りは、葛山城と類似性を多く持つことから、葛山氏によつて築城され、一族か重臣級の武士が守備したと考えられるし、その築城の時期は戦国時代初期とされている。

以上のように、大畠城館跡に関する見解は、文献記録のまったくないということから、沼館氏ほかこの城跡を調査された先学は、本城跡の位置、構造、型式等から、一様に葛山氏の築城に係わるものであると考え、その年代は沼館氏のみ鎌倉時代とする以外は、凡そ室町時代末ないし戦国時代とし、葛山氏の動向に対応させている。

ところで、昭和六十年、国道二四六号バイパス建設工事によつて、本城館跡の西曲輪残存部分の大半と、上屋敷、中屋敷の西端部分が、その路線敷地内にかかつて消滅するため、発掘調査されることとなつた。

この発掘調査にあたつては、前述のような本城館跡の見解を基にして、事前調査を実施したのであるが、中屋敷では屋敷西端を区切るような溝状遺構が検出され、上屋敷では焼土址を検出し、若干のかわらけ破片が出土しただけであつたが、上、中屋敷ともに大畠城館跡と一体になる遺構という立場から、本調査を実施することになったのである。以下、その結果を簡単に述べよう。

西曲輪主体部の北側直下に、佐野川に面して郭状の平坦地があり、ここからは柱穴群が検出されたが、相互に対応せず、構造物としての想定は不可能であった。遺物には中國産鎬連弁文青磁片と大型平根鏃が出土した。この場所では以上であるため、城郭遺構との判断は保留してある。

西曲輪頂部平場では、不連続の溝状遺構が検出されただけである。ここでは渥美古窯系の陶片と、排土中から布目平瓦片及び近世陶磁片が出土した。南側下の袖郭には顯著な遺構はなかつた。

上屋敷からは、三棟の掘立柱建物址のほか小鍛冶址二十一基、焼土址、堅穴状遺構、溝状遺構、土坑、柱穴群、方形集石墓が検出され、これらの遺構に伴つて、中国産の白磁・青白磁・青磁片・常滑・渥美・旗指古窯産の陶器片のほか布目瓦・かわら等が出土した。また鉄製品には大小の刀子、雁股鎌、征矢（尖根鎌）、大小の釘類、くさび、鎌、

特殊刃物、人形、獸足等があり、そのほか鉄滓、金膚等が小鍛冶址から検出され、石製品に温石、小型硯、刻線入石製板等の特殊遺物が出土した。

中屋敷の発掘調査区は、その西端部の僅かな場所であったが、屋敷地を区切るものと思われる溝状遺構と、その外側の北堀に面して土坑墓が検出され、これらの遺構から中國産の青磁片、土坑からは銅製時代小柄等が出土した。

以上の発掘調査結果のなかで、多くの問題点を提示したのが上屋敷であった。細部に亘っての検討は発掘報告書にゆずるとして、ここではその概要のみ述べるとしよう。

上屋敷出土遺物のうち、中国産の磁器のなかで白磁の優品は北宋末、青磁碗は南宋末から元初のもの、旗指、常滑古窯産の山茶碗、大甕、片口鉢等は十二世紀前半から十三世紀前半期のものとおり、その他の遺物である鉄製品、石製品と、検出された遺構の多くは、この年代に伴うものであると判断された。しかし上屋敷北西部の堅穴状遺構から出土した銅滓の付着したつばの坏は、やや年代のさかのぼる十一世紀代のものではないかとされている。

図(7)は、上屋敷の遺構図であるが、組合せのできなかつた柱穴群と、土坑、溝状遺構の一部は省略して、わかりやすくしてある。まず三棟の掘立柱建物址であるが、東西四間、南北十間（芯々で約二・三メートル前後）の巨大な建物が

二棟ほど、ほぼ南北に並列してあり、その北には同じ方向で、三～五間規模の建物が一棟あった。柱穴は二～三本重複しているから、建てかえまたは補修され、漸次北へ向つて縮少されていった傾向がある。遺物からみて十二世紀前半に建てられ、その一部は十三世紀前半まで使用されたと考えられる。この建物の経営と同時期か相前後して、鍛冶工人の操業が始まる。鍛冶の火床址（小鍛冶址）は、重複または接近して存在するから、一時的にかつくり返して操業されたと考えられる。小鍛冶址は殆どすべて、掘立柱建物址のなかにあるから、この建物のなかで操業された可能性もある。小鍛冶址には鉄滓、鐵膚等の有無があつて、鍛造、鍛接、焼き入れ等の分業的形態があつたともする。

鍛冶の操業は十三世紀まで行われたと推定される。そして、その終末期にあたりに方形集石墓が造られたらしい。

方形集石墓は、一边が二・四メートルあり、四辺に角材を据え、鎌で固定した柱を立てて垣をめぐらし、中央に径五〇センチメートルの円形土坑をつくり、方形の木枠組みの垣内側に、底から偏平な河原石を三重に積み重ねて造つたもので、重厚豪壮でまさに領主級の墓であった。

東側へ三棟以上はまだ並列すると考えられる掘立柱建物址、たぶん倉庫と推定されるのだが、そのほか多数の群をする小鍛冶址、領主級の方形集石墓、出土の中国産青白磁

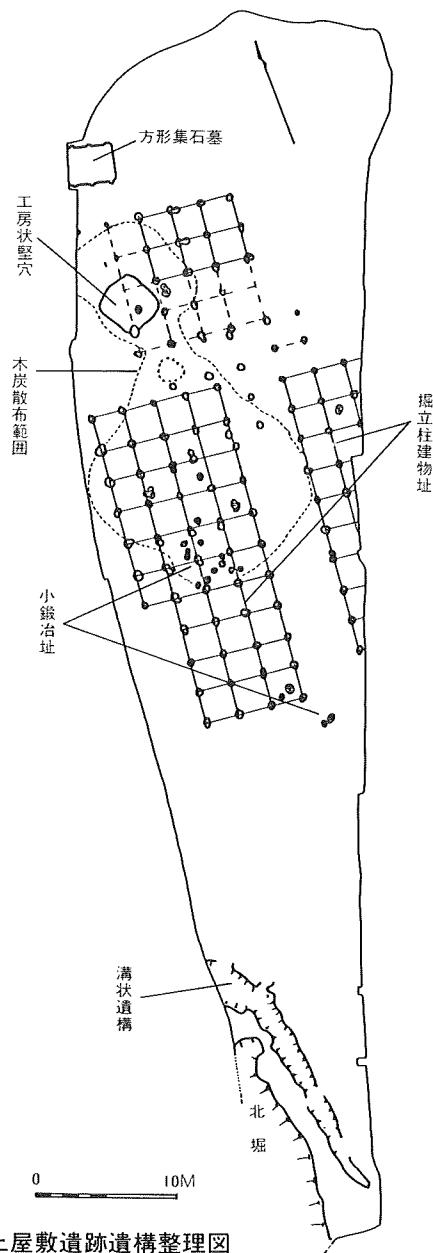


図7 上屋敷遺跡遺構整理図

瓜形壺、鎬蓮花文青磁鉢の優品や、香を入れたと思われる青白磁合子をはじめ、多くの磁器片また常滑その他の古窯産日常雜器陶片、刀子、鏃等の鉄製品、温石等の遺物は、まさに平安末から鎌倉期初めにかけての領主級居館跡遺構にふさわしく、上屋敷と伝承されてきたところにもマッチしたものであった。

ところが、先に述べたようこの上屋敷は大畠城館跡を構成するものであって、先学の想定した戦国期という年代とは二世紀ちかくの開きがある。上屋敷を大畠城跡一連の居館跡ないし根小屋跡とすれば、大畠城跡は十二～十三世紀の城郭としなければならない。発掘調査の事実にたって、大畠城館跡の成立を平安期末にもつていってよいのだが、その歴史背景となるものが、現在のところ把握できていない。結局のところ、結論として上屋敷の遺構を大畠城館跡から分離して、上屋敷遺跡としてあらためて考えることにしたのである。

昭和三十六年頃、大畠上屋敷北東上の小字古城跡地番一二三地先の平場に、防火用貯水槽を構築するため掘削したところ、偶然にも経塚に当り、遺構は破壊消滅してしまったが、埋蔵用の大甕と經文外筒容器の一部が收得されて、県立裾野高等学校に保管された。大甕破片は常滑古窯産の十二世紀後半から十三世紀代のものであり、外筒容器は、沼

津市大岡三明寺経塚出土の、建久七年（一一九六）の銘文年号の刻まれた銅製經筒を入れた、渥美古窯産の外筒容器と極めてよく類似する。したがって大畠古城跡経塚は、大岡庄三明寺経塚と相前後して造営されたものとしてよいだろ。経塚は、その土地の財力のある領主級の人物が造営することが多い。

大畠はかつて中世には大岡庄に属しており、本経塚は三明寺経塚と時期的にも同じであるから、大岡庄と関係のある人物が造営した可能性も高く、かつて年代を同じくする上屋敷遺跡の遺構や遺物との関係も無視できない。（本項未完）

裾野市内の城館跡を、すべて紹介するつもりであったが、既に本文だけで規定の五〇枚を超えてしまったので、残りは次回にして戴きたい。また写真は割愛した。

#### 参考文献（順不同）

- 吾妻鑑、駿河記、駿河志料、新修駿河国風土記、駿国雑誌、駿東郡誌、静岡県郷土研究第九輯、裾野郷土研究（昭四二）、東静郷土研究（昭四三）、御殿場市史研究1（一九七五）、日本城郭大系9、静岡県城館跡報告書、その他、大森葛山系図、葛山氏を語る（昭五七）、武藏野の城館址、豪族集落の研究（なかのくにお・専門委員・日本考古学协会会员）



## 東山の歴史（一断面）

芹沢充寛

東山と官民有区分・地租改正  
部落有林野の統一

泉村騒擾事件

東山の将来

旧泉村（久根・公文名・稻荷・茶畑・麦塚・平松）の人々  
は、箱根西麓の山林原野一三二六町歩に生活の基礎を託し  
“東山”と称してきた。

箱根山は、云うまでもなくその生い立ちは数十万年前に  
及びその間度々噴火をおこし、複雑な地形・二重のカルデ  
ラをもつ三重式の火山として形成されてきた。中央には塞  
湖である芦ノ湖があり、それを取りまく西側外輪山は、金  
時山・長尾峠・湖尻峠・三国山・箱根峠・大観山・白銀山  
などで構成される。

“東山”は、湖尻峠・三国山・山伏峠など分水嶺を境に  
西側にゆるやかにのびる丘陵の末端までを指している。

山麓から遠望すると、山稜にブナの原生林が見えケヤキ  
やシデの類、カエデの類など照葉樹林が見られるがシラネ  
ワラビなど羊歯類も多い。

西麓の目にしみるような新緑、鮮やかに映える紅葉、四  
季の推移は見事である。

放射状に伸びた各丘陵には、縄文時代の遺跡など豊富に  
埋蔵されている。筆者が遺跡分布図を裾野市広報（51・8）  
に発表したところ縄文遺跡は少なくとも十数カ所を数える。  
表面採集調査であるが沼津東高郷研が昭和四十五年から  
数年間にわたり実施し「屯屋敷周辺遺跡調査報告書」をま  
とめ先土器時代の石器類を採集した。

裾野市立東中学校建設に際して行われた発掘調査では、

丸山Ⅱ遺跡から縄文早期の住居址が丸山Ⅰ遺跡は弥生遺跡であることが明らかにされた。

丸山先土器人や縄文人・弥生人がこの丘陵を舞台に木の実採集と狩猟を基礎にした活動から稻作りの活動に推移していく足跡を残している。古代から近世に至る歴史は別な機会に発表することとし、ここでは明治以降の東山の一端を紹介することにしたい。

#### 東山と官民有区分・地租改正

明治新政府は、廃藩置県によって中央集権的な政治体制をつくりあげ、その体制を維持するためには財政の確立が急務であった。

近代的な税制の確立とは、地租改正を意味した。

山林原野の改租事業は、耕宅地が完了してから進められたが、改租に先立って行われた官民有区分の事業は、所有の帰属を明確にし、従来からの入会地株場にも地租が課税されるため農民には経済的負担となり、社会的にも大きな影響を与えた。

官民有区分事業は、日本におけるエンクロージュアと云われているが裾野地方の農民の対応を見てみよう。旧須山村では、明治九年、共有林野一七〇〇町歩については勝田三平らが奔走し、共有林野として村の経済の基礎とした。

愛鷹山組合四十四力村（富沢・水窪等）は同七年、新政府が官有地に編入したため江原素六らが静岡県令大迫貞清に請願条件付入会の許可を得たが、しかし同十三年より民有引戻し運動を進め、同三十二年に払い下げが実現し対象面積は四千余町歩に及んだ。

各村の農民は、これらの山林原野から肥草・薪・用材・藁草などの天産物を採取する慣行を永年にわたり存続させてきた。田畠を基礎とした農業經營にあっては、"山"と"水"は必須の生産手段であった。

「官民区分之儀ニ付願」とは、「……惣称東山ト唱ヘ……共  
有地タル原由ハ相模國小田原ノ元城主稻葉美濃守殿領分ノ  
砌……」で書き出し東山の沿革・山年貢の証拠・炭焼等の  
慣行が行われたことを具体的に記し、これに対して静岡県  
令大迫貞清は、同十三年「明治九年より民有地第老種へ編  
入する」として認可した。大正五年の資料では「……仰も該  
林野は、明治九年官有地区分定む際、駿東郡長窪田凸が官  
有地なりとの処分をなしたるを当時各一村たりし現在の六  
部落の戸長等極力之に反対し、中にも茶畠村戸長にして旧  
幕の時代庄屋たりし芦沢又一郎は、旧小田原城主大久保加  
賀守に対して山手米若干山稅若干納める証拠を以て該林野  
の民有地たることを主張し……奔走顛る努め……遂に功を  
奏して民有地たることを決定し……」と記録しているが前

記の通り旧村の各村では、從来からの権益擁護のため中央の政策に対し、村を挙げて自己主張するという対応を見る

ことができよう。

近代的な意味での地租とは、土地の私有を前提に「土地を租税客体として、その地租を……課税標準として、あらかじめ定められた一定の率で賦課され、貨幣でもって収納される……」かような地租は、地租改正・地券発行・土地調査・地価査定という具体的に進められた。大事業であり駿東地方では耕宅地分は同八年から進められ同九年に終了した。

当地方での山林原野に関する地位詮定聯貫の過程を「隨見雑誌寺田治三郎」の記録で見てみよう。

#### 駿河国三四五模範組合山林原野

地位聯貫盟約書

三番模範

一反別三千九百廿十九町壱反壱畝廿弐歩

此地価金六千四百七拾五円拾八錢五厘

但平均壱町歩ニ付金壱円六十四錢八厘

三四模範之差金四錢五厘（略）

合計反別九千三百七町五反八畝拾七歩

此地価金壱万四千三百四拾七円三十三錢七厘

但平均壱町歩ニ付金壱円五拾四錢壱厘五毛内

右三模範ニハ山林原野地位聯貫地価町差額協議相整ヒ

然ル上ハ郡連貫及御垂示学昇降候分五分差分改分差折

半ト確定仕依テ盟約証如件 明治十三年八月五日

駿東郡第三番模範 改租事務担当人

水口伝平 勝又弥平治 松井謙治 湯山半七郎

上杉藤三郎 土屋佐久太 芹沢太十郎 渡辺秀敷（略）

改租担当人は、各村の有力者である。

耕宅地分に引続いて山林原野の地価を決定する一切の業務は、地元の有力者の手に任せたのであった。

各小区に模範ノ標準になり得る事例を設定し、それを各区ごとに地価差額を協議のうえ均衡化し、区→郡→県と横に連貫し、地位を詮定し決定していく。

自由民権運動を経て国会開設運動が次第に高まる中で新政府は同二十二年に新町村制を施行した。新町村制は、自然村を新しい行政村につくりあげていくのがネライの一つであった。地方自治を発展させていく視点ではなく、中央集権的な富国強兵策に耐えることのできる行政村におきかえようとした。

従つて、自然村と行政村が錯綜し、共有林野をめぐり問題が発生した。

明治二一年、新町村施行とともに久根・公文名・稻荷・茶畠・麦塚・平松の旧村は小泉村に併合された。ところが同二四年前記旧村により一村を設けたのが泉村である。

分離の理由は、東山にたいする共同の権益利害にあり、

これは新政府の方針に反するものであった。

### 部落有林野の統一

明治政府は、同四十二年内務・農商兩次官の通達「部落有林野を市町村に統一帰属せしむること」とし、中央からの政策として、いわゆる「部落有林野の統一事業」が示され全国的に進められた。

その政策は①資源政策のうえから、入会林野を整備し造林を促進させる②町村基本財産をつくるべく部落有林野を統一し、町村財産に移行させる③部落割拠の觀念の根底をなくすことを企図したものであった。

統一事業は、永年にわたり共有財産を宝庫として維持してきました山林原野を農民の手から公有へ、これは農民の犠牲のうえで町村の基本財産創出を意図したのである。

東山の共有林野は、藩政時代から入会慣行を存続させてきた。なかでも茶畑（村）では「市場平の開墾計画」を立てて、明治二十一年には九項にわたる規約が設けられた。

#### 明治二十一年 開墾地規約並連名簿

##### 駿東郡茶畑村

一開墾地借受人ハ五人乃至拾人ヲ壱組トシ開墾又ハ植付栽培等総テ開墾世話人係ノ指揮ニ隨ヒ其事業ニ從事スル事（略）

さらに同二八年には、茶畑人民七十二名の連名で惣代柏木大藏あてに請願書が提出されたのである。

### 明治二十八年 請願書

「……茶畑ハ広大ナル共有山アリ其内相当ノ山野ヲ選定シ開墾又ハ樹木植付日今歲月ヲ經テ而シテ巨万ノ金ヲ得以テ蓄積シ……天変地変ノ罹災救助ニ充ツ……」の趣意のほか十六条にわたっている。

当時の農村事情は、明治十年代から二十年代にかけて新政府はインフレ政策をとり、米・農作物・蚕・生糸などは下落する一方であった。地租は金納であり農家経済にたえがたい負担となり、田畠担保の借入の結果、地主に土地を兼併されていくという深刻な状態におかれた。

前記の「開墾地規約」や「請願書」は先の危機感を背景に出されたものである。

資料では、明治三十年代には有資派と無資派の表現ではあるが自然発生的な富者と貧者の対立を底流に見ることができるのである。

部落有林野の統一が中央の政策として、次第に具体性を帶びて農民に迫ってくる中で自衛せざるを得ない立場におかれた。

『……甚しきは統一は強制的なものであるかの口吻を以て大正十一年、衆議院に於て土井議員が次の通り演説した。

臨む……又山林なるものは一切部落に所有する権能なきが如く吹聴し……』県知事・郡長・村長らの強制的な姿勢が追求された。また、法学者末弘巣太郎は『入会の廃止は農民の貧民に不利にして富者に利なるに拘らず其廃止は或は法律上一農村有産者の代表たる一町村委会の決議に依つて為され……かくして大字の住民にとって祖父伝来の共同宝庫であり、且生活の必需品である入会林野が日々と町村の所有に帰属してしまふのである』と指摘する。

泉村で進められた「部落有林野の統一」は前述の通りであり、統一事業の本盾を示す典型的な事例である。

#### 泉村騒擾事件

泉村における「部落有林野の統一」は、大正五年静岡県山林課の直接指導と勝俣村長ら有力者の先導と相まって各部落で組織されていった。

同年五月十二日県の説明会、二十二日村議会の決議、二十四日駿東郡長が認可という異例の早さは何を物語るだろうか。

数百年來農民の生活の糧を託してきた東山を中心の政策として農民に論議する余裕をもつて公有へ統一を決定したのである。

それに対して統一の内容が明らかになり、自らの権益を

守るため「統一取消」の声が各部落で次第にわきあがつてきた。

同年八月二十五日「統一取消」のための村委会が開催されることになった。

農民二百数十人が村役場に集まり、陳情活動を行うとともに待機していた。

有資派は農民にたいして「統一取消」の誓約をし、もう一方では沼津警察署に警察官九〇名の派遣を要請し、村役場内外に配置し農民に威圧を加えたのである。

村議会では、統一取消の立場から芹沢倉次郎・藤原重治が提案趣旨説明を行った。

しかしながら村議会の議決は、予定通りの行動で七対三で再び否決されたのである。

多数派議員は、農民と統一取消の誓約をかわしていくため、意外な結果に驚いた農民が誓約を破棄した議員の道義的責任を追求するため警察官の存在も失念し、議場に殺到するという騒然とする緊迫した事態が発生した。

この状況を收拾するため即刻村議会を再開し全員一致で「統一取消」を可決した。

静岡地方検察庁では、当日の農民の行動が「騒擾罪・公務執行妨害罪」を構成するものとして多数の農民を検挙した。これが泉村騒擾事件である。

事件当日の様子は『炎天に四時間余も傍立して息を凝ら

### 決定

主文（略）

しつ鶴首して好結果を待てる村民等は午後四時三十分に至りて一閃雷雲の如く「否決」の声を聞けり』さらに『村民等が此の背負技的横暴の行動に対し愕然として驚き猛然として憤怒し不信を責む』そして『憤怒の熱血が堤を切したる水の如く議場に流れ込んだる也』と資料は農民の心情を実にリアルに描いている。

東山の共有者は四〇四名、内、非統一派三一九名(七九%)統一派六八名(一六・八%)中立一七名(四・二%)であり、統一に反対する農民が圧倒的多数を占めていた。

地方政府を担当する地方自治体が多数の村民の意思を無視し、警察権力を導入する中で村議会を開催し、再度、「統一」を強行した事実は地方自治本来の役割を自ら放棄したものと云えよう。

事件の翌日、二十六日早朝、静岡地方裁判所中西予審判事、小山田検事等は、農民が村議会議場に殺到した行動を「騒擾罪・公務執行妨害罪」を構成するとして農民を多数検挙した。泉村役場に仮予審を開設し農民數十名を訊問に付し、翌日、小泉村中西宅に仮予審を設け、内、二四名を静岡監獄に留置した。

予審は五十日間におよんだが十月に至り四一名を公判に付することを次のように決定した。

判決  
主文（略）

理由……一の上告理由なし 二に掲げたる各被告の行為は公務員（村長を指す）をして一の処分を為さしむる

……先ず倉次郎は右村条例の制定を必ずや有資力者の有利に決せらんべく統一村民の権利を終には有資力者に併呑せらし無資力者は結局統一の為に生活の資源を奪われるに至るべし……大字茶畠の細民を扇動して統一反対の思想を鼓吹し……各被告は多数合同の威力により暴行脅迫を加えたる結果……違法の村委会招集及開会統一取消建議採用の陰謀を為さしめて……

大正五年十月十六日

静岡地方裁判所予審判事中西惣三郎

決定は、統一に反対することを危険思想とみなし、正当な意思表示である陳情や請願行動を犯罪視する予断をもつてゐる。ことに証拠に至っては警察官・統一賛成派の故意に不利益な証言を採用し、裁判の真実性をゆがめたものである。農民所有一三三二六町歩を無償で公有に移転するという瀬戸際に立たされた農民の主張や心情について、一片の理解がみられない政治的裁判と云つても過言ではない。

静岡地裁同年十二月、東京控訴院同年十月、大審院は同七年に至り判決が云い渡された。

ために之に脅迫を加へ更に率先して騒擾の勢を助けたる  
ものにして其公務執行妨害罪並騒擾罪を構成するや……

論を俟たず……大正七年三月十一日

大審院 裁判長判事 鶴丈一郎

判決は、各級裁判の判決を全面的に支持したものであつた。中央集権の元での末端機構は行政村にありその特徴は、当時の社会的情勢からして民主的な視点はなく法秩序の維持が根底にあつた。

農民はそれに対して、駿東郡、田方郡一円の二五二〇名が署名した嘆願書をはじめ多数の署名を得て、幅広い支援を受ける中で大審院長横田国臣に提出された。また名士江原素六は陳情団を内務省・裁判所に紹介するなど積極的な援助を行つてゐる。

公判では、農民は自らの権利を素朴な言葉で堂々と主張している。公判記録には

コヲハンニ云ウコト

……茶畠村テハヨソノ村ヨリ田ノ小作米マタハ畠ネング

タノ村ヨリオヨソニワリ五分クライ、タカイノデ、アリ

マスカラ、トウテイ百姓一方テハクエマセンカラ、竹キ

リヲシナケレバ、クウコトガデキナイノデアリマスカラ、

イマココデ山ヲセイゲンシラレルト、ソノ竹ヲカツテニ

キルコトガデキマセン……

オ上エムカツテシトヘニヨロシク、オトリハカライヲ  
ネガイマス 広吉

農民は生活と権利を守るために、誰のためでもなく自らの言葉として裁判長に堂々と述べているが、これが農民多数の眞実の声であった。

事件に直接係わった太田郡長は転任、後任の川西郡長の調定は不調に終り、さらに古沢郡長が引継ぎ調定案を示して、大正一〇年三月に調印に至つてゐる。調定案の作成にあたつては藤原重治泉村助役が重要な役割をはたした。調定案の骨格は、畠五〇町歩に永小作権、山林三六二町歩に地上権が設定されたうえ統一されたのである。

部落有林野の統一は、政府は当初、無償、無条件による強硬方針で進められたが泉村に於ては五〇年の永小作権、九〇年の地上権が設定され、実質的な管理権を認めた条件付統一ということでようやく実現したのである。

これは、農民の五年間にわたるねばり強い反対運動の結果であり、成果であった。

当時の地方新聞の報道によれば、村内に二派あり、あとも村政の主導権をめぐる抗争のように報じたり、統一事業を国家的な改良事業としては認する立場からの論調もみ

られる。しかし底流には有資派と無資派で表現されるよう  
に本質的な矛盾を内包していたと云えよう。

村税負担統計表によれば、十六等級、等級外を分析する  
と五等級までは、統一派は六八名の内九名、税額は二〇三  
九円、一人当り二一九円九八銭であり、非統一派は三一九名  
の内五等級までは該当なし、税額は二三七八円、一人当り  
六円八銭である。統一派には金融、小作関係により同派に  
属した者も少なからず含まれており、その格差は大であり、  
運動の階級性・性格を明瞭に示していると思われる。

### 東山の将来

山と人々を結びつけた生活・経済的基盤は失われている。

いわゆる“山”とは生活の中の山であり、農業の中の山を  
意味したが東山をとおして稻作と結びついた農村の姿を見  
ることはできない。

かつて人々が東山と云って親しみ、生活必需であった肥料、用材、薪、特に竹材など今後は東山に依存することは  
ないだろう。

山は人々にとって価値ある存在から相対的に価値低き存  
在へと下がっていった。

人々が近代化のもとで、未開発地域である山を高度化利  
用したいという要望はそれ自体自然な要求である。山林原

野は各種の開発、利用の可能性を秘めた未開発空間である  
ことはたしかである。

植林事業は長期にわたり低迷し、植林に対する意欲が失  
われ、下茹りも行きとどかない荒れた地域を見受けられる。  
山林が森林という表現されるには林業が成り立たなければ  
ならないが、現状は産業として成り立つことができない。

東山は、人々の生活環境の保全、良質な水を提供、防災  
的な働き、気候や大気のコントロール、人々に安堵感を与  
える、景観を創るという有形無形の働きもして、私達にど  
れほど多くの恩恵を与えてきたんだろう。

山林原野も土地であり、土地は再生産できないという特  
性がある。

だからこそ東山を裾野市全体の中で位置づけ徹底した基  
礎調査が必要と思われる。

地盤・気象・植生（生物）・水質・水量などの調査を行  
つておく必要がある。

富士箱根国立公園の隣接地域であり、地形的特色を効果  
的に利用できる道への模索も必要ではなかろうか。

土地利用の高度化・効率化がすべて経済的利益で表現さ  
れるが、東山に生活の跡を深く刻みつけてきた先人の歴史  
を改めて評価すべきではなかろうか。

（せりざわ みつひろ・市史編さん委員）

# 近世初期徳川検地と東駿河

関根省治

はじめに

一、七ヵ条定書と横田村詮法度

二、慶長九年検地の検討

(1) 検地の概要

(2) 沼津藩領の検地

三、慶長十四年検地の検討

おわりに

はじめに

かかる状況下では、在地の荒廃もかなり激しいものであったと推定され、農民は後北条氏の「欠落者召返朱印状」にみられるごとく逃散などの手段を以てこれに応えた。このため、領主層の在地支配においては、高率の地代収奪を可能たらしめるためにも、在地の再生産を如何に保証するかという問題を常にかかえこむことになったのである。

従つて、駿東地域は、同じ駿河でありながら今川氏による比較的安定した領主支配が継続した富士川以西とは自ら異なる在地状況が想定され、戦国大名の領主権力を止揚して成立した統一政権も、他地域とは異なった在地に対する対応を余儀なくされたと考えられる。

かかる問題意識に立つて、小論においては近世初期の駿東地域を、主として慶長九年・十四年検地の検討を通じて、如何にして近世的 在地支配が浸透していくかについて考

察する。今川氏の給人といわれながら独自の政治権力を行使した国人領主葛山氏なども存在するというべきわめて不安定な政治状況のもとにあった。

察してみたいと思う。

いうまでもなく、敗戦後長足の進歩をとげた近世史研究のなかでも、初期検地の研究は蓄積の多い分野であり、全般的に立ち遅れが指摘されている県下の近世史研究においても、この分野については近年本多隆盛氏による東海地域を対象とした意欲的な成果があいついで発表されている。<sup>(3)</sup>しかし、氏の論考も駿河における慶長九年・十四年検地については言及されていない。従って、ここでは駿東郡下を中心としつつも、同検地については視点をややひろげ、駿河全体について概観してみるとこととする。

#### 一、七カ条定書と横田村詮法度

天正十（二五八二）年の武田氏滅亡を機に、徳川家康は三・遠・駿・甲・信の五カ国を領有する大名へ成長した。しかし、駿東地域は後北条氏と版図を接しており、駿東郡下においては後北条氏配下の小土豪が明らかに存在した。例えば、千福の横山氏に対して、

一儀成就候者、知行一所可被宛行候、仍如件

天正十六年  
庚寅

卯月三日

横山文左衛門尉殿

という後北条氏の朱印状が発給されており、豊臣秀吉に

よる小田原攻めにおいてもなお後北条氏に与するものが存在していたのである。

さて、当郡下においてはこのような状況があつたものの、豊臣氏の小田原攻め必至となつた天正十七（一五八九）年から翌年にかけて徳川氏による分国の総検地が実施されたいわゆる五カ国総検地である。

この検地の意義についての評価は論争のあるところであるが、駿東郡下においては同時期の検地帳が発見されておらず、詳細は不明である。しかし、検地後交付される七カ条定書は存在し（第一表）、検地が実施されたことは疑いえない。定書の総数は一八四通にのぼるといわれ、第一表の差出人のなかでは天野景能十三通（うち駿河九通）、渡辺光十一通（うち駿河五通）、大久保忠利四通（うち駿河二通）が数えられる。そして駿東郡下のこれらの日付が天正十七年の十一月～十二月となつていることは、この検地が小田原攻めを前提としていることを窺わせるに充分である。秀吉は、天正十七年十一月、北条氏直へ最後通牒をつけたが、早くも同年末には複数の朱印綻書を駿東郡下に発している。<sup>(4)</sup>家康はこの陣立に二万人の軍勢を配したといわれ、この軍役負担のためにも、とりわけ駿東地域は後北条氏との前線という意味からも在地の掌握は急務であり、それ故この段階にこの検地が集中的に実施されたものと理解

第一表 駿東郡下の七カ条定書

日付	差出	宛名	所蔵者・出典
天正17.11.27	天野 景能	中石田	『県史料』1-545
"	"	泉東方	" 1-545
"	"	上石田村	" 1-546
"	"	木瀬河村肝煎	" 1-549
"	"	清水村八幡	" 1-613
"	"	大岡庄	" 1-780
天正17.12.1	大久保忠利	三牧橋四村	" 1-781
" 12.24	渡辺 光	大森・ふから	" 1-641
" 12.27	"	佐野之郷	裾野市有井家文書

役規定はその象徴的項目ということができよう。  
ところで、前述した如く、この時期の検地帳は未発見で  
あるが、天正十七年十二月二十五日付、渡辺光差出深良郷

出来る。定書第二条に  
ある「陣夫  
者式百俵ニ  
壹疋壱人可  
出 荷積者  
下方升可為  
五斗目、扶

宛の年貢割付状が発見され、それにより検地の一端を窺う  
ことが可能となつた。<sup>(7)</sup>これによれば田畠の品位は各々上・  
中・下に区分され、地積の小割として大・半・小が採用さ  
れている。また、屋敷は坪で表示されており、他地域の總  
檢地帳、さらには伊豆の天正十八年檢地帳とも類似してい  
る。<sup>(8)</sup>これによる限り、当地域における檢地方式の地域的特  
殊性を見出すことは出来ない。

天正十八年、後北条氏は滅亡し、徳川家康は関東に転封。  
かわって駿河には中村一氏が十四万五千石で入封した。中  
村氏による檢地としては天正十八年と慶長四（一五九九）  
年のものが知られているが、このうち前者の檢地帳として  
安倍郡・庵原郡のものが確認されている。<sup>(9)</sup>しかし、富士郡  
の場合、

駿河国原田郷八石事、任當知行之旨、今度以檢地之上、  
右高頭請取之、全可寺納、然上者如有來諸役并山林竹木  
等令免除候也  
壹斗引之可  
相勤之事」  
といふ陣夫

天正十八年十二月廿八日 ○  
（西臣秀吉朱印）

といふ富士郡永明寺宛の秀吉朱印状にみられるごとく檢地  
を示す史料が存在し、檢地帳は発見されていないものの檢  
地が実施された蓋然性は高い。

これに対し駿東郡においては、かかる檢地事例を示す関

連史料も存在せず、検地は実施されなかつたのではないかと思われる。<sup>(1)</sup>

ついで実施された慶長四年検地においても、検地帳が発見されているのは志太郡・安倍郡・庵原郡のみであり、駿東郡においては発見されていない。しかし、検地後發布されたと考えられる中村氏の重臣横田村詮による「御法度被仰出条々事」、いわゆる横田村詮法度が存在することにより検地の実施を推定することができる（第二表）。本文の引用は省略するが、五カ条からなるこの法度には年貢、夫役、升の規定を始め地頭・給人の恣意的な百姓使役及び給人の在村手作、私闇の禁止などが含まれており、中村氏の領分とはいえ豊臣政権の近世的な在地支配の政策基調が明確にあらわされていることができる。従つて、この検地もいわゆる太閤検地の施行原則によって実施されたものとして理解することができる。

第二表 駿東郡下の横田村詮法度

発給月日	宛 名	所蔵者・出典
6月吉日	駿東郡公文名之村惣百姓中	裾野市有井家文書
7月吉日	駿東郡山尻村惣百姓中へ	滝口家文書、『静岡県史料』第1輯
〃	〃 清後村惣百姓中へ	土屋家文書、『御殿場市史』第3巻
〃	〃 菅沼之郷惣百姓中へ	小山町岩田家文書
〃	〃 大胡田村惣百姓中へ	〃 高杉家文書
〃	〃 ミくりや之内湯舟村□	〃 池谷家文書
〃	〃 中石田村惣百姓中へ	内閣文庫「判物証文写」附二

本多隆成「東海地域豊臣系大名の検地政策」第10表より抜粋

海地方における太閤検地帳には類例が無く、中村氏の慶長四年検地帳の最大の特色となつてゐる。このような単位が何故採用されたかは不明であるが、○・五を示す面積表示が戦国期に存在していたことは遠江国初倉莊江富郷や同国大福寺領の「丈」（二〇・五丈）によつて明らかであり、また、太閤検地においても三河国の天正十八年・二十

年検地帳において五畝を示す「半」記載がみられるといふ。<sup>[14]</sup>  
これら先例との関連性も含めてさらに検討をする課題であるが、ここでは、この「半」(ニ〇・五歩)の記載方式が後の慶長九年・十四年検地にも一部継承されている点のみを指摘するに止めておく。

いずれにしても、検地帳は発見されていないものの、当地域においてもほぼ同様の検地が実施されたと推定されるのである。

## 二、慶長九年検地の検討

### (1) 検地の概要

天正十八（一五九〇）年の徳川家康関東転封後駿河を支配した中村氏（一氏・忠一）は、慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の戦い以後伯耆米子に転封、新たに沼津藩（大久保忠佐・二万石）、興国寺藩（天野康景・城付領一万石、預地二万石）、田中藩（酒井忠利・一万石）などの譜代小藩が創出され、駿府には伊豆韭山城主内藤信成が四万石に加増され入封した。そしてかかる支配体制のもとで最初に施行されたのが慶長九（一六〇四）年検地であった。

この検地は「辰の御縄」と呼ばれる総検地で、武藏・相模・下総・三河・遠江・和泉などの幕領をはじめ岡崎藩などの諸藩においても実施されたことが知られているが、駿

河においても第三表に示した様な検地帳が発見されている。一瞥して明らかに郡別の偏在性が高く、駿河七郡のうち富士郡・庵原郡・有渡郡からは発見されていない。しかし、有渡郡三保神社には三保御神領縄打高之覚

上田壱町式反七畝拾四歩

分米拾九石壱斗式升

中田八反壱畝拾九歩

分米拾石六斗壱升式合

下田壱反八畝八歩

分米式石九合

上畠壱町六反六畝六歩

分米拾參石式斗九升六合

中畠壱町九反式畝歩

分米拾參石四斗四升

下畠壱町六反拾九歩

分米拾參石三升式合

屋敷式町八反五畝拾四歩

分米式拾八石五斗五升

田畠屋敷合拾壱町三反壱畝廿歩

分米合百石五升九合

辰<sup>〔慶長九年〕</sup>

第三表 駿河国 慶長9年検地帳

日付	表 紙	検 地 役 人	所載者・出典
1 慶長9.8.4	駿州山西志太郡入野村御纏打水帳	精屋大榮、食地九右衛門、生田目善吉、関石太之助	長田家文書
2 8.11	駿河国志太郡谷稻葉村検地帳	國友孫左衛門、桜井庄右衛門	伊久美家文書
3 8.15	" " 志駿郡朝比奈之内青場根村御纏打水帳	精屋孫太夫、食地九右衛門、生田目善吉、関石太之助	清水家文書
4 8.16	" " 志太郡朝比奈之内玉取御纏打水帳	精屋孫太夫、食地九右衛門、生田目善吉、関石太之助	勝山家文書
5 8	駿州山西志太郡子持坂村水帳	精屋矢立、食地九右衛門、生田目善吉、関石太之助	水野家文書
6 開8.4	辰徳檢地帳(志太郡内瀬戸村)	杉井喜右衛門門、和田忠左衛門、押金惠右衛門	昔島家文書
7 7.26	御水帳写 坂本(舊津郡坂本村)	山本喜兵衛、石河藤蔵、樟子武右衛門、崎野又右衛門	山田家文書
8 7.	御水帳(舊津郡方ノ上村)	彦坂九兵衛、秋山半四郎	方ノ上区有文書
9 8.10	駿州山西茲町原當自村		原田家文書
10 8.	駿州山西( )野秋村御纏打帳	齊藤光鏡、小坂善十郎、開山久内	野秋区有文書
11 8.19	駿州安都郡郷島村御纏打水帳	岩野辺六左衛門	『静岡市史』近世
12 8.20	" 阿部郡津渡野村御纏打水帳		『美和郷土誌』
13 8.20	" 中平村(安倍郡)	川口弥左衛門	『静岡市史』近世
14 8.20	駿州( )郡宇東木村( ) (安倍郡)	川口弥左衛門	"
15 8.20	御水帳(安倍郡平野)		"
16 8.21	駿州阿辺三輪之内牛飼村御纏打水帳	波多野三十郎、岩野辺六左衛門	"
17 8.21	" 阿部郡之内足尾之郷谷沢村		"
18 8.21	" 安部郡桂山村御纏打水帳		"
19 8.23	" 中河内坂本村御纏打水帳	佐野元来、中野勘九郎、村田次郎左衛門、笠井源十、半田彦兵衛	"
20 8.2	水帳音沼村(駿東郡音沼村)	長坂小左衛門、渡辺徳右衛門、精屋与太夫	岩田家文書
21 8.3	駿州駿東郡帖沢庄御町内竹下村水帳		鈴木家文書
22 8.21	駿州御宿村田方水帳	荒川助太夫、越田喜兵衛、山田惣右衛門、平山猪ノ助	湯山家文書
23	(駿東郡二子村検地帳)		二子区有文書
24 8.23	駿州駿東郡音沼村御検地帳		渡辺家文書

八月晦日

三保

神主殿<sup>[16]</sup>井出志摩守<sup>(正次)</sup>○(黒印)

という代官井出正次発給の検地目録があり、正次による検地が有渡郡において行われたことが理解できる。また、臨濟寺領であった安倍郡大岩村の慶長十四年検地帳(写)の末尾には、「慶長九年井出志摩守殿より臨濟寺へ被下候御水帳小作名受」<sup>(註)</sup>として四寺・二六名の百姓を書き上げた覚が綴られており、安倍郡においても正次の検地が行われたことが立証される。従って、現在発見されていないものの今後井出正次による検地帳が発見される可能性は高く、慶長九年段階において正次による幕領検地が、少なくとも有渡・安倍両郡においては実施されたことは疑いえない。

さて、第三表によれば、これらの検地帳のうち大名検地として確定できるものは駿東郡下の沼津藩領検地のみであり、他は幕領検地ではなかつたかと思われる。従って、沼津藩領検地を除くこれらの検地を幕領検地として括し、郡別にその概要を検討してみよう。

まず、志太郡については、入野村・子持坂村の検地役人の肩書に「小刑部内」とあり、この検地が彦坂小刑部元正を奉行とするものであつたことが理解できる。彦坂小刑部は、代官頭として地方支配に精通しており、近隣では伊豆

国の文禄三（一五九四）年・慶長三（一五九八）年検地の検地奉行として活躍した。その後、慶長六年に閑門を命ぜられたが間もなくゆるされ、同七年には佐竹氏転封後の陸国<sup>(1)</sup>の検地を担当<sup>(2)</sup>。翌八年には陸奥国白河郷棚倉の検地を行つた。また、駿河国の検地を行つた慶長九年には、陣屋を置いていた相模国鎌倉郡の検地も行つてゐる。

これに対し谷稻葉村は、その検地役人の肩書に「彦坂九兵衛内」とあることから明らかなように、彦坂九兵衛光正によつて行われた。光正は、彦坂小刑部の従兄成光の子で、成光ははじめ今川氏に仕え、のち本多広孝に仕えたといふ。<sup>(22)</sup> 九兵衛も広孝に属したが、その勤仕にあたつては小刑部が家康に対する仲介の労をとつたといわれる<sup>(23)</sup>。光正と駿河の関係は、慶長九年検地実施以前には見出せず、同五年の伊豆国賀茂郡松崎上下宮社領の書出を発給している例にみられるごとく、これ以前には伊豆の代官を務めていたようである<sup>(24)</sup>。前述したように伊豆の文禄三年・慶長三年検地は小刑部によつて行われており、光正と小刑部の結びつきの深さを窺わせるものがある。

さて、志太郡下の彦坂小刑部による検地帳の記載様式について、入野村を例にみてみると、一筆毎の記載は田畠の品位・面積・名請人となつており、品位は上・中・下の三等級に当荒田・当荒畠が加えられている。分付はみられず、

一筆毎の分米記載も持たないが、検地帳の末尾に品位毎の分米合計が記されている。分米合は一五五・二八〇石であるが、これは『旧高・旧領取調帳』の村高一五五・六九九石と殆ど差がなく、従つてこの検地が江戸時代を通じての入野村の村高を決定する基本検地となつたのである。以下、子持坂・青場根・玉取の各検地帳もほぼ同様の型式をとつてゐる。

これに対し、光正の検地による谷稻葉村の場合、小刑部検地とほぼ同様の形式をとりながら、一筆毎の分米記載を持つてゐる点に大きな相違点がある。かかる記載様式は、太閣検地帳に多くみられるものであり、光正の検地にあつては、これ以前に行われた中村氏の検地基準を一部踏襲したとも考えられる。なお、内瀬戸村の検地帳も谷稻葉村と同様式であり、光正によるものと考えてよからう。

かかる彦坂検地に対し、志太郡も北部の遠江に近い地域においては伊奈忠次による検地が同年実施された。検地帳は未発見であるが、下泉村・地名村などに伊奈検地を示す記録が残つており、堀之内村の「検地覚」には、「辰年、<sup>(慶長九年)</sup>伊奈備前様御検地被成、物成御定被下候者（中略）其節永四拾貫九百五拾七文地堀之内村永高ニ御座候」とある。<sup>(25)</sup> また、地名村の慶長十一年の年貢割付状も永高取となつており、この地域の慶長九年検地が永高検地であつたことを示

している。慶長九年の遠州総検地の奉行は伊奈忠次であり、南遠においては石高制による検地が、北遠においては永高制による検地が各々実施されている。<sup>(25)</sup> 従って志太郡北部の伊奈による永高検地も、遠州総検地の一環として、一部駿河まで踏み込んで行われたものとして理解できよう。

つぎに益津郡については、方ノ上村が彦坂光正によって行われた以外詳細は不明であるが、検地帳の記載様式は志太郡の彦坂小刑部検地帳とほぼ同様である。

さらに安倍郡についてであるが、同郡については既に『静岡市史』に詳述されており、ここではその紹介と若干の補正に止めておく。まず検地奉行であるが、同郡の多くは彦坂光正によって行われた。ただし、坂本村の検地役人には小刑部の下代の名がみえ、<sup>(26)</sup> 安倍郡の検地に小刑部も参加していたことがわかる。

つぎに検地帳の記載様式については、志太郡のそれと比較して一筆毎に豎・横の間数が記されている点、耕地の在所を欠く点などにその違いを見出すことができる。このうち前者については前述した中村氏の慶長四年検地帳に多くみられるものである。『静岡市史』では慶長四年検地帳と九年検地帳の比較検討を通じて、数年しか経ていないにも拘らずその名請人に大きな違いがあることからその断絶性を主張しているが、間数の記入、分付記載を持たない点など

検地帳の記載様式については類似点も多く、この点についてのみ限定していえば、両検地の継続性を見出すこともできるのである。

また、志太郡北部においてみられた永高検地は、ほぼ同様の耕地構成を持つ安倍郡北部においては採用されず、彦坂小刑部・同光正の検地帳は全て石高制を採用しており、永高制を採用している伊奈検地と好対照をなしている。さらにくこうした相違点は、同年の伊奈による南遠の検地帳においては分付記載が多く見られるのに對し、彦坂の駿河検地においては殆どそれが見られないという点にもあらわれている。これらの理由については、さらに立ち入った検討が必要であろうが、耕地構成に著しい差がない以上、検地方式の差に基づくものと考えざるをえない。

以上、表面的な考察ではあるが、慶長九年の駿河幕領検地は、伊奈忠次・彦坂小刑部らの代官頭に加え、井出正次・彦坂光正らの代官が参加して行われた総検地であることが理解できるのである。

## (2) 沼津藩領の検地

関ヶ原の戦いの後、駿東郡には興國寺・沼津の二譜代小藩が創出され、天野康景・大久保忠佐が各々城主となつた。このうち天野康景は、前述した七カ条定書の発給者でも

ある景能のこととて慶長六年二月に入封、城付領一万石と領地二万石を与えられた。翌七年の知行方目録によれば、

知行方目録<sup>(29)</sup>

一 駿河国駿東郡興國寺廿三ヶ村 七千式拾石八斗  
一 富士郡須津七ヶ村 弐千九百六拾九石式斗余

合壱万石之事

右令扶助訖、全可領知者也

慶長七年正月廿七日

御朱印

天野三郎兵衛<sup>(30)</sup>とのへ

とあり、城付領が駿東郡に二十三ヶ村、富士郡に七ヶ村存在したことが理解できる。この駿東郡二十三ヶ村のなかに当市域の旧村が含まれているか否かは不明であるが、駿東郡本宿村（長泉町）には慶長八年三月五日発給の雲龍寺宛の寄進状、同年同月十五日発給の新井堰十石の付置手形があり<sup>(31)</sup>、同村が天野の支配下にあったことは確実である。とすれば、当市域にも天野の領分が存在した蓋然性はある程度あると考えられよう。

一方、大久保忠佐は慶長六年に入封した。二万石の具体的村名は明らかではないものの、慶長九年十二月九日発給の妙伝寺宛寺領寄進状<sup>(32)</sup>のなかに、「縦我等より以後、誰人御知行ニ被成候共、式万石之外永荒之所切起ニ面候條、理

を申可被申請者也」という文言がみえることから、二万石を領知したことは確実である。第三表にある駿東郡下の検地帳は全てこの大久保氏によるものであった。そこで、以下、御宿村検地帳の分析を通して沼津藩領の検地について考えてみたい<sup>(33)</sup>。

現存する検地帳は、表紙に「慶長九年甲辰八月廿一日御繩打 大久保次右衛門様御代 駿勇御宿村田方水帳」と記された田方帳（ここではA帳と仮称、以下同様）、表紙を欠くが前半には田方を、後半には畠・屋敷を記した田畠屋敷帳（B帳）、表紙を欠く畠屋敷帳（C帳）、さらに「慶長九年辰ノ八月廿一日 駿勇御宿村永荒帳」（D帳）の四冊である。これらにより、原本は田方水帳、畠屋敷水帳、永荒帳の三冊からなっていたのではないかと考えられる。

つぎに、A・B・Cの各帳よりその記載様式の特色についてみてみると、一筆毎の記述は、在所、品位、豊・横の間数、面積、名請人となっており、分付記載も多くみられる。屋敷は居屋敷と新屋敷に区別されており、畠屋敷帳のなかに分散して記されている。またB・C帳には名請人の肩に「○○ニ渡」、「○○ニ入」といった記載もみられ、後世の土地の移動についても知ることができる。三帳とも写であるが、C帳が最も古い時期のものと考えられ、前記以外の後筆と思われるものとしては「千福村入作」といった

入作の記述、「畠成田」といった耕地の変化についての記述が多くみられる。

名請はみられない。

これら荒地の総計は、

荒畠合 壱町六反三セ廿七歩 五ツ

此石八石壱斗九升五合

上ノ原、かミあらい、とうこうそうり共ニ永荒七町八反

九畝拾弐歩半

此石三十九石四斗七升四合 五ツ

以上 荒合九町五反三セ九歩半

此石四拾七石六斗六升五合四タ

ところで、この検地帳の記載様式上の最大の特色といえ  
ば、前述した中村氏の慶長四年検地帳にみられた「半」<sup>ハ</sup>。  
○・五歩が採用されていることである。この単位は同年の  
他地域の検地帳には全くみられず沼津藩領検地特有のもの  
となつてゐる（同様の記載は第三表の菅沼村検地帳にもみ  
られる）。従つて、この点についてのみいえば、豎・横の間  
数を記載している点などとともに、中村氏の検地方式を繼  
承しているということができる。しかし、一方では中村氏  
の慶長四年検地帳には分付記載が無く一筆毎の分米記載が  
みられ、かつ品位に四等級のものがみられるなど明らかに  
相違点も存在する。とすれば、大久保氏の検地にあたつて  
は他の検地方式も採用されたと考えられるのであるが、そ  
れは何か。この点について、D帳を対象としてやや立入つ  
た検討を行つてみたい。

一般に、永荒・不作地については、検地帳に荒田・荒畠  
として記載される場合が多いが、御宿村の場合は検地帳に  
は記載されず永荒帳として別冊に仕立てられている。記載  
様式はA～C帳とほぼ同様であるが、品位は「永荒畠」・  
「当荒畠」などとなつており、全て畠地である。多くは名  
請人を記してあるが、一部は「無主」となつており郷抱の

ととなつてゐるが、このうち「上ノ原、かミあらい、とうこ  
うそうり」は上ノ原新田とよばれた御宿村の飛地となつて  
いる新田であり、一町六反三畝二七歩が本村内部の荒畠と  
いうことになる。では、何故かかる永荒帳が別冊として作  
成されたのであろうか。さらに、かかる方法は沼津藩検地  
独自のものなのであろうか。

この点について示唆に富むのは相模国西郡金井嶋村の慶  
長十七（一六一二）年検地帳である。小田原藩領であった  
金井嶋村では天正十九（一五九二）年に検地が行われたが、  
これに統いて行われた慶長十七年検地においては御宿村と  
同様に永荒帳が別冊として作成された。この点に注目され  
た内田哲夫氏は、これを年貢收取の問題と絡めて以下のよ  
うに理解された。すなわち、天正十九年検地においては異

常田畠が多かったもののこれを検地帳に記載するのは一部に止め「永不見取」として一括し、これを慶長十七年検地では「永荒帳」としてまとめたものである。そしてこの差は普通田畠を「本歩」、異常田畠を「新田」として処理することにより年貢徴収上の便をはかりつつ、元和以降の年貢割付状に年貢増徴という成果として結実されると理解されたのである。<sup>33</sup>

第四表 御宿村慶長9年検地帳耕地構成

品 位	面 積	分 米	石 盛
上 田	畝 歩 500, 20, 半	石 75, 102	15
中 田	139, 04	16, 696	12
下 田	89, 01	8, 904	10
上 畑	488, 08	39, 061	8
中 畑	297, 00	20, 791	7
下 畑	241, 14, 半	12, 074	5
屋 敷	35, 26	3, 587	10
計	1791, 14	176, 215	

かかる指摘は、御宿村においては慶長・元和期の年貢割付状が現存しないため断定はできないものの、永荒帳の記載から勘案して当村についても適用できるものと考えられる。沼津藩主大久保忠佐は小田

原藩主大久保忠世の弟であり、或いはかかる方式が大久保氏における検地の一つの基準であつたのかもしれない。

しかし、一方では金井嶋村の慶長十七年検地帳においては畝が採用されず大・半・小制が採用されるなど大きな相違点もある。前述したように、駿東郡下においては深良郷宛の年貢割付状にみられるごとく、天正十七年の五ヶ国総検地段階においては大・半・小制が採用されていたものの、豊臣系大名である中村氏の検地をうけることにより、太閤検地の基準により近い畝歩制に切替えられた。そして沼津藩の検地もこれを継承しているのである。

以上の諸点により、沼津藩の慶長九年検地はそれ以前の中村氏の検地基準を一部踏襲しつつも、これに独自の方式を加味して行われたものと理解したいと思う。

つぎに御宿村の名請人の階層についてみてみよう。第五表によれば、名請地からみた場合三町以上を有する宮内左衛門・助十郎の二大百姓、屋敷地を名請し六反以上を有する七名、五反以下であるが屋敷地を名請している四名、五反・一反で屋敷地を持たない七名（高西寺を除く）、一筆しか名請しておらず名請地も一反未満の四名、にその階層性を見出すことができる。特に宮内左衛門・助十郎の名請地は御宿村總反別の約四〇%に達し、その内訳も両者の上田占有率が約四一%に達するなど高品位田地の集中率も高

第五表 御宿村 慶長 9 年検地帳名請人階層表

	上	田	申	田	下	田	土	烟	中	细	卡	册	屋	数	計		
1	喜内左衛門	198.25	平(14)	48.23	(12)	32.04	平(5)	76.01	(11)	50.26	平(7)	81.15	(13)	例 310	(1)	461.15 平(63)	
2	助 十郎	99.05	(18)	21.22	(5)	11.8	(3)	141.23	(14)	27.12	平(9)	14.26	平(8)	屋 3.00	(1)	311.17	平(58)
3	新 助	46.25	(9)	5.20	(2)	-	-	51.08	(6)	4.41	-	4.69	平(3)	屋 2.03	(1)	110.65 平(19)	
4	甚右衛門	27.22	平(4)	16.13	(2)	11.00	平(1)	21	23.14	(3)	5.21	(3)	16.27	(7)	屋 6.00	(1)	167.08 平(22)
5	善 左衛門	19.28	平(4)	33.00	(9)	-	-	-	21.08	(4)	24.19	(3)	3.27	(2)	屋 1.26	(1)	104.18 平(23)
6	次郎左衛門	14.15	平(1)	-	-	6.06	(2)	55.00	平(9)	26.12	(4)	6.16	(1)	屋 2.17	(1)	99.07 平(18)	
7	庄左衛門	16.10	平(1)	-	-	-	-	61.07	(5)	11.28	(1)	2.24	(1)	屋 5.62	(1)	98.03 平(9)	
8	甚 疎	45.00	(4)	-	-	4.60	(1)	3.28	(2)	24.24	(3)	11.14	(2)	新 1.05	(1)	90.11 平(13)	
9	五郎右衛門	-	-	-	-	-	-	-	-	43.29	(3)	22.26	(5)	屋 1.10	(1)	67.29 平(9)	
10	四郎左衛門	10.18	(3)	4.12	(1)	-	-	-	5.20	(1)	18.14	(3)	14.10	平(6)	-	-	53.14 平(14)
11	七右衛門	24.24	(5)	3.00	(2)	3.08	(1)	6.60	(1)	12.06	(2)	-	-	-	-	49.17 平(12)	
12	石 造	17.19	(2)	-	-	-	-	-	3.14	(2)	13.00	(1)	11.21	(2)	新 2.20	(1)	48.14 平(8)
13	二郎左衛門	36.13	(6)	2.12	(1)	1.16	(1)	-	-	-	-	1.25	(2)	-	-	42.40 平(10)	
14	助 左衛門	12.17	(1)	-	-	-	-	-	-	-	17.00	(2)	10.11	平(2)	-	-	39.28 平(5)
15	寺 生	9.20	(1)	-	-	1.15	(1)	15.23	(1)	2.60	(1)	6.28	平(2)	新 3.00	(1)	38.25 平(7)	
16	五郎兵衛	7.06	(1)	-	-	-	-	-	5.07	(2)	8.18	(2)	1.29	平(1)	新 1.05	(1)	24.05 平(7)
17	左衛門五郎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.16	(4)	-	-	22.16 平(4)	
18	弓 兵 衛	-	-	3.22	(1)	2.17	(1)	2.15	(1)	-	-	9.21	(4)	屋 1.24	(1)	20.09 平(8)	
19	六郎左衛門	3.15	(1)	-	-	12.18	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	16.63 平(2)	
20	高 西 寿	-	-	-	-	12.24	(2)	-	-	-	-	1.22	(1)	-	-	14.16 平(3)	
21	神 右衛門	-	-	-	-	-	-	6.22	平(2)	5.12	(1)	-	-	-	-	12.04 平(3)	
22	神 延	-	-	-	-	-	-	5.18	(1)	-	-	-	-	-	-	5.18 平(1)	
23	七郎左衛門	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.25	(1)	-	-	1.25 平(1)	
24	四郎右衛門	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.16	(1)	-	-	0.16 平(1)	
25	甚 七	-	-	-	-	-	-	-	-	0.10	(1)	-	-	-	-	0.10 平(1)	

※ ( ) 是箇數，單位以個

い。両者とも隸属農民を擁した名田地主經營を行っていたものと考えられる。

また後筆とも考えられるが六郎左衛門・甚七に「入作」の記載が、四郎左衛門の名請地の一筆にも「千福入作」と記載がみられ、さらに、左衛門五郎もD帳には「入作」とある。従つて無屋敷農民のいくらかは入作者であつたと考えられる。

つぎに分付記載からみてみると、分付主としてのみあらわれるものではなく、分付主でありかつ主作地を持つものとして宮内左衛門・助十郎・四郎左衛門・庄左衛門がいる。一方分付百姓としては全筆宮内左衛門の分付となっている右近・神主・(高西寺)・七郎左衛門、同じく全筆助十郎の分付となっている甚蔵・神蔵・四郎右衛門、上田の一筆を除き四郎左衛門の分付となっている七右衛門、上田一筆のみ五郎右衛門の分付となっている六郎左衛門、および散り懸りの分付関係を持つ五郎兵衛がいる。

一般に分付記載は徳川氏の初期検地帳に多くみられるものであり、すでに五ヵ国総検地帳にあらわれている。その理解については分付主と分付百姓との間に被官関係・隸属関係を求める考えが有力であったが、本多隆成氏の検証によればこのような例は必ずしも多くなく、むしろ同族関係が疑制的に分付関係をとつてあらわれたり、あるいは分付

主が大部分主作者であるといった形式的な分付関係が多い。<sup>(5)</sup> また、武藏の初期検地帳を分析された和泉清司氏は、分付関係の理解として、(1)給人と農民との関係、(2)有力農民と自営農民とのやや従属性を伴う請作関係、(3)有力農民との血縁分家層との従属性を伴う関係、(4)有力農民と譜代下人などの隸属農民との関係、(5)有力農民相互の得分権支配に基づく関係、(6)有力農民と他村入作小農との請作関係が考えられる<sup>(6)</sup>。いずれにしても分付の多義性が認められるということであるが、それでは当検地帳についてはどう理解すべきであるか。以下、最大の名請人である宮内左衛門の場合について検討してみよう。

御宿村では寛文期以後名主役をめぐる出入りが繰り返されたが、それに関して宝永四(7)（一七〇七）年に作成された上申書によれば、

御宿村往古より之名主家ハ安右衛門所也

一先年御宿村代々名主右近・久藏、組頭佐右衛門・治左衛門、其節御水帳高辻百拾石五斗八合有之候、其以後海野久藏惡事仕候而追放せられ候故、名主役宮内左衛門ニ相渡り申候而、名主右近・宮内左衛門、組頭甚右衛門・助十郎、其節御水帳高辻百七拾六石武斗毫升

五合有之候、其後右近者病死仕候而実子無之故、宮内左衛門老人名主ニ罷成候、右近義ハ宮内左衛門ためニ

ハ姉聟ニ而御座候故、右近分ノ田地不残宮内左衛門先持添ニ仕候、助十郎親治左衛門ハ宮内左衛門妹聟ニ而御座候

一宮内左衛門男子三人有之候、惣領ハ式右衛門、次男半右衛門、三男治左衛門と申候、兄式右衛門ニハ久藏分

ノ名主役相讓、名主式右衛門、組頭甚右衛門・理兵衛・太郎兵衛、次男半右衛門ニハ宮内左衛門親清右衛門<sup>(8)</sup>ノ名主役相讓、名主式右衛門、組頭甚右衛門・理兵衛・勤来ル禰宜役相讓、三男次左衛門ニハ右近分ノ名跡相

譲、先年<sup>(9)</sup>ノ水帳并名寄帳御割付右近ノ書物不残相渡申候、兄弟三人同座ニ御座候と宮内左衛門被申候事、

彼宮内左衛門、親清左衛門<sup>(10)</sup>兩人共ニ所生須山村ニ而御

座候所ニ御宿村ニ神職可致者無之故呼請申候<sup>(11)</sup>（以下略）

とあり、これによれば慶長九年検地段階の村役人は名主が右近・宮内左衛門、組頭が甚右衛門・助十郎であり、右近の死後は宮内左衛門が一人で名主役を勤めたとある。また右近と宮内左衛門は義兄弟であり、宮内左衛門は組頭助十郎の伯父でもある。そして、右近の死後はその田地が「不残宮内左衛門先持添」となった。有力農民間の婚姻関係が、御宿村のような小村においても広汎に成立していたのである。

さて、宮内左衛門は御宿村の草分けではなく須山村の神官であり、おそらく右近家との姻籍関係により御宿村へ移

住することになったものであろう。こうした移住にも拘らず、宮内左衛門が慶長九年検地帳に最大の名請地を有するのは、その移住にあたり右近より分地をうけたか、或いは右近の相役であった海野久蔵が追放され、その名主役を継ぐにあたりその名請地を引継いだためであろうか。

しかし、ここで問題になるのは同検地段階において名主であつた右近の名請地が他の村役人に比してかなり少ない点であり、さらにB帳には右近が宮内左衛門の分付百姓としてあらわれ新屋敷を名請している点である。このうち前者については、右近の養子となり右近家を継いだ宮内左衛門の三男次左衛門の持高が、明暦三（一六五七）年の「御宿村惣百姓役高名寄帳」に七石四斗九升三合と記されていることから、慶長九年段階よりこの程度の耕地しか名請していないなかったと思われる。その理由についてはこれ以上立証し難いが、前述した如く宮内左衛門へある程度の分地が行われた可能性は考えられよう。これに対し後者の点については史料に関する問題がある。すなわち、他の分付についてはほとんどA・B・C帳ともその記載に矛盾が無いにも拘らず、右近のみがA帳においてのみ宮内左衛門の分付百姓として記されているということである。さらに新屋敷記載についてもC帳においては新屋敷か居屋敷かを区別する新・居にあたる文字が虫損で判読できず、居屋敷と記さ

れていた可能性も否定できない。従つて、B帳に記されている分付は原本には記載されておらず、右近死後の右近分田地の宮内左衛門持添、さらに宮内左衛門三男治左衛門の右近家相続に伴う右近分田地の引渡しという一連の事件をふまえ、宮内左衛門の同族といった程度の意味で加筆されたものであると考えられる。とすれば、原本よりの分付記載と思われる神主への分付も同族関係が疑制的に表現されたものと理解でき、あえて被官・隸属関係を見出せるとすれば七郎左衛門のみとなる。こうした傾向は、新屋敷を名請している分付百姓甚蔵に対する分付主助十郎にも見出せ、この検地帳にみられる分付関係には被官・隸属関係とは考えられない同族関係の疑制的表現が明確に表われているのである。

また、無屋敷名請人のうち、何人かに入作の可能性があり、新屋敷名請人の何人かが有力農民の分家であるとすれば、本検地帳に記載された御宿村に住した直接耕作者たる百姓の数は、同族者を除いた場合かなり限定された数にならざるを得ない。換言すれば、本検地の主眼は、直接耕作者を掌握しこれを全て検地帳に記載することによって小農自立を促進しようとする側面よりは、むしろ役負担・屋敷地名請農民の確定にあつたと考えられるのである。

叙上の御宿村に加え、当市域には富沢村にも慶長九年検

地帳の写が現存する。<sup>(45)</sup> 表紙は「慶長八年辰ノ八月廿三日  
駿劔駿東郡富沢村御検地帳」となっており一冊からなる。  
年号は「慶長八年」となっているがこれでは干支が合わず、  
近隣の検地帳から勘案して「慶長九年辰」の誤字と断定し  
てよからう。記載様式は御宿村とほぼ同様で、相違点とし  
ては一筆毎の分米を持つこと、屋敷に居屋敷・新屋敷の区  
別がなく田方・畠方の後に一括して記されていること、「當  
おきの分」・「永荒の分」が各々末尾に一括して記されてい  
る点のみである。階層分析は省略するが、御宿村と大差は  
ないと認められる。当然のことではあるが、沼津藩領内の  
検地においては幕領検地にみられたような検地奉行による  
検地基準の差異はほとんどみられないものである。

### 三、慶長十四年検地の検討

慶長十一（一六〇六）年四月、駿府藩主内藤信成は近江  
長江へ転封、駿府城には徳川家康が入城した。また、同十  
二年には興国寺藩主天野康景が逐電し同藩は廢藩となり、  
駿河国内における大名領は田中藩（これも慶長十四年九月、  
武藏川越へ転封）と沼津藩のみとなつた。しかし、新たに  
大名の移封はなかつたため同国内の幕領は増加することと  
なつた。かかる状況のなかで慶長十四年の八月から十月に  
かけて総検地が実施されたのである。

つきに郡別にその概要をみてみると、まず安倍郡につい  
ては二ヵ村分が確認されるにすぎない。しかも大岩村は臨  
済寺領であり、屋（谷）沢村も数名の名請人からなる小村  
のものであつて、総検地と断定するにはあまりにも少数で  
ある。安倍郡の幕領検地は基本的には九年段階に終了し、  
内藤氏転封後幕領となつた村落に対する十四年検地は未実  
施のまま終つたのであらうか。

つぎに有渡郡・庵原郡についてであるが、両郡は彦坂光  
正を奉行として八月～九月にかけ実施された。光正につい  
ては前述した如く駿河の慶長九年検地を担当しているが、

第六表から明らかな様に、慶長十四年検地帳の郡別現存  
状況は同九年検地帳のそれと好対照をなす。すなわち、安  
倍郡の二ヵ村を例外として九年検地と重複して十四年検地  
をうけている村落はなく、九年検地が行われた志太・益津  
両郡からは十四年検地帳が発見されていないのであり、逆  
に九年検地帳が発見されていない有渡・庵原・富士の各郡  
に多くみられることがある。また駿東郡下では両検地帳が  
発見されているが、後述する如く慶長十四年検地帳の検地  
役人から勘案して沼津藩の検地とは考えられず、幕領検地  
と断定してよい。従つて十四年検地は幕領総検地であり、  
基本的には九年検地の未実施村落に行われたものと理解で  
きよう。

第六表 駿河国 慶長14年検地帳

年 月 付	表 紙	検 地 役 人	所藏者・出典
1 慶長14.8.	駿州安倍郡大若村御算打帳	上田与太郎・宮川善兵衛・井垣庄二郎・般部与志右衛門	島 浩 寺 文 書
2 10.	駿州安倍郡足久保村内浜村御見地		〔静岡市史〕近世
3	駿州伊豆郡佐野村御檢地帳	岡五左衛門・稲垣助兵衛・國友善次郎	広 勤 区 有文 書
4	駿州有度郡小坂村御檢地帳	林孫兵衛・江原長兵衛・原沢次兵衛・鳥居忠兵衛	〔静岡市史〕近世
5	本郷水帳(用宗村)		"
6	(羽鳥村檢地帳)		"
7 8.28	駿州庵原郡北山野之内御檢地帳		〔富士川町史〕
8 9.7	駿州庵原郡山草村御檢地帳	小山萬兵衛・小野左兵衛・大河助右衛門	高 水 申 役 所 藏
9 9.19	御檢地領本帳(八木村間)	彦坂丸兵衛・松原伊右衛門・赤塚孫助・玉串又兵衛	石 井 家 文 書
10 9.20	(興津中宿)	彦坂丸兵衛	興 津 公 民 館 藏
11	古水帳(今宿村)	(彦坂丸兵衛)	池 田 家 文 書
12	古水帳(寺尾村)	(彦坂丸兵衛)	正法寺収集文書
13	駿州庵原郡西山寺村水帳	音崎右衛門・桃山加右衛門・田中仁右衛門・他2名不明	"
14 8.10	駿州富士郡土井村之内持堀新田御檢地水帳	柳田七右衛門・日高半兵衛・田嶋久右衛門	上 井 出 区 有文 書
15 8.12	駿州富士郡土井村御檢地水帳		"
16 8.13	駿州富士郡下方之内原田村御檢地水帳	曾根源左衛門・金田二郎左衛門・原与三郎・柏藤孫右衛門	原 田 文 書
17 8.22	駿州富士郡土井村御檢地民帳	稻生治郎八・民味部・白山益左衛門	坂 内 家 文 書
18 8.23	(富士郡吉井村御檢地水帳)	長野九右衛門・杉浦新蔵・新井与三郎・曾禰源助	今 井 文 書
19 8.25~8.26	当山御檢地水帳(富士郡土井村御檢地)	榜田七右衛門・日高半兵衛・田嶋次右衛門・石田五郎兵衛	山 田 間 神 社 文 書
20 8.26~8.29	駿州富士郡岩本村御檢地水帳	坂大輔右衛門・鈴寺弥太夫・会田八兵衛・熊田長三郎	山 岐 家 文 書
21 8.29	駿州富士郡山家内ヶ村御檢地水帳	稻生次郎八・五味民高・白山賀右衛門	須 田 文 書
22 (9.22) (内房村檢地帳)	(伊奈忠次)		望 月 家 文 書
23	駿州富士郡北山之内持堀上坂水帳		木 本 家 文 書
24 8.29	駿州坂東郡石川村御檢地水帳	都留重太夫・瀬波庄右衛門・伊豫太兵衛・石田七兵衛	〔原町記念料〕2
25 9.1	駿州坂東郡不育村御見地之帳	生田右衛門・川上十助・質貢次左衛門	高 手 家 文 書
26 9.4	駿州坂東郡竹下村御持堀地帳	長野〔 〕・曾根〔 〕・秋尻〔 〕	〔長岡町皆所区誌〕
27 9.4~9.8	駿州坂東郡伏見村御檢地帳・同屋敷御檢地帳	村奈忠兵衛・栗田弥之助・友坂次右衛門	水 本 家 文 書
28 9.7	駿東ノ内各村御檢地	曾根亮右衛門・鈴木勘兵衛・新右衛門	植 木 家 文 書
29 9.14	駿州坂東郡公文名村御織打帳	安田次郎左衛門・長田右衛門・鈴木甚右衛門・西川長三良	市 田 家 文 書

同十三年には伊奈忠次・中野重吉らとともに尾張国の総檢地も担当している。

さて、これらの検地帳の一筆毎の記載は品位・面積・名請人の順で記されているが、豎・横の間数記載はなく、分付記載もNo.4を除きみられない。さらに、一筆毎の分米記載も持たない。品位は三等級だが、他に荒田・荒畠の記載が多くみられ、その石盛は各々下田・下畠並となっている。そしてその名請もNo.4・5などは百姓名になっているが、

No.6・8などは「無主」となっている。さらに、No.10には

「半」II〇・五歩記載もみられ、これ以前の検地の影響を

明らかにうけている。そして、何よりもこれら検地帳に共通する最大の特色が、検地帳の末尾に記された夫免引記載なのである。

夫免引とは、検地によって確定された田畠・屋敷の総石高から夫役の反対給付としてその一割が「夫免」として引かれ有高Ⅱ年貢責課の対象となる石高が決定されることをさすが、それが検地帳の末尾に明記されている例は稀であり、彦坂光正の慶長十四年検地帳の特色となっているのである。その理由についてはさりに検討を必要とするものの、彦坂光正の慶長期の年貢割付状には厘取法のものが多いことを勘案すれば、川鍋定男氏の指摘のごとく厘取法に基づく徵租法と深い関わりがあると考えざるを得ない。

光正はこの後駿河に止まり、代官として駿河幕領支配に携わりつつ駿府町奉行も兼帶、その支配は徳川頼宣付となり頼宣が紀州転封となる元和五（一六一九）年まで続くこととなる。

つぎに富士郡・駿東郡であるが、この地域は伊奈忠次を奉行として行われた。従来忠次の最後の総検地は慶長十三年の尾張検地と考へられていたが、駿河の同十四年検地を以て最後の総検地と修正すべきである。

現在発見されているものは第六表のとおりであるが、これ以外にもこの検地の実施を記している記録は多く、例えば富士郡伝法村の『伝法村沿革誌』には、同村の検地帳が焼失したことを記しているが、その検地帳には長野九左衛門・杉浦新蔵・新井与三郎・曾根源助の検地役人名（No.18の検地役人と同じ）があつたといい、延宝二（一六七三）年に出された富士郡厚原村の「覚書」にも慶長十四年に伊奈忠次による検地が行われたという記事がみられる。同郡下の広汎な伊奈検地を窺わせるに充分である。

さて、これらの検地役人を見た場合、伊奈の下代と手代官とに分けることができる。すなわちNo.16・18・26・28などにみられる曾根源左衛門・長野九左衛門らは手代官であり、伊奈の下代ではない。伊奈を総奉行とする検地では、曾根の場合慶長十三年の尾張国海東郡馬野村・知多郡

桶廻間村などを、長野の場合は慶長九年の武藏国賀美郡植竹村・同十三年の尾張国知多郡大野村などの繩打をしたことが知られているが、曾根は伊豆や駿河の代官も務めていたという。また長野は伊勢国の出身で、家康に登用され五百石を宛行されたといわれ、慶長十九（一六一四）年以後は駿東郡を中心とする地域の代官となつた。その発給文書は、駿東・富士両郡下、元和四（一六一八）年までのものが二〇通確認されている。家康の死後は頼宣付の代官となり、頼宣の紀州転封に伴い紀州へ移った。

これに対し他のグループは伊奈の下代と考えられ、武藏・相模・常陸・上野・下野・尾張などの伊奈検地にその検地役人として活躍している。例えば九月一日に駿東郡本宿村の検地を行つた牛田李右衛門は同月二十三日からの武藏国比企郡小美濃郷の検地も行うなど、その精力的な活動には目をみはるものがある。

つぎに検地帳の記載様式であるが品位・面積・名請人の順で記され、品位も三等級であり、荒田・荒畑も「不永田」・「不永畑」・「永不畑」などの様式で記載されているものが多い。一笔毎の分米もなく、夫免引の記載もみられない。

また分付についてはNo.18・19・26・27・29などにはみられるものの他にはみられない。従つて分付については同じ検地奉行のもとにありかつ生産的にも大差がない近隣の検

地帳になぜ分付のあるものと無いものがあるのか当然問題となるのであるが、この点について本宿村と伏見村を対象に検討されたのが佐々木潤之介氏であった。

氏は分付記載を持つ伏見村とそれを持たない本宿村との差を、伏見村における最大の名請人であり、かつ分付主である「星屋」に注目され以下のように結論づけられた。すなわち、「星屋」を駿東郡大平村の小土豪星谷右衛門尉に比定した上で、「星谷文書」<sup>(1)</sup>を援用されつつ、兵農分離の過程のなかで星谷氏が徳川権力との結合を深めその土豪的地位を維持したことを主張され、分付についてはそれを単に生産力的特質性に基底づけられた村落内支配関係の表現のみではなく、むしろ支配階級身分として包摂されたところの村落支配への反映であるとし、特定上層農民の支配階級身分への包摂によって結合されている限りにおいて分付関係は成立するとされたのである。<sup>(2)</sup>従つて、かかる土豪の存在しない本宿村検地帳には分付関係はみられないことになる。

右の如き見解は分付を理解する上で重要な問題提起であり、理論的には首肯しうるものと考えられるが、氏の論証とは逆に実証的には重大な誤りを犯しているといわざるを得ない。すなわち、氏が星谷右衛門尉と比定された伏見村検地帳にみられる「星屋」は、伏見村に居住していた星屋

家であり、大平村の星谷家とは別家なのである。氏の主張とは逆に伏見村の星屋家は兵農分離のなかで全き農民化の道を辿ったのであり現在でもそのご子孫は伏見に居住されている。従つて氏の理解とは別の解釈がこの分付に関するはなされなければならないのである。これは重要な問題であるが現在充分な解答を用意し得ない。今後の課題といふ。

さて、駿東郡下の慶長十四年検地帳については今述べた佐々木氏の論考の他に竹原村を対象とした『長泉町竹原区誌』と公文名村を対象とした佐藤隆氏の論考がある。公文名村については佐藤氏が詳述されているのでそれにゆずり、ここでは竹原村についてのみ若干検討を加えてみたい。

竹原村検地帳は破損が甚だしく、屋敷の部分が読めなくなっている。検地役人の名も一部しか読めないが、第六表の検地役人からみて長野九左衛門・曾根源左衛門らによって行われたと断定してよからう。田畠の名請人は四三名を数え、一町以上五名、五反より一町が七名、五反より一反が一九名、一反未満が一二名となっている。分付記載もみられ、そのなかには「ほしや」もみえる。竹原村は伏見村と隣接しており、この「ほしや」は伏見村「星屋」の入作と断定してよからう。屋敷帳を欠き、かつ出入作も不明である以上これ以上の検討は困難であるが、竹原村の慶安元（一六

四八) 年検地帳では名請人が三七人に減少していることから考えて『長泉町竹原区誌』に述べられている通りかなりの入作があったと考えられる。

なお、同区誌では検地帳にみられる「上田 壱反式戸八歩 藤五郎へ入 四郎左衛門」の「藤五郎へ入」といった注記を「入作関係」として理解されているが、これは後世の土地移動を注記したものと理解すべきであろう。さらに「不永田 式戸廿歩 郷中」といった「郷中」についても「箱根用水建設の前提となつた用水についての郷のまとまりではなかつたか」と推定されているが、No.18にも同様の「郷中」記載はみえる。これも竹原村と同様荒田畠に対する名請であり、異常田畠の郷抱名請と考證るべきで、長野九左衛門の検地帳に多くみられる記載様式なのである。<sup>52)</sup>

以上述べたように、駿河における慶長十四年検地は主として富士川以西を彦坂光正が、富士川以東を伊奈忠次が各々奉行となつて行われ、特に伊奈のそれは下代と手代代官によつて行われたものであつた。そして全て畠方の村落であるNo.21などでも石高制が採用されており、九年検地で一部山間地域にみられた貫高制はみられない。この点、隣国遠江の慶長九年総検地と対照的である。また、彦坂検地帳の夫免記載にみられる如く、夫役の比重が依然として高く、夫役負担者たる本百姓の確定が本検地においても重要な目

的であったことが窺える。関ヶ原以後とはいえ、対豊臣氏との緊張関係のなかで夫役負担者の確定は急務かつ重大な問題だったのであろう。

ところで、「辰の御縛」の一環として、慶長九年検地が駿河においても実施されたことは理解できるとしても、何故十四年段階に総検地が再度実施されたのであろうか。この点については以下のように理解したい。

常陸国においては、佐竹氏転封後の慶長七年に伊奈忠次・彦坂小刑部・長谷川長綱ら代官頭に加え、島田重次・井出正次らの検地奉行によつて総検地が実施されたが、その結果水戸には家康の第五子である武田信吉が下總佐倉四万石から十五万石に増加され、常陸最大の大名として入封した。<sup>53)</sup>また、家康の第九子徳川義直は慶長十二年閏四月甲斐から尾張へ転封、翌十三年將軍秀忠から尾張一国の領地状を受けたが、同年七月～十月にかけ伊奈忠次・彦坂光正・中野重吉による総検地が実施されている。このような事例は徳川一門の転封に際して総検地が実施されたことを物語つてゐるが、駿河においても慶長十四年十二月、家康の第十子徳川頼宣が水戸より入封しているのである。すなわち、この時頼宣は駿・遠五〇万石を領有することとなるのであるが、慶長九年の総検地が広汎に実施された遠江に比して駿河のそれはあまりに不充分であつたため、それを補う総檢

地として十四年検地が実施され、その成果を以て頼宣の転封が行われたと考えられるのである。

### 註

(1) 「清水八幡神社文書」(『静岡県史料』第一輯六一〇頁、以下『県史料』一―六一〇と略)

(2) 本多氏の同時期に関する論文は多いが、総括的なものとしては「東海地域における近世の成立」(『地方史静岡』一六号)を参照。

(3) 「旧千福村民文左衛門文書」(『県史料』一―六五二)

(4) 五ヵ国総検地の性格については、これを太閤検地と同様のもとのとして位置づける説(所理喜夫「関東転封前後における徳川氏の権力構造について」(『地方史研究』四四号)他)と徳

川氏が未だ戦国大名から脱却できない段階のものであるとする説(北島正元『江戸幕府の権力構造』)があるが、本多隆成は「初期徳川氏の検地と農民支配」(『日本史研究』二一八号)をふまえ、註(2)論文において、この検地を東海地方に開拓した中世から近世への転換期となる重要な検地として位置づけている。

(5) 本多隆盛註(2)論文。

(6) 例え深良宛のものは天正十七年十二月に発せられている。

(7) 横野市深良「大庭家文書」。なおこの史料については本多氏の註(2)論文に紹介されている。

(8) 伊豆の天正検地については、高橋廣明「伊豆における近世初の検地」論文に紹介されている。

期徳川検地に関する研究ノート」(『田文協』五号)を参照。

(9) 本多隆成「東海地域豊臣系大名の検地政策」(『東海地方の近代的交通形態と地域構造の特質に関する基礎的研究』)

(10) 「永明寺文書」(『県史料』二一七)

(11) 中村一氏は興国寺城代として河毛重次を配したが、重次発給

の天正十八年十二月十六日付駿東郡大泉寺領安堵手形においては今川氏の判物による安堵をそのまま追認する文言となつ

ており、永明寺文書にみられるごとき「今度以檢地之上」と

いった文言はみられない。

(12) 本多隆盛註(9)論文所収の「三河・遠江・駿河の太閤檢地帳」による。

(13) 有光友学「『丈』と『支』—古文書研究の一検討材料として—」

(『日本史研究』一六二号)。本多隆盛「遠州大福寺領の『支』」

(『日本史研究』一五六号)

(14) 北村弘子「西三河における太閤檢地の研究」(『日本歴史』四六八号)

(15) 神崎彰利「檢地—繩と竿の支配」

(16) 「三保旧社家太田文書」(『県史料』二一八五四)

(17) 静岡市大岩「臨済寺文書」

(18) 井出正次は今川氏の被官であったが、天正十年に徳川家康によりたてられ駿河の代官に登用された。家康の関東転封後は

伊豆の代官となり、君沢郡に三百石を宛行われ、関ヶ原の戦

い以後は駿河・伊豆の代官を兼務、さらに駿府町奉行も兼帶した(『新訂寛政重修諸家譜』第一七卷九三頁)。駿河における正次の発給文書は多く、『県史料』に限っても五〇通を数えることができる。他国における正次の検地としては慶長七年の常陸国(和泉清司「近世初期徳川領国体制の形成過程—常陸國の場合」)『茨城県史研究』五〇号)や慶長期の伊豆国(高橋廣明註(8)論文)のものが知られている。

(19) 和泉清司註(18)論文

(20) 「大日本史料」第一二編之

(21) 「慶長九年九月 戸塚郷檢地目録」(『神奈川県史』資料編6)

(22) 「新訂寛政重修諸家譜」第六卷二四頁

(23) 村上直「彦坂九兵衛光正について」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五〇年度)

(24) 「那賀金指文書」(『県史料』一一二〇)。光正が伊豆の代官であったことは、地方史料のなかに「彦坂九兵衛様御代官所」といった文書が散見されることからも明らかである。一例をあげれば豆州内浦重須村(沼津市)土屋(西)家文書の

(<sup>件</sup>)「恐御返答書を以申上候事」(寛永十六年)など。

(25) 『中川根町史』資料編。下泉州・地名村については享保十三

(一七二八)年の「御檢地之事」に慶長九年檢地の記事がみられる。

(26) 「地名村午御年貢錢之事」(中川根町地名椎野家文書)

(27) 本多隆成「遠州総検地の歴史的性質」(『静岡県史研究』第三号)

史研究』四二号)

(28) 佐野元来の名を、伊豆の文禄三年検地帳のなかに多く見出すことができる。高橋廣明註(8)論文を参照されたい。

(43) 和泉清司前掲書

(29) 中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻の一

(44) 『鷹岡町史』六四六頁

(30) 「旧本宿農家藏文書」(『県史料』一一六三三、六三三)

(45) 和泉清司前掲書

(31) 「妙伝寺文書」(『県史料』一一四九六)

(46) 『新訂寛政重修諸家譜』第三卷二七〇頁

(32) 以下、特に註記のない限り、御宿村についての史料は湯山匡

(47) 『御殿場市史』第八卷

(33) 内田哲夫「小田原領における近世初期の検地と農民」(『近世  
神奈川の研究』)

(48) 和泉清司前掲書

(34) 一例をあげれば北島正元前掲書。

(49) 『県史料』一五九〇～六〇八

(35) 本多隆成註(4)論文

(50) 佐々木潤之介「十六～七世紀における「小農」自立過程につ  
いて—北伊豆水田地帯における検証—」(『幕藩体制確立期の  
諸問題』)

(36) 和泉清司「近世初期武藏における徳川検地について」(『史潮  
新九号』)

(51) 佐藤隆前掲書

(37) 佐藤隆『箱根用水史』八二～九九頁に詳述されている。  
(38) 原史料を確認できなかつた。佐藤隆前掲書八四頁より引用。  
(39) 捩野市富沢「渡辺家文書」

(40) 和泉清司『伊奈忠次文書集成』  
(41) 一例をあげれば「由比文書」(『県史料』一)所収の慶長十八  
「元和元年年貢割付状」

(42) 川鍋定男「近世前期関東における検地と徵租法」(『神奈川県  
史料蒐集にあたり、川崎文昭・高橋廣明・小野真澄の諸先生、  
付記

裾野市史編さん室にご協力をいただいた。記して御礼申し上げます。

(せきね しょうじ・調査委員・県立沼津東高校教諭)



# 市史編さんと日本民俗学

岩田重則

## はじめに

### 一 市町村史民俗編の現状

- (一) 近年の主な市町村史民俗編
- (二) 静岡県下の市町村史民俗編

### 二 現代社会と日本民俗学

## むすび

## はじめに

民俗誌及び市町村史民俗編は、地域住民の視点から地域の生活の全体像をえがくものである。これまでに刊行された数多くの民俗誌、各地の市町村史民俗編では、そのためにはさまざまな模索がなされてきた。そこで、今後、裾野市史民俗編（一九九五年度刊行予定）を編さんするためには、予備作業として、各地における近年の主な市町村史（誌）

民俗編の内容と特徴を整理し、その上で、市史民俗編の構成とそのための調査方法・調査内容を相互連続的に立案する必要がある。また、それと同時に、日本民俗学は現実の社会の矛盾を凝視し、そこから自己の研究課題を設定する学問であるがゆえに、現代の日本民俗学が日本社会の現状をどう捕捉しているのかを把握し、その上で、市史民俗編さんとのための全体的な方向性を決定して行く必要がある。

そのためには、まず第一に、近年各地で編さんされた市町村史民俗編の特徴を考察し、一九八〇年代半ばまでの市町村史民俗編の到達点を確認しておかなければならぬ。その際、特に、近隣市町村の民俗編（乃至、民俗に関する記述）の特徴は丹念に考察し、隣接諸地域における市町村史民俗編の現状を把握しておくべきであろう。

第二には、一九六〇年代以降現在まで、日本の農・山・

漁村、そして都市は急激な変貌をとげた。この現状に対し、一九七〇年代後半以降、日本民俗学では多くの問題提起がなされているので、それを踏まえて現代における市町村史民俗編編さんための諸問題点を明らかにしておくべきであろう。

## 一 市町村史民俗編編さんの現状

### (一) 近年の主な市町村史民俗編

近年、各地で編さんされている市町村史民俗編は、その編さんのためにそれぞれの市町村が独自の模索を続けてきた。ここでは、管見の限りでの各地の市町村史民俗編の構成と特徴を検討し、一九八〇年代の市町村史民俗編の到達点をあきらかにしておきたい。

近年の市町村史民俗編編さんの状況については、既に、山本質素が伊勢崎市史民俗編さんにあたり、関東地方のものを中心に整理を行ない、その上で、市町村史民俗編のあり方について独自の見解を提示している（「市史民俗編成・市町村史民俗編編さん」のあり方が自覚的に検討の対象となつた時代である。その結果、編さんされた市町村史民俗編の代表的なものは『勝田市史 民俗編』（一九七五年）と『豊田市史 民俗編』（一九七八年）であろう。

書には、①研究者に資料を提供する、②地域の中での民俗の存在を総体としてえがく、という二つの性格があり、市町村史民俗編は後者を選択すべきであるとする。すなわち、

市町村史民俗編は、一般的のムラ単位の調査報告書とは扱う範囲が異なるという前提がありながらも、その地域の民俗資料を相互の有機的連続性の中で捉え、且つ地域の生活基盤を押さえつつ、地域の民俗の全体像を把握できるようとするものである。その上で、山本は、市町村史民俗編は、その地域の人々が自己の生活の歴史を理解するための一助とならなければならぬとする。

山本の指摘は、まさにそのとおりであり、市町村史民俗編は第一義的にその地域に住む人々の視点から、地域の民俗、生活の全体像をえがくものである。以下、山本論文で検討の対象となつた各地の主な市町村史民俗編をも含めて、一九七〇年代から一九八〇年代までの市町村史民俗編の流れを追つて行こう。

一九七〇年代は、従来の民俗誌作成・市町村史民俗編編さんに対する、はじめて批判と反省が加えられ、民俗誌作成・市町村史民俗編編さんとのあり方が自覚的に検討の対象となつた時代である。その結果、編さんされた市町村史民俗編の代表的なものは『勝田市史 民俗編』（一九七五年）と『豊田市史 民俗編』（一九七八年）であろう。

『勝田市史 民俗編』は「民俗とは—歴史と民俗—」・「I 社会生活」・「II 経済生活」・「III 信仰生活」・「IV 言語生活」の順で構成されており、この最大の特色は卷

頭の「民俗とは—歴史と民俗—」で、まず最初に、日本民俗学とは如何なる学問か説明がなされ、日本民俗学が身近な生活の歴史を研究する学問であることが概括的に述べられていることである。その上で、地域の民俗を総体として捉えることの必要性と全国レベルでの比較の必要性が主張され、本書の構成に沿って総論風に民俗事象を概観している。

また、民俗をえがく際の全体の構成は、民俗の伝承母体としての社会生活からはじまり、物質文化、そして觀念のレベルの心意伝承の順に編成されており、民俗の全体像をはじめて明確な自覺の上で、立体的に把握しようと試みたものである。

『勝田市史 民俗編』ほど厳密ではないが、これに比較的近似するものに『佐野市史 民俗編』（一九七五年）がある。全体の構成は、「第一章 地域概観」・「第二章 社会生活」・「第三章 生産生業」・「第四章 衣食住」・「第五章 人の一生」・「第六章 信仰と年中行事」・「第七章 民俗芸能と民謡・童唄（付娯楽と遊戯）」・「第八章 民話・ことわざ・方言」であり、巻頭に「地域概観」が設定されているのが特色といえる。但し、『佐野市史 民俗編』の場合、その「地域概観」は『勝田市史 民俗編』のように市域の民俗の特色を概観するものではなく、統計・生産生業・経済的特色が述べられているだけであり、市域の民俗

の全体像を概観しようとするものではない。

民俗誌、市町村史民俗編で「地域概観」を巻頭に設定する場合、それはその構成に沿って地域の民俗の全体像を概観するものでなければならない。そして、単なる統計処理や地域の歴史的事実の略述にのみに終始するようなものであつてはならない。

おそらく、一九七〇年代に編さんされた市町村史民俗編のうちもつともユニークなものは、『豊田市史 五 民俗』（一九七六年）であろう。これは、地元の教員を中心となり編さんされたものであり、まとめ役は近世の倫理思想史専攻の布川清司である。全体の構成は、「本書の意図と経過」・「第一章 一日の生活」・「第二章 一年の生活」・「第三章 一生の生活」・「第四章 共同の生活」であり、巻頭の「本書の意図と経過」において、まず最初に、従来の市町村史民俗編はその土地の居住者の立場から編さんされていないと批判を加え、豊田市に居住する者の立場からそれがの民俗がえがかれ、解釈がなされるべきであるとする。その上で、豊田市に生まれ、生活する者の意識・気持ちを復元しようと試みている。具体的には、構成上各章の最後の節が「まとめ」とされ、各章とも「1、人々のくらし」・「2、人々のおもい」という統一された項目の中で、豊田市域の人々の精神生活のありようとそれに対する編者の見

解が示されている。また、『豊田市史 五 民俗』の最大の特色は、ミクロからマクロへの拡大で生活を捉えようとする観点を打ち出したことである。全体の章立てを「一日の生活」→「一年の生活」→「一生の生活」→「共同の生活」の順で編成し、全体をえがくための基軸として円環的時間を設定し、小さな「時間」から大きな「時間」へ、全体の枠が広げられている。管見の限りでは、民俗誌・市町村史民俗編のうちミクロからマクロへ生活を拡大する形で全体を構成したものは、この『豊田市史 五 民俗』がもっとも早いものであると考えられる。

この他、一九七〇年代に編さんされた市町村史民俗編のうち、特色のあるものに『茅ヶ崎市史 3 考古・民俗編』（一九八〇年）がある。全体の構成は、「第一章 生業の民俗」・「第二章 社寺・小祠の民間信仰」・「第三章 通過儀礼」・「第四章 集落社会の民俗」・「第五章 神事」・「第六章 年中行事」・「第七章 伝説と俗信」であり、これの最大の特色は市域の生産生業形態の相違を重視していることである。具体的には巻頭が「第一章 生業の民俗」にあってられ、その中で、農業を基軸とする生活基盤と漁業を基軸とする生活基盤の二つが写真入りで論述されている。そして、「第四章 集落社会の民俗」では、それを踏まえて、集落の立地条件により論述の基準を、①海浜の集落、②台

地の集落、③平地の集落の三つに分類し、民俗を把握しようと試みている。

また、『取手市史 I』（一九八〇年、IIは一九八五年刊行、IIIは一九八六年刊行、完結）は、叙述のしかたが特に工夫されている。叙述がすべて対話・座談会形式になり、質問と答える往復運動が続く形で文章がすすんでいる。ちょうど民俗調査の現場を再現しているような叙述である。その際、各地区の事例が充分に盛り込まれており、読者にとっておのずと事例を比較できるような展開になっている。

ほかに、『板尾市史 別巻I（民俗）』（一九七八年）では、全体の構成を「第一編 伝承の世界」・「第二編 民俗の世界」・「第三編 人物と文化財」とし、全体の民俗の前に、「第一編 伝承の世界」が設定させられ、昔話・伝説だけが独立して詳細に論述されている。同じように、ある特定の分野のみが独立して、肥大しているものに『川越市史民俗編』（一九六八年）がある。全体の構成を「第一章民俗」・「第二章 芸能」・「第三章 祭り」とし、川越祭りや獅子舞いなど芸能に関する記述に多くの頁が割かれている。民俗誌作成、市町村史民俗編さんにおいて、該当地域の特徴的な民俗、あるいは有名な民俗については、詳細な記述がなされてしかるべきである。しかし、それらの民俗も、その地域の民俗全体の中で存在するものである以上、その

地域の他の民俗との相互関連の中で位置付けられるようにならなければならない。また、当然のことながら編者の専門分野のみが肥大し、編者の恣意により編さん的内容が左右されることは避けられなければならない。

一九七〇年代における民俗誌作成、市町村史民俗編編さんための方法は、一九八〇年代に入つても基本的には踏襲されている。その代表的なものは、『和光市史 民俗編』（一九八三年）であると思われる。全体の構成は、「民俗の構成と特色」・「第一編 生活と地域」・「第二編 生活と時間」・「第三編 生活と心意」の順である。まず、巻頭の「民俗編の構成と特色」の「一、歴史と民俗」において、民俗とは文字で表わされない世代を超えた伝承であるという説明がなされ、その上で、「二、民俗編の構成」として、『和光市史 民俗編』は他の一般的な民俗誌とは違い、①地域、②時間、③心意の順で構成され（それぞれ、第一編、第二編、第三編に相当する）、さらに、各編の章立ては、身近な事象から徐々に遠い事象に拡大させて行くものであると説明される。具体的には、たとえば、「第一編 生活と地域」は「第一章 家」・「第二章 村」・「第三章 町と世間」の構成であり、イエ→ムラ→マチ（世間）の順に、小さな生活単位から大きな生活単位に拡大させつつ民俗がえがかれている。そして、「三、記述の方針と特色」では、叙述の

しかたについて説明がなされ、『和光市史 民俗編』は無味乾燥な資料の羅列を避けるために資料の分析や解釈もその都度行なうこと、生活の変化（近・現代生活史と重なるもしかりおさえること、文書資料も軽視しないこと、他地域との比較を重視すると同時に伝承地を明確にすること、などの方針が示されている。

この『和光市史 民俗編』は、一九七〇年代に、民俗誌作成、市町村史民俗編さんとの方法として、顕著になって来た三つの特質を踏襲している。それは、第一には、『勝田市史 民俗編』におけるような、民俗の伝承母体を明確に押さえた上で民俗の全体像を立体的に構成しようとする視角であり、第一には、『豊田市史 五 民俗』におけるような、民俗をそがく際の順序としてミクロからマクロへ、小さな生活単位から大きな生活単位へ同心円的に広げる構成をとっていることであり、第三には、『取手市史 I』におけるような、民俗を生きたものとして読者が認識できるよう叙述のしかたに工夫を凝らしていることである。その上で、さらに、『和光市史 民俗編』は二つの新しい構成のあり方を提示している。ひとつは、民俗の全体像を立体的にえがくための基盤に生活の場（領域）を設定したことである。それは、単なる象徴論的空间のみに矮小化されるべきものではなく、その地域に生活する人間の生活の範

圍を明確にするためのものである。もうひとつは、マチとムラをそれぞれ独立させず、相互に連続させてえがいていることである。それは、まず生活の場（領域）としてムラを優先し、その上で、ムラとマチ（世間）をつなぐものとして道を設定し、それによりムラからマチ（世間）へ視野を拡大している。ムラをムラのみで扱うのではなく、マチをマチのみで扱うのではなく、異なる生活の場（領域）を確認した上で、それらをトータルに把握している。

その後、『和光市史 民俗編』における民俗誌作成、市町村史民俗編編さんの方は、『伊勢崎市史 民俗編』（未刊）但し、地区別の調査報告書が第一集から第八集まで刊行されている）と『静岡県史 民俗一、二、三』（未刊、但し、地区別の調査報告書が第一集から第六集まで刊行されている）に踏襲されている。本編は未刊であるので、現在（一九八九年一月）既刊の『伊勢崎市史民俗調査報告書第四集 上之宮町の民俗』（一九八五年）、『静岡県史民俗調査報告書第三集 大平の民俗—沼津市』（一九八七年）について、若干の検討を加えておきたい。

『上之宮町の民俗』は、全体の構成が「序章 調査地の概観」・「第一章 民俗と環境」・「第二章 生活と社会」・「第三章 生活と時間」・「第四章 生活と心」の順に編さんされている。この『上之宮町の民俗』の特色は、巻頭で

地域概観を述べた後、第一章で「環境」という枠組を設定し、そこから民俗を論じていることである。「環境」には、地名・地形・ヤマ・屋敷・田畠・川と水などの項目があり、ムラ人の生活の場（領域）の形成過程及び現在のムラの生活の場（領域）の実態がえがかれている。但し、ここでえがかれていることを「環境」という言葉で表現することが妥当であるとは思われない。むしろ、これらは人間が生活を営むために作り上げて来た人為的な生活空間である。「生活の場」とか「生活の領域」といった言葉の方が妥当なのではないかと思われる。この『上之宮町の民俗』は、全体としては『和光市史 民俗編』の構成を踏襲しつつも、民俗の全体像をえがく際の基本に、生活の場（領域）をより明確に設定し、「章」として独立させたことが新しい試みであったといえよう。

『大平の民俗—沼津市』は、全体の構成が「総説 大平の地域概況」・「第一章 人と環境」・「第二章 人とひと」・「第三章 人とももの」・「第四章 人ととき」・「第五章 人と超自然」の順に編さんされている。この『大平の民俗—沼津市』も、『上之宮の民俗』と同様に「環境」という枠組から民俗を論じている。しかし、ここでは「環境」が動物・植物・自然といった生態系から論じられ、ムラ人の生活の場（領域）の形成と実態を明確にえがこうとする視

角が希薄になっている。もちろん、ムラ人はその生活の場（領域）を形成するために自然を切り拓き、自然と共棲し、自然との相互交流の中で生活を営んで来た。しかし、民俗はあくまでムラ人の生活のあり方を基本に据えるものであり、それを超越しつつ内部調和的な生態系の全体的な再生産構造をえがくものではない。むしろ、「環境」で必要なことは、ムラの生活の場（領域）の形成と範囲、たとえば、開発・草分け・地名及び居住地・耕地・入会地などを詳細に論じて行くことであろう。また、『大平の民俗』—沼津市『第三章 人とのもの』では、生産生業・技術が重要視せられ、独立して「第三章 人とのもの」を構成しているが、『上之宮の民俗』の「第三章 生活と時間」におけるように、「時間」の流れ・サイクルの中で、生産（ケ）とカミゴト（ハレ）を相互連続的に論じた方がムラ人の生活（生産と消費・娛樂・信仰）の全体像を把握しやすいのではないかと思われる。

一九七〇年代から一九八〇年代の市町村史民俗編に関する以上の検討から、現在（一九八九年一月）の民俗誌作成・市町村史民俗編さんとの到達点は、およそ次の三点に要約できよう。まず第一には、地域の民俗の全体像を総体として把握し、立体的に叙述するために、その基軸として生活の場（領域）を設定したことである。これは、単なる象徴論的空間論に矮小化されるべきものではなく、また、生態

系の問題に拡大解釈されるべきものでもない。あくまで、ムラ及び、ムラ人を中心にして据えつつ生活の場（領域）の形成とその範囲を明示することなのである。第二には、民俗事象を構成し、叙述するための順序として、ミクロからマクロへ、小さな生活単位から大きな生活単位へ同心円的に広げる方法が採られていることである。これは、ムラの中の生活の場（領域）・組織・時間・信仰などほんどの分野に及び、民俗が個別に分断されてえがかれないので留意されている。第三には、民俗が単なる資料の羅列に終わるのではなく、読者がその地域住民の視野から民俗を生きものとして認識できるよう留意されていることである。日本民俗学の基本的姿勢であるものの、民俗誌作成・市町村史民俗編さんには際しては、従来自覚的に実行されることの少なかつた、ムラの内側から民俗の全体像を把握しようとする視角がようやく根付きつつあるものといえよう。

## （二）静岡県下の市町村史民俗編

次に、近隣市町村の市町村史民俗編さんとの現状として静岡県下の状況を確認しておきたい。

現在、静岡県は七十五市町村である。そのうち、管見の限りで、市町村史の存在（刊行中のところも含む）が確認できたものは、三十二市町村である。全体の半分にも満た

ない。

さらに、その三十二市町村のうち、民俗編（乃至、民俗にに関する記述のあるところ）はわずかに十四市町村にすぎない。（表）は、これら十四市町村の市町村史民俗編の構成と内容を一覧表にしたものである。

これらのうち、ある程度、民俗誌としてまとまつた体裁をとつたものは、『御殿場市史 別巻I』（一九八二年）・『細江町史 資料編三』（一九八三年）・『新居町史 第三卷風土』（一九八五年）の三市町村である。これら三者を除けば、他のものは民俗に関する記述が全体の中に少しづつ「編」や「章」として、組み込まれているにすぎない。また、「民俗編」と銘打つて本編一冊を充ててしているものは皆無である。

これら三者のうち、『御殿場市史 別巻I』の中の「民俗編」は、全体の構成が「御殿場市の概観」・「第一章 社会生活」・「第二章 人の一生」・「第三章 経済生活」・「第四章 衣・食・住」・「第五章 年中行事」・「第六章 祭礼と芸能」の順に編さんされている。これは、全体としては民俗誌の体裁を採つてはいるものの、全体の構成・項目の配列については、からなずしも民俗の全体像を自覺的に把握しようとする姿勢は感じられない。但し、写真・図が多く使用されており、比較的読みやすい本になつてている。

『細江町史 資料編三』は、一般的な市町村史民俗編と異なり、町内の各区から地元の調査委員を選び、合計十九地区の民俗が区ごとに記述されている。それぞれ各区とも、大枠としては、衣・食・住・運輸・交易、社会生活、信仰、人の一生、年中行事の順に構成されている。叙述の内容はバラツキがあるものの、外部のいわゆる専門家が関与せず、地元の人だけで民俗編を編さんしたことは、民俗誌及び市町村史民俗編が本来的にその土地の人間の視点からつくらるべきものであるという意味で、今後参考にされるべき編さんのあり方であろう。

『新居町史 第三卷風土』の「第二編 民俗」は、「第一章 人生儀礼」・「第二章 民間信仰」・「第三章 ムラのしくみと生活」・「第四章 祭礼」・「第五章 漁業生活」・「第六章 衣生活」・「第七章 食生活」・「第八章 住生活」の順に構成されている。この『新居町史 第三卷風土』は、全体的によくまとまり、記述の内容も豊富である。特に、祭礼や漁業に力点が置かれている。しかし、各項目は詳細ではあるものの、民俗の全体像を立体的に構成しようとする姿勢は弱いようと思われる。

残念ながら、静岡県下の市町村誌民俗編さんは非常に遅れていると言わざるを得ない。静岡県下の市町村史民俗編においても、地域の住民の視点から自覺的に民俗の全体

像を捉えようとする必要であるう。

## 二 現代社会と日本民俗学

次に、民俗誌作成・市町村史民俗編纂さんのための予備作業のひとつとして、現在の日本民俗学が抱えている諸問題点を明らかにしておきたい。具体的には、その諸問題点の最大公約数を示すものとして、「日本民俗学の研究動向」の「総説」（一九七五年）一九八七年、『日本民俗学』誌上から）と、一九八〇年代に刊行された二つの概論書、福田アジョ・宮田登編『日本民俗学概論』（一九八三年）、吉川弘文館）及び赤田光男・天野武・野口武徳・福田晃・福田アジョ・宮田登・山路興造『日本民俗学』（一九八四年、弘文堂）を検討する。

「日本民俗学の研究動向」は、『日本民俗学』創刊一〇〇号を記念して一九七五年九月から設けられたものである。以後、隔年に一回特集が組まれ、研究の全体的な展望を明示する「総説」と分野毎の各論により、研究の到達点が示される。第一回めの「日本民俗学の研究動向」の「総説」は、和歌森太郎「総説—方法論上の問題」（『日本民俗学』一〇〇号、一九七五年九月）である。和歌森は、一九六〇年完結の『日本民俗学大系』（平凡社、全十三巻）の意義について触れ、そこではようやく日本民俗学が方法論・調

査論を自覚的に捉えようとする姿勢が出て来たと指摘する。また、『日本民俗学大系』編さんの中心となつた関敬吾・大間知篤三・最上孝敬・桜田勝徳による概論書『民俗学』（一九六三年）では、ムラの構造・機能の把握を重視する傾向が強くなつて来たと述べる。

こうした一九六〇年代の動向を踏まえ、二年後の「日本民俗学の研究動向」では、野口武徳が「総説—機能・構造主義的方法の展開」（『日本民俗学』一二二号、一九七七年九月）を執筆する。野口は、ここ二十年間あまりの農村・山村・漁村の大変動に対し、日本民俗学は対処しきれていないのではないか、という学問自体に対する率直な危機感を吐露しつつ、日本民俗学が大きな転換期を迎えていると指摘する。野口は、そうした自己の現状認識の上で、日本民俗学はその研究の範囲・方法が再検討されねばならない、また、民俗の変遷を重視する時間軸中心の方向から、機能論・構造論的把握に進むことによって、社会変動に対応出来得るのではないか、と自己の展望を開陳する。その後、野口はやや悲観的色彩を強めつつも、七年後、結果的に最晩年の文章となつた、赤田他『日本民俗学』（一九八四年、弘文堂）の「第一章 総説」においても同様の見解を述べる。すなわち、「現在は対象とした常民（庶民）社会は比較にならないぐらいの大変化を遂げてしまった。当然のこ

ととして、日本民俗学の方法論 자체も変わってゆかなければならぬ。このような社会・文化（生活）の変貌という現実に対し、多くの民俗学者達は暗中模索の状態にあると言えよう。」（二十三頁）と述べている。

おそらく、一九七〇年代後半から一九八〇年代にかけて、日本民俗学の現状に対してもっとも強い危機感を抱いていたのは、坪井洋文であろう。一九七九年の『日本民俗学の研究動向』は、「総説」が坪井洋文「総説—日本民俗学の現代的課題—」である。これは後に、結果的に生前の坪井単独の最後の著書となった『民俗再考—多元的世界への視点』へ一九八六年、日本エディターステール出版部の巻頭に「日本民俗の多元性」と改題され所収された。ここで坪井は、現在ほど日本国民が民俗への志向・関心を持っている時代ではなく、日本民俗学はそれとの緊密な繋がりを保持していかなければならないと主張する。しかし、日本民俗学は日本国民の民俗への志向・関心とますます乖離しつつあるのではないか、と日本民俗学の現状を批判する。すなわち、次の如くである。

ところが、現在の日本民俗学の研究者は、過去の残存事象の復原をするのみで、「国民の希求する現状の打開や転換の契機とかかわりを持」つていないのである。現在の日本社会への対応として、野口が主に方法論的な模索を続けたのに對し、坪井は研究の姿勢、課題設定のあり方そのものから日本民俗学の方向を模索して行つた。そして、それは、日本民俗学は現代の日本国民の生活や意識の民俗とは、国家によつて与えられた知識ではなく、常民みずからが創り出した知識であると筆者は考える。民俗を希求する国民の内面的契機には、現代生活における一種の閉塞状況の打開に、民俗的世界の持つた意味の問いなおしを通して、発展への手がかりを得ようとするところにあり、決して過去田園生活の單なる詩的回顧や好記事的趣味の問題としてではない。そこには本来あるべき生物種としての人間の生命の安全を求める、きわめて根元的な欲求が潜んでいる。国家によつて与えられた知識のみでは、人間らしい生き方が方向づけられないといふ、潜在化していた意志が、民俗への希求という形で顯れ、生き方としての知識の調和を回復しようとしているのではないかと考える。これを転換の契機にもとづく民俗的世界への希求といつてもよい。（傍点・引用者）

常民の持つている知識の全体は、国家によつて与えられた知識と常民がそれぞれの地域社会のなかで創り出した知識とである。現在の多くの国民が求めているところ

と乖離するものであつてはならなかつた。

しかし、こうした批判と模索のありようは、日本民俗学界の中では一九八〇年代に入りむしろ衰微乃至後退していると言わざるを得ない。たとえば、一九八〇年代には、現在まで「日本民俗学の研究動向」が四回特集されている。

その「総説」は、桜井徳太郎「総説—動向と展望—」（『日本民俗学』一三六号、一九八一年九月）、宮田登「総説—民俗学の新しい動向—」（『日本民俗学』一四八号、一九八三年七月）、千葉徳爾「総説—学界動向の一面—」（『日本民俗学』一六〇号、一九八五年七月）、大島建彦「日本民俗学の現状」（『日本民俗学』一七一号、一九八七年八月）であるが、千葉を除けば、ほとんど文献解題の域を出るものではない。最新の大島建彦「日本民俗学の現状」に至っては、ほとんど文献の羅列のような観を呈している。日本民俗学の今後を切り拓くべき「日本民俗学の研究動向」の「総説」が、問題提起や批判を行なわないこと自体、日本民俗学の研究の衰微及至後退であり、さらにそれとどまらず、研究の墮落である。

但し、一九八〇年代に刊行された概論書のうちのひとつ、福田アジオ・宮田登編『日本民俗学概論』（一九八三年、吉川弘文館）では、「Ⅳ 特論」の一部として「21 過疎と民俗の変貌」・「22 都市の民俗」・「24 民俗の調査と記

録」の項目が設けられ、一九六〇年代以降の日本社会の変貌へ対応しようとする苦慮が感じられる。ただ、残念ながら現状認識にとどまっており、積極的に今後の方向を提示するものとはなり得ていないようと思われる。

この『日本民俗学概論』は、概論として民俗の全体像を提示するにあたり、一般的な分類を探らず、全體を「I 空間の民俗」・「II 時間の民俗」・「III 心意の民俗」の三つに分けている。従来から無批判に採用されていた、「社会生活」・「生産生業」・「年中行事」・「人の一生」・「信仰」・「民俗芸能」などといった民俗の分類の枠組みを取り払ったことは、非常に意義のあることといえよう。しかし、「空間」認識・「時間」認識・心意現象は観念のレベルのことがらであり、「空間」・「時間」・「心意」の大枠で民俗の全体像を考えがこうとすることは、あまりに観念を重視しすぎている。各論では、物質文化・有形文化、社会経済的側面についても触れられているものの、全体の枠組みの基準が観念のレベルのことのみによる分類である限り、ムラや民俗が歴史的に形成されたものであり、現在も存在する社会的存在であることは捉えにくくなる。また、最初に「空間」という言葉で大枠を設定することは、ムラの生活の場（領域）を実態として押さええることのない、単なる象徴論に歪曲化されるおそれがある。ここでは、「空間」というあい

まいな表現に拠るのではなく、むしろ、まず最初に、実体的な生活空間としてのムラの領域が押さえられ、その上で

観念としての「空間」認識（象徴論）を明示するべきであ

ろう。

以上のように、一九六〇年代以降日本社会の変動に対して如何に対応するか、日本民俗学内部において積極的な問題提起がなされたといえる。しかし、一九七〇年代後半の鋭い問題提起は、一九八〇年代に入るとむしろ影をひそめる傾向があり、また、問題提起に対する具体的な研究課題の設定、方法論上の検討はかならずしも進展しているとはいえない。模索は続けられつつも、全体的には壁につき当つているというのが現状である。

しかし、そうした中でも、方法として機能論・構造論的把握、地域性の重視といった傾向は深められてきた。それは、民俗を生活の場（領域）に即して総体として把握しようとする観角と重なつており、日本社会の変動のありようをそれぞれの生活の場（領域）から具体的に捉えるための有効な方法となろう。但し、これはけつして具体的な生活実態を捨象した「空間」認識論（象徴論）に矮小化されるべきものではなく、また、風土・環境決定論に陥るべきものでもない。基本的には、ムラの生活の場（領域）の形成と解体（あるいは、持続）を実態として丹念に把握するべ

きものなのである。

### むすび

最後に、以上の検討を踏まえて、民俗誌作成・市町村史民俗編編さんに対する観角はどうあるべきか、私見を二点述べておきたい。

まず第一には、既述の如く、ムラの生活の場（領域）の実態を把握し、それを基軸に据えつつ地域の民俗の全体像をえがくべきである。その際、ムラの生活の場（領域）が如何なる形で歴史的に形成されたか、そして、その内実は如何なるものか、そしてさらに、それは如何なる要因で如何に解体しつつあるのか、それらを出来るだけ具体的に明らかにするべきである。民俗は超歴史的な存在ではないのであり、したがって、出来得る限り、歴史的な時間の流れに沿つてその動態を明らかにするべきものである。

したがって、第二には、民俗を存続させて来たムラが一九六〇年代以降急速に解体乃至変容しつつある中で、民俗が消滅することにより如何なる新しい生活様式・意識構造が生成するのか、あるいは、民俗がムラから剥離しつつも如何に民俗事象相互の関係の文脈を変化させ、また新たに媒介項を設定しながら存続するのか、その具体像をも明らかにするべきである。そこでは、厳密にムラの民俗のみを

明らかにするのではなく、必然的に、現代の生活の全体像の中で過去及び現在の民俗をえがくこととなる。また、それは、過去に遡及し民俗の原型を復元することではなく、現在を基軸にしつつ過去からの集積としての現在をえがくこととなる。地域住民の生活・意識と民俗誌・市町村史民俗編を乖離させないためにも、民俗誌作成・市町村史民俗編さんとの出発点を地域住民の現在の生活・意識に設定するべきであろう。

(付記) 本稿は、一九八八年十二月二十六日、裾野市史民俗編さんとのための検討会において報告したものを基にまとめたものです。

(いわた しげのり・調査委員・早稲田大学大学院生)

〈表〉静岡県下・市町村史民俗編（民俗の部分）構成一覧

書名	発行年	構成
熱海市史 資料編	1972	I 市街地区 - 1社会伝承、2生産の民俗、3人生儀礼、4年中行事 II 初島 - 1社会伝承、2漁労民俗、3人生儀礼
伊東市史 資料編	1962	1若者組、2年中行事、3漁民の民俗、4祭り
御殿場市史 別巻I	1982	1御殿場市の概観、2社会生活、3人の一生、4経済生活、5衣・食・住、6年中行事、7祭礼と芸能
沼津市誌 下巻	1958	1漁村における若者組習俗、2口碑・伝説、3方言考、4所縁の地と地名の由来
藤枝市史 下巻	1970	1経済生活、2人生儀礼、3特殊な習俗、4年中行事、5民俗芸能
三島市史 下巻	1954	I 習俗 - 1住居、2誕生、3結婚、4葬儀、5若者組、6年中行事 II 方言、III 歌謡、IV 芸能
焼津市史 下巻	1971	1ムラの生活、2生業と年中行事、3人の一生、4俗信・俗謡・芸能・民間療法
細江町史 資料編三	1983	※各地区別の記述。
佐久間町史 下巻	1982	1村人の暮らし、2信仰をめぐる習俗、3年中行事、4人の一生
浜岡町史	1975	1民俗信仰、2年中行事、3講社
函南町誌 下巻	1985	I 習俗 - 1衣・食・住、2葬儀、3年中行事 II 方言、III 歌謡、IV 伝説
新居町史 第三巻風土	1985	1人生儀礼、2民間信仰、3ムラのしくみと生活 4祭礼、5漁業生活、6衣生活、7食生活、8住生活
可美村誌	1985	1衣・食・住、2信仰、3民俗芸能、4人の一生 5年中行事、6方言・小字の由来、7口頭伝説、8その他
芝川町誌	1973	1宗教、2家と生活、3衣・食・住、4風俗、5口碑と伝説、6民謡と童うた、7文化財と史蹟

編さん室日誌

- 昭和49年4月1日～牧野 隆氏を中心に市史編さん準備を開始し、古文書の整理を行う  
昭和54年4月1日～大庭景申氏を中心に古文書の整理を行う  
昭和56年～60年まで武藏大学日本文化学科の学生を中心に古文書整理  
昭和62年4月1日 杉山勝社会教育課長が市史編さん室長を兼務する  
4月13日 市史編さん準備委員会議開催  
6月5日 市史編さん委員会議開催(学識経験者6名委嘱、市職員8名任命する)  
7月16日 市史編さん委員会議開催  
9月21日 市史編さん専門委員5名の委嘱式及び、第1回会議開催  
11月6日 第2回市史編さん専門委員会議開催  
12月6日 第3回市史編さん専門委員会議開催  
昭和63年3月17日 市史編さん委員会議開催  
4月1日 市人事異動により長谷川博室長となり、橋田稔 主事他嘱託3名の事務局組織となる  
4月23日 第1回市史編さん委員会、専門委員会開催
- 4月28日 佐野・岩崎家所蔵文書調査及び借用  
5月13日 富沢・服部家所蔵文書調査及び借用  
5月14・15日 借用中の旧家文書調査及び事業打ち合わせ  
5月19日 葛山区有文書借用打ち合わせ  
6月1日 石脇・大庭家所蔵文書調査及び借用  
6月4日 上ヶ田区御遷宮祭二百年ぶりに建て替え  
6月7日 葛山・勝又照一氏所蔵文書及び絵図の写真撮影  
6月12日 専門委員会開催、調査委員10名を委嘱し、専門委員・調査委員合同会議を開催  
6月14日 古文書マイクロフィルム撮影保存の仕様について詳細な打ち合わせ  
6月16日～18日 御殿場市内中世関係諸家調査(県史調査へ同行)  
6月17日 千福・普明寺所蔵文書調査及び借用  
6月21日 捩野高校へ遺跡・石造物調査の依頼について打ち合わせ  
6月22日 明治史料館所蔵文書調査  
6月23日 茶畠・鈴木宗作氏所蔵文書調査  
石脇・大庭家所蔵中世文書調査  
6月24日 市史編さん室保管中世文書調査  
6月29日 芦ノ湖水利組合関係文書調査について打ち合わせ  
せ

6月30日	裾野高校所蔵文書調査及び借用	9月6日	佐野・古谷家所蔵文書調査及び借用
7月7～13日	芦ノ湖水利組合文書資料調査	9月6～8日	中世関係の諸家・寺の沼津市内調査
7月8日	深良・藤森家所蔵文書調査及び借用	9月7日	深良用水史料調査
7月10～12日	佐野・吉岡家所蔵文書調査及び借用	9月9日	須山・葛山地区の城館址調査
7月11日	近世（深良用水関係）資料調査と、調査の進め方について打ち合わせ	9月12日	伊豆島田・水口家所蔵文書調査及び借用
7月19日	地区協力員推薦について打ち合わせ	9月15日	調査委員1名を委嘱する
7月21～22日	下田市及び河津町視察調査	9月16日	市建設業組合所蔵文書調査及び借用
7月23日	今里・民俗調査（岩舟地蔵について）	9月18日	編さん作業の進め方及び近世部門関係委員打ち合わせ
7月25～8月12日	市史編さん室保管文書の検索カード書込み作業	9月26日	深良・羽田勲氏所蔵文書調査及び借用
7月25日～12月25日	マイクロフィルム撮影委託	9月30日	葛山・中村三平氏所蔵文書写真撮影
8月2日	深良用水水門改修工事現地調査（写真撮影）	10月6日	市史編さん委員会開催
8月6日	近代部門関係委員打ち合わせ	10月11～12日	葛山区有文書写真撮影（仙年寺）
8月7日	下郷文書（清水町）調査・写真撮影	10月16日	専門委員・調査委員合同会議
8月10日	考古部門関係委員打ち合わせ	10月20日	御宿・下湯山家所蔵文書調査及び借用
8月22～31日	市史編さん室保管文書の整理分類作業	10月26日	長泉町役場より下郷文書の箱根用水堰関係絵図写真借用
8月24日	近代部門関係委員打ち合わせ（仙年寺にて）	10月30日	地区協力員連絡会・有光友学専門委員による市史講演
8月28日	専門委員・調査委員合同会議	10月31日	土屋明正教育長任期満了により退任
8月29日	清水町・中野家所蔵文書調査及び借用	11月1日	芦沢仁氏が教育長に就任し、市史編さん委員に任命される
9月1日	調査委員2名を委嘱する		

11月9日	葛山城周辺悉皆調査	12月25日	深良地区の耳石神社・稻荷神社の棟札・奉納札の調査及び写真撮影
11月17日	上ヶ田・土屋進氏所蔵文書調査及び借用	12月26日	深良地区の赤子神社・駒形神社・神明神社・駒形八幡神社の棟札・奉納札の調査及び写真撮影
11月20日	葛山・城ノ腰周辺調査、下郷文書調査	12月27日	武井光雄氏宅で金堀甚左衛門に関する墓碑の調査及び聞き取り調査、民俗関係委員会議
11月21日	深良支所所蔵行政文書調査	1月10日	深良地区山神社の棟札・奉納札の調査及び写真撮影
11月29日	葛山城を主体とした座談会及び聞き取り調査 芦ノ湖四留水門両脇にある碑文の調査	1月19・20日	昭和64年1月5日 深良・原の駒形神社につたわる駒形講に使用される軸の写真撮影
11月30日	市史だより創刊号発刊	1月28日	平成元年1月10日 調査委員1名委嘱する
12月3日	金沢・永田栄二郎氏所蔵文書調査及び借用	2月15日	箱根町立郷土館に所蔵・保管されている箱根用水・根用水関係文書調査及び写真撮影
12月5日	葛山区有文書写真撮影	2月29日	専門委員・調査委員・合同会議
12月11日	専門委員・調査委員合同会議	3月16～18日	3月15日 市史研究誌刊行に伴う打ち合わせ
12月12日	田場沢地区の民俗に関する聞き取り調査 箱根神社・箱根町役場保管の箱根用水に関する文書等の写真撮影及び聞き取り調査	3月26日	3月26日 葛山城址保存会総会時歴史講演会 (有光友学先生)
12月15日	深良地区神社の棟札・金文調査にあたっての事前打ち合わせ会		
12月17日	裾野高校にて石造物調査にあたっての説明会		
12月20日	千福・鈴木常明氏所蔵文書調査及び借用		
12月21～23日	芦湖水利組合関係文書調査及び借用		
	田場沢区の民俗関係聞き取り調査		
3月27日	第3回市史編さん委員会		

# 裾野市史編さん関係者名簿

## ◆市史編さん委員

○委員長 ○副委員長

○勝又 寿 学識経験者

芹沢 充寛 学識経験者

鈴木 強 学識経験者

羽田 熱 学識経験者

伊藤 政秋 学識経験者

星野 文博 学識経験者

渡辺 藤男 教育委員長

有光 友学 専門委員代表

久保 文和 堀野市助役

芹沢 仁 堀野市教育長

杉山 政康 企画調整部長

飯塚 光雄 総務部長

渡辺 武彦 財政課長

小林 敏彦 企画調整課長

坂田 正治 学校教育課長

有光 友学 横浜国立大学教授

高橋 敏 群馬大学教授

## ◆市史編さん専門委員

福田アジオ 国立歴史民俗博物館教授

四方 一瀬 国土館大学教授

中野 国雄 日本考古学協会会員  
石田 義明 静岡県立裾野高等学校教諭  
岩崎 信夫 都立青山高等学校教諭  
岩田 重則 早稲田大学大学院生  
菊地 邦彦 都立航空工業高等専門学校助教授  
斎藤 弘美 明治大学大学院生  
坂本 紀子 早稲田大学大学院生  
柴 雅彦 静岡県立長泉高等学校教諭  
杉村 齊 三島市教育委員会郷土館学芸員  
関根 省治 静岡県立沼津東高等学校教諭  
松崎 真吾 横浜国立大学大学院生  
前田 耕司 神奈川大学付属中・高等学校教諭  
湯川 郁子 一橋大学大学院生  
脇野 博 一橋大学大学院生  
渡瀬 治 堀野市立西小学校教諭

## ◆地区協力員

植松甲子男 西地区(石脇村)  
杉山 光正 " (佐野村)  
加藤 信雄 " (大畑村)

## ( ) 内は旧村名

水口	清文	西地区	(一ツ屋新田)
歌崎	久作	東地区	(定輪寺村)
渡辺	富雄	中西	(富沢村)
水口	忠栄	保男	(伊豆島田村)
渡辺	幸雄	繁雄	(水窪村)
中西	善次	東地区	(二本松新田)
渡辺	香	(久根村)	(久根村)
杉山	清水	渡辺	(稻荷村)
杉山	四郎	杉山	(公文名村)
杉山	寛美	杉山	(茶畠村)
飯塚	星野	杉山	(茶畠村)
飯塚	政高	飯塚	(麦塚村)
大庭	直司	星野	(平松新田)
倉沢	三郎	大庭	(深良村)
井上	秀雄	三郎	(深良村)
西島	丹令	大庭	(富岡地区)
土屋	秀雄	三郎	(深良村)
勝又	誠吾	倉沢	(深良村)
土屋	常一	秀雄	(岩波村)
小野	春隆	秀雄	(千福村)
杉本	隆彦	秀雄	(葛山村)
"	"	富岡地区	(御宿村)
"	"	(上ヶ田村)	(上ヶ田村)
"	"	(金沢村)	(金沢村)
"	"	(今里村)	(今里村)

◆教育委員会職員

芹沢 仁	教育長	真田 林蔵	富岡地区(下和田村)
西川 久雄	教育次長	野田 達郎	須山地区(須山村)
長谷川 博	市史編さん室長	土屋 邦彦	" (須山村)
袴田 稔	主事		
杉山 義則	事務員		
浜田 明	事務員		
今関 浩子	事務員		

◆古文書整理・調査等にご協力いただいた方々

(昭和63年度)

筑波大学付属中学校教諭 佐伯真人  
桐朋女子学園講師 米田雅子  
神奈川県立都岡高校教諭 根本弘美  
沼津歴史民俗資料館学芸員 濱川裕市郎

## 編集後記

『裾野市史研究』創刊号をお届けします。本誌は、裾野市史編さん事業の一環として、中間報告的な性格をもち、研究論文のほか、調査報告・史料紹介など市史編さん事業の過程を、市民の皆様にお知らせしていくものです。

本誌は年一回の予定で刊行しますので、多くの方々から広い分野にわたって投稿をお待ちしております。

裾野市史編さんは、先人達の築いた文化を歴史的に明らかにし、郷土の歴史資料の散逸・忘失を防ぎ、市の歩みを記録にとどめ、後世に残す目的から、本年度より本格的なスタートをいたしました。

古文書の収集・解読は、今から約十五年位まえから、故牧野驥先生や、大庭景申先生が中心となって行われ、元教育長故芹澤茂一先生が、市史編さん事業の基礎を作られました。先生方のご尽力に、あらためて敬意を表する次第です。

昭和六十二年度からは、前教育長土屋明正先生、前教育次長勝又良逸氏、(現・市水道部長)らが、市史編さん事業の推進体制を積極的に進められ、本年度から歴史家専門の先生方を委員に委嘱するなどして、悉皆調査・研究を進めております。事業はこれから段階ですが、地域文化の向上と、郷土への理解とご協力を市民の皆様にお願いいた

します。

なお、この小冊子をご拝見下さる各位からのきびしいご批判をお待ちするとともに、お宅に古文書（墨で書かれた古い書き付け）や明治・大正・昭和（三十年位まで）期の記録類・書類・風景写真等がありましたら、史資料として借用させていただきたいので教育委員会市史編さん室までご連絡ください。

なお、武藏大学・横浜国立大学・静岡大学・早稲田大学・東海大学・東京女子大学・静岡県立裾野高校郷土研究部の学生のみなさまの御協力を得たことを付記し、感謝の意を表したいと思います。

市史編さん室長

長谷川 博



裾野市史研究 第1号

平成元年3月25日発行  
平成3年3月25日増刷

編集 教育委員会市史編さん室  
発行 補助金

裾野市茶畑399

電話 0559-93-7170

印刷 みどり美術印刷株式会社

(題字: 裾野市教育長 芹澤 仁)